

震災対策編

第 1 編

総 則

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山口市防災会議が作成する地域防災計画のうち、山口市の地域における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して山口市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県の地域防災計画に基づき、山口市の地域における地震防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものであり、各種の防災に関する計画は、本計画の一環として体系づけたものである。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。
- 3 この計画は防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災 対 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救 助 法 災害救助法（昭和22年法律118号）
- (3) 激 甚 法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 県 山口県
- (5) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (6) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (7) 市防災計画 山口市地域防災計画
- (8) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 計画の内容

この計画は、市の地形、地質等の特性によって想定される地震による災害を基準にして、次の事項に関し定める。

1 総則

計画作成の主旨、防災の基本方針、市及び防災機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱、計画の前提となる地震の想定等を定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための措置についての基本的な計画とする。

3 災害応急対策計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生を未然に防止し、又は応急的救助を行う場合等災害の拡大を防止するための措置についての基本的な計画とする。

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たっての基本的な計画とする。

なお、市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災に関し処理すべき事務又は業務については、必要に応じ各計画において定める。

第4節 計画の修正

この計画は、災対法第42条第1項の規定に基づき、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正する。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、山口市の職員及び防災上重要な施設の管理者その他防災関係機関に周知徹底し、このうち必要と認めるものについては、市民に対し周知する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は平成8年度に地震防災緊急事業五箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成18年度に第3次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成23年度に第4次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成28年度に第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。

2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第2章 計画の前提

第1節 災害素因としての地域の概況

第1項 自然的条件

1 位置・地勢

本市は、山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は、萩市、さらに島根県鹿足郡津和野町及び吉賀町に接し、また、南部は山口湾、山口東港、秋穂港、青江港に臨んでいる。東西 46.3 km、南北59.6 km、面積1023.23 km²を有している。

市域の広がりとしては、東西に約46 km、南北に約58 km、面積1023.23 km²を有し、県土の約17%を占め、県下第1の市域面積を持つが、南北に長いことから都市としての集中性に乏しい。

地勢は、北部の山地から榎野川と佐波川が流れ、盆地、南部の臨海平野へと続いている。阿武川は、国道9号沿いに南下し、長門峠を経て北上し、萩市日本海に続いている。

また、広域交通網が東西南北に走り、県内の主要な都市に1時間以内で移動できるとともに、中国自動車道、山陽自動車道の2本の高速道路と山陽新幹線の新山口駅を有し、山口宇部空港への接続もよく、広域交流の拠点としての優位性を有している。

2 地質

本市を構成する地質は、古生代の変成岩類や堆積岩類から、中生代白亜紀の火山性堆積岩類や火成岩類、新生代第四層の洪積層や沖積層と、極めて変化に富む分布をしている。

東部から南部にかけて、白亜紀花崗岩が比較的広くあらわれていて、高原状の山地や丘陵地となっている。山口盆地や宮野盆地をとりかこむ山地や徳地地域の南部は、大部分三郡変成岩からなり、黒色片岩や緑色片岩などの特色ある地質から構成されている。

山口盆地と吉南平野との間にあつて、中心市域のほぼ中央を占める中起状の黒河内山地は主として白亜紀の凝灰岩類からなり、これは、高羽ヶ岳から真田ヶ岳にかけての山地にも同じ岩石が分布している。

第四紀の新しい堆積物は、山口盆地や各河川に沿う谷底平野などの低地を構成し広い面積を有している。

地質構造上のもうひとつの特徴は、複雑な断層系の発達しているところである。概ね、北東方向の断層系に影響されて、山地の形態や河谷の方向が決まっている。特に、北部や中部の白亜紀凝灰岩類や、三郡変成岩類からなる山地は、断層谷の発達によって細かく断裂した小地塊の集合する地形を表している。また、榎野川構造線に沿う地殻変動によって、山口盆地が深く沈降して広い埋積盆地を形成しており、沿岸部でも榎野川右岸では隆起性の海岸となっているが、左岸では逆に沈水性の海岸の特徴を現している。

第2項 社会的条件

1 人口

令和2年国勢調査によると、山口市の人口は193,966人、世帯数は87,094世帯となっており、山口県全体の人口に占める割合は14.5ポイント、県内で2番目の規模の市となっている。

また、人口増加率は平成22年で1.3ポイントその前回と比べて低下、平成27年で0.4ポイント増加しており、このたびの調査では1.8ポイント低下に再び転じている。

2 都市機能

本市は県庁所在地として、山口県における行政、教育、文化の中心として重要な役割をはたしており、県庁をはじめ県立の研究施設、美術館、図書館、博物館、国立大学、各種大学、各

種専修学校などが立地するとともに、各種の公益的業務サービス機能・拠点が集積している。

第2節 災害誘因の把握

第1項 活断層

本市周辺の主な活断層としては、次のものが報告されている。

＜本市周辺の活断層の状況＞

断層名	長さ(km)	走向	傾斜(°)
東南海・南海地震	—	—	—
安芸灘～伊予灘の地震	28.0	N20° W	135
大原湖活断層系 (山口盆地北西縁断層)	12.0	N48° E	90
大原湖活断層系 (宇部東部断層+下郷断層)	20.0	N26° E	90
徳佐一地福断層	25.1	N51° E	90
防府沖海底断層	44.1	N33° E	90
佐波川断層	34.4	N37° E	90

第2項 地震災害履歴

歴史地震(昭和以前)については「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また、周辺地域では、「1767年・1778年・1859年のいずれも岩見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている1923年1月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

1997年6月25日阿東(当時町制)嘉年を震源とする計測震度5.3の地震(山口県北部地震)により、軽傷者2名、住宅の全半壊8棟を始め、道路のひび割れ、落石及び墓石の倒壊多数の被害があった。

資料編〔P252〕・・・山口市で震度が観測された地震

第3節 津波

一般的に津波を伴う地震は、海底で起こる縦ずれ断層型の地震と考えられており、このタイプの地震としては、安芸灘周辺の地震が取り上げられる。

しかし、深さが40kmより深く海底まで断層の破壊面が届かないため、大きな津波の発生は考えにくい。

歴史的に見ても、安芸灘地震で大きな津波が発生した記録は見られない。

瀬戸内海沿岸の津波としては、四国・紀伊半島沖を震源とする巨大地震、東南海・南海地震の影響が考えられる。

国の中央防災会議の資料では、東南海・南海地震が同時に発生した場合、山口県の瀬戸内海沿岸では最大で標高2メートルを超える津波が来襲するものと予想されている。

日本海沿岸においても、過去大きな津波の記録はないが、だからといって大津波を起こすような地震の発生や被害がないとはいえない。

第4節 被害想定

地震による被害を最小限にとどめるには、過去の地震記録を参考に被害を想定する必要がある。このため、本市の地震防災対策を的確に実施する上での基礎資料とするため、県が平成20年3月にとりまとめた「山口県地震被害想定調査報告書」、及び県が平成23年11月にとりまとめた「大規模災害対策検討委員会報告書」を参考にして地震被害の想定を行った。

第1項 想定される地震活動

1 主要な断層による地震

山口県に影響のある切迫性の高い地震として、今後30年間以内に70～80%の確率で発生するとされている「東南海・南海地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」がある。また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、いつどこで起きるか分からないことから、主な活断層のうち市域に直接影響が予想される大原湖断層系、徳佐一地福断層、防府沖海底断層、佐波川断層についての被害想定を抜粋し掲載する。

2 その他の断層による影響

文献等に記載された活断層等から、地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を抜粋し掲載する。

◆ 想定地震の概要

1 主要な断層による地震

(1) 東南海・南海地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

報告書では東南海地震と南海地震が同時に発生すると想定されている。国の地震調査研究推進本部によれば平成24年1月1日を基準日として、今後30年以内に発生する確率は、東南海地震で70%程度、南海地震で60%程度、2つの地震が同時に起こった場合の規模はM（マグニチュード）8.5前後とされている。

余震に関しては、震源断層面に沿ったもの（狭義の余震）と、ユーラシアプレート周縁（西日本全域）の広範囲に及ぶもの（広義の余震）が頻発することが予想される。さらに、余震の発生期間も長期に及ぶとともに、最大余震は数年後に発生することもあるため、本震後にはこれらの余震活動の推移に細心の注意を払う必要がある。次に述べる活断層地震も広義の余震として起きる可能性がある。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東－南西方向の大原湖断層系、大竹断層（岩国断層帯）等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西－南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。事実、宝永地震（1707年、東海・東南海・南海地震の3連動地震（M8.6））の時、発生23日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5.5）が発生している。これによって倒壊家屋289軒、死者3名の被害が発生した。

文部科学省の研究プロジェクトの成果（東京大学地震研究所古村孝志）によると、東海・東南海・南海地震が連動すると、宮崎県沖に震源を持つ日向灘地震も連動する可能性があるとしている。このケースでの想定4地震の断層は長さ700kmに達し、M9クラスの巨大地震になる可能性もあるため、これに関しては今後の研究の進展や国の被害想定を見守る必要が

ある。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。また高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M8.5とする。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

中山間地域については、がけ崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐりこむフィリピン海プレート先端部の地下約50kmの深部で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年（2001年）芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年（1905年）芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25と設定する。

(3) 大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）

活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。津波は発生しない。

『大原湖断層系』は、雁行状に配列する7本の断層から構成されている。これらの活断層の性状と最新活動時期を下表に示す。

『大原湖断層系』を構成する断層

断層名	走向	長さ (km)	平均鉛直変位速度 (m/千年)	横ずれ変位 (M)	最新活動時期	活動間隔
大原湖	ENE	22	—	—	約3,200年以前	
木戸山西方	NE～NNE	4.5+	0.01	90	約3,500年以降	24,000年以上
山口盆地北西縁	ENE	12	0.075	—	後期更新世以降	
吉敷川	N-S	4	—	—	高位段丘堆積物堆積後	
下郷	NNE	9	—	50～100	3,500年～4,500年前	21,000年程度
宇部東部	NNE	11	—	—	11,500年～400年前	
仁保川	NE	10	—	—	不明	

* 出典 金折祐司、山口県の活断層、2005

このうち、県中央部の山口盆地に位置し、山口市の中心市街地において多くの被害が想定される「山口盆地北西縁断層」を主要な断層による地震として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ12km、M6.6と設定する。

(4) 大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）

同じ方向で「山口盆地北西縁断層」の南部に位置し、『大原湖断層系』を構成する「宇部東部断層」と「下郷断層」について、山口市から宇部市にかけて多くの被害が想定される二つの断層が同時に活動する場合を想定した。したがって、断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ20km、M7.0と設定する。

2 その他の断層による地震

(1) 徳佐－地福断層

「山口県の活断層」に記載されている断層で、『大原湖断層系』の北東延長部に位置する断層であり、島根県と山口県の県境に位置する野坂峠から南西に延び、阿東地区徳佐と地福を経て木戸山西方に至る。阿東地区において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」と「山口県地質図」を参考に、断層長さ25.1km、M7.2と設定する。

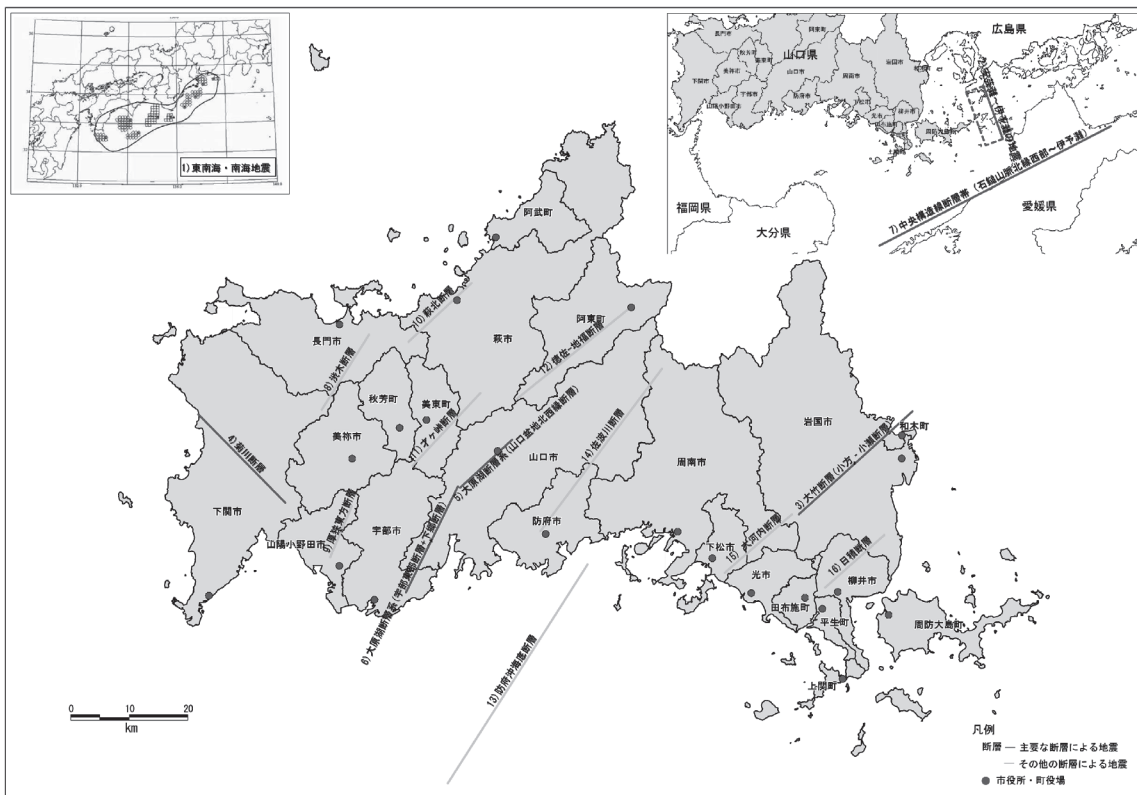
(2) 防府沖海底断層

海上保安庁海洋情報部ホームページに記載されている断層で、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ44.1km、M7.6と設定する。

(3) 佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ34.4km、M7.4と設定する。

想定地震位置図



* 出典 山口県地震被害想定調査報告書(平成20年3月)

第2項 発災季節と発災時刻

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定している。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定が行われた。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝5時 風速 3m/s 風速15m/s	阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの方が自宅で就寝中。建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速15m/s	屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

第3項 被災想定結果

冬の昼12時、風速15m/s

想定項目	想定手法	被害量	想定地震	東南海・南海地震	安芸灘～伊予灘の地震	
			地震規模	M8.5	M7.25	
			地震タイプ	プレート間	スラブ内(プレート内)	
地震動・液状化	①地震タイプ、地震規模、震源からの距離により硬質地盤での地震動を算定 ②硬質地盤～地表面の地盤状況に応じた地震動の増幅を考慮し、地表面での震度を算定 ③震度と地盤の土質状況から液状化危険度を判定	当市における最大震度		5弱	5弱	
土砂災害	①急傾斜地崩壊、地すべり、山腹崩壊の各危険箇所の耐震性と震度分布から、発生危険度を判定	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊 地すべり 山腹崩壊	0箇所 0箇所 0箇所	0箇所 0箇所 0箇所	
津波	①中央防災会議の公開データを参照	津波高さ※※、到達時間、浸水深		津波高さ2～3m 到達時間：90分	—	
建物被害	①揺れ、液状化、土砂災害、火災、津波の原因による被害を木造・非木造ごとに算定 ②火災による被害は、揺れによる全壊棟数から出火箇所を想定し、消防力運用による消火を考慮して焼	全壊の主な原因		液状化	液状化	
		全壊棟数		13棟	9棟	
		半壊棟数		155棟	13棟	
		焼失棟数		0棟	0棟	
人的被害※	建物倒壊（屋内収容物移動・転倒を含む）、土砂災害、火災、津波、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物等原因とする死者、負傷者、重傷者を市町ごとに算定	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	冬の早朝5時	
		上記ケースの死者の主な原因（割合）		建物倒壊	建物倒壊	
		上記ケースの死者数		0人	1人	
		上記ケースの負傷者数		7人	13人	
		上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）		2人	3人	
		自力脱出困難者		0人	0人	
ライフライン施設被害	上水道、下水道、電力、通信、ガス施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	上水道（1日後の断水人口）		0人	0人	
		下水道（機能支障人口）		4,604人	6,514人	
		電力（停電軒数）（1日後）		129軒	243軒	
		通信（固定電話不通回線数）		0回線	0回線	
		ガス（供給停止世帯数）		0	0	
交通施設被害	道路、鉄道、港湾、空港施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	緊急輸送道路（被害箇所数）		1箇所	4箇所	
		道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）		0	0	
		港湾（被害度がかかり高い岸壁数）		0岸壁	0岸壁	
生活支障	①住宅・ライフライン被害から避難者を想定 ②震度5以上となる市町を対象に自宅までの距離10km以上の滞留者を帰宅困難者数と想定 ③避難所で生活する避難者数から物資・仮設トイレの需要・不足量を想定④医療施設被害と、想定される人的被害から医療機能の過不足について想定	避難者（1日後の避難所生活者数）		0人	0人	
		帰宅困難者数（平日の昼間）		17,183人	17,818人	
		物資不足量（1日後の食糧需要）		0万食/日	0万食/日	
		仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）		1基	0基	
その他施設等被害	①震度6弱以上となる石油コンビナート地区の危険物施設数から被害箇所を算定 ②震災時のアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を想定 ③重要施設（災害対策拠点、避難拠点、医療拠点）の建物耐震性に地震動、液状化危険度、火災の想定結果を考慮して地震時の使用性を判定 ④ため池の堤体・基礎地盤の耐震性と地震動の想定結果から危険度を判定 ⑤建物被害棟数と原単位から廃棄物発生量を想定	孤立集落（孤立世帯数）		0世帯	0世帯	
		重要施設（機能支障可能性）	災害対策拠点		0箇所	0箇所
			避難拠点 医療拠点		0箇所 0	0箇所 0
		ため池（破堤による被害影響人口）		0	0	
		震災廃棄物発生量		2万m ³	0万m ³	
		経済被害	①物的被害の被害量×復旧費用原単位により直接被害額を推計 ②地震による生産活動の低下がもたらす生産の減少額（間接被害）を推計	直接被害（百万円）		3,372
間接被害（百万円）				10,371	3,582	
合計（百万円）				13,742	7,610	

※人的被害のみ被害の多い時間と風速を掲載している。

※※津波高さ2～3mは、東京湾平均海面高から最大水位までの高さであり、この高さから満潮位を差し引くことにより求めた純粋な水位の増分は最大でも80cm程度である。

想定項目	被害量	想定地震	大原湖断層系	大原湖断層系	徳佐一地福断層	防府沖海底断層	佐波川断層	
			(山口盆地北西縁断層)	(宇部東部断層+下郷断層)				
			地震規模	M6.6	M7.0	M7.2	M7.6	M7.4
			地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)
地震動・液状化	当市における最大震度		6強	7	7	6強	6強	
土砂災害	発生危険度が 高い場所	急傾斜地崩壊	312箇所	365箇所	684箇所	279箇所	710箇所	
		地すべり	8箇所	6箇所	8箇所	3箇所	8箇所	
		山腹崩壊	24箇所	33箇所	73箇所	54箇所	91箇所	
津波	津波高さ、到達時間、浸水深	—	—	—	—	—		
建物被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	
	全壊棟数		6,238棟	7,057棟	5,459棟	928棟	3,244棟	
	半壊棟数		17,433棟	17,746棟	13,273棟	8,064棟	16,166棟	
	焼失棟数		2,227棟	1,265棟	923棟	595棟	1,108棟	
人的被害※	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の昼12時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	
	上記ケースの死者の主な原因(割合)		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	上記ケースの死者数		323人	430人	338人	45人	190人	
	上記ケースの負傷者数		2,244人	2,644人	1,146人	757人	1,708人	
	上記ケースの重傷者数(負傷者の内数)		234人	311人	153人	33人	132人	
	自力脱出困難者		887人	1,096人	494人	90人	58人	
ライフライン施設 被害	上水道(1日後の断水人口)		106,268人	143,514人	61,146人	72,326人	94,563人	
	下水道(機能支障人口)		41,152人	39,694人	36,273人	33,460人	38,897人	
	電力(停電軒数)(1日後)		63,033軒	34,727軒	9,908軒	5,097軒	11,839軒	
	通信(固定電話不通回線数)		1,602回線	1,085回線	609回線	298回線	540回線	
	ガス(供給停止世帯数)		26,303世帯	0	0	0	26,303世帯	
交通施設 被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		12箇所	12箇所	22箇所	10箇所	17箇所	
	道路(橋梁・高架橋の被害箇所数)		160箇所	127箇所	104箇所	8箇所	40箇所	
	港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		0岸壁	0岸壁	0岸壁	0岸壁	0岸壁	
生活支障	避難者(1日後の避難所生活者数)		約36,000人	約43,000人	約22,000人	約21,000人	約31,000人	
	帰宅困難者数(平日の昼間)		17,818人	17,818人	17,818人	17,818人	17,818人	
	物資不足量(1日後の食糧需要)		約10.2万食/日	約12万食/日	約6万食/日	約5.7万食/日	約8.3万食/日	
	仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)		365基	435基	218基	211基	303基	
その他施設等被害	孤立集落(孤立世帯数)		7世帯	10世帯	15世帯	15世帯	15世帯	
	重要施設(機能支障可能性)	災害対策拠点		3箇所	2箇所	8箇所	2箇所	10箇所
		避難拠点		9箇所	13箇所	17箇所	9箇所	23箇所
		医療拠点		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	ため池(破堤による被害影響人口)		1,407人	5,582人	1,643人	2,040人	5,094人	
	震災廃棄物発生量		223万m ³	233万m ³	175万m ³	73万m ³	166万m ³	
経済被害※※	直接被害(百万円)		540,131	540,932	—	—	—	
	間接被害(百万円)		235,648	235,754	—	—	—	
	合計(百万円)		775,779	776,686	—	—	—	

※人的被害のみ被害の多い時間と風速を掲載している。

※※主要な断層による地震のみ。

第3章 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

第1節 防災関係機関等の責務

第1項 県(災対法第4条)

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

第2項 市(災対法第5条)

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第3項 指定地方行政機関(災対法第3条)

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

第4項 指定公共機関及び指定地方公共機関(災対法第6条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力する。

第5項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者・市民(災対法第7条)

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

1 山口市

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口市	<ol style="list-style-type: none">1 山口市防災会議に関すること。2 市民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。7 市民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。8 被害情報の収集及び県、防災機関への伝達及び報告に関すること。9 消防、水防その他の応急措置に関すること。10 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。11 被災者の救助及び救護措置に関すること。12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。13 施設設備の応急復旧に関すること。

	<p>14 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。</p> <p>16 地域内の公共的団体及び市民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。</p> <p>17 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。</p> <p>18 災害広報に関すること。</p> <p>19 ボランティアの活動支援に関すること。</p> <p>20 義援金品の受入れ・配分に関すること。</p>
--	---

2 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
中 国 財 務 局 山 口 財 務 事 務 所	<p>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</p> <p>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。</p> <p>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</p> <p>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</p>
中 国 四 国 農 政 局	<p>1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。</p> <p>2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。</p> <p>3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。</p> <p>4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。</p> <p>5 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。</p> <p>6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること。</p> <p>7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。</p> <p>8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、株式会社日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること。</p> <p>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</p>
近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所 (西山口森林事務所) (徳地森林事務所)	<p>1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。</p> <p>2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。</p> <p>3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。</p> <p>4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。</p> <p>5 森林火災防止対策に関すること。</p>
中 国 運 輸 局 山 口 運 輸 支 局	<p>1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること。</p> <p>4 鉄道、軌道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。</p> <p>5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。</p>

第六管区海上保安本部 徳山海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
山口労働局 山口労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局 山口河川国道事務所 (佐波川出張所) (山口国道維持出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 4 国土交通省所掌事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく応急措置に関すること。
中国地方整備局 山口河川国道事務所 (島地川ダム管理支所)	<p>島地川ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。</p>
中国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報の活用に関すること 2 防災関連情報の活用に関すること 3 地理情報システムの活用に関すること 4 復旧測量等の実施に関すること

3 山口県・出先機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山 口 県	県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関が管理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整に関すること
山 口 県 民 局	県出先機関の地域防災連絡会議及び災害対策地方本部の運営に関すること。
山口健康福祉センター	災害時における防疫、食品衛生、医療、助産、り災の救護に関すること。
防府土木建築事務所 (山口支所・阿東分室)	国道、県道、河川などの防災管理及び水防のための警報などの発表伝達に関すること。
佐 波 川 ダ ム 一 の 坂 ダ ム 荒 谷 ダ ム 各 管 理 事 務 所	ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
山口農林水産事務所	1 農林業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関すること。 2 農業用施設の水防・応急復旧に関すること。 3 家畜の管理、防疫に関すること。 4 水産業施設等の災害に関すること。
山 口 警 察 署 山 口 南 警 察 署	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第17普通科連隊	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成。 (3) 防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行 (下関支店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日本赤十字社 山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 山口放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、緊急地震速報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本高速道路株式会社 中国支社 山口高速道路事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 関西支社 広島支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運行状況の広報に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人 国立病院機構 (中国四国グループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における国立病院機構の医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
西日本電信電話株式会社 山口支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 N T T ドコモ (中国支社山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
K D D I 株式会社 (中国総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク技術部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 防府支店	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。

中国電力ネットワーク株式会社 山口ネットワークセンター 宇部ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (中国統括本部) (山陽新幹線統括本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における、鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社 (山口中央郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	事業所のとるべき措置
山口市医師会 吉南医師会 防府医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。
山口県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
山口県トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等運送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
山口合同ガス株式会社 山口支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
山口県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口県農業協同組合 山口統括本部 防府とくち統括本部 宇部統括本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の有線放送電話に関すること。 2 被災者への融資のあっせん、資金の導入並びに生産資材生活用物資等の確保、協力に関すること。

山口市歯科医師会 吉南歯科医師会 山口市薬剤師会 吉南薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。
山口市 社会福祉協議会	1 ボランティア活動体制の整備に関すること。 2 市ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
山口商工会議所	生活必需品、復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。
山口県漁業協同組合 山口支所 嘉川支店 大海支店	被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助の協力に関すること。
山口ケーブルビジョン 株式会社	災害時における市民への情報提供に関すること。

8 市民・事業所のとるべき措置

機 関 名	事業所のとるべき措置
市 民	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 市が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること。 3 地域や自治会単位の自主防災組織を結成するなど、平素から地域の防災力向上に努めること。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の市民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
そ の 他 の 企 業	<p>市及び県が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施。 2 従業員に対する防災教育訓練の実施。 3 防災組織体制の整備。 4 施設の防災対策及び応急対策の実施。 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄。

第 2 編

災害予防計画

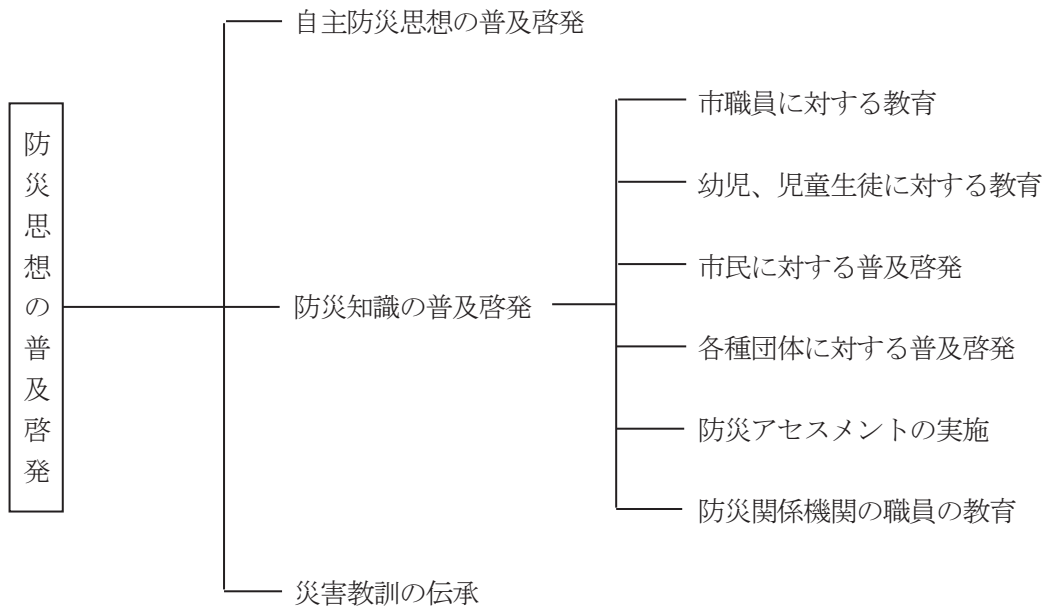
第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

地震による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、市民一人一人が自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。

このため、市、県及び防災関係機関は、市民に対し、地震に関する防災知識を啓発指導する必要があり、防災の日を設定するなど、普及啓発を推進する。



第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自分の身を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは国、県、市及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、市及び防災関係機関等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図る。

その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

市は、地震対策を円滑に実施するため、職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般市民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

第1項 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 山口市地域防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達)
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行う。

第2項 幼児、児童生徒に対する教育

市教育委員会は、幼稚園、小・中学校（以下「学校等」という。）に対し、幼児・児童生徒(以下「児童生徒等」という。)に対する地震を含む防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて地震災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当習得のための指導を行う。

第3項 市民に対する普及啓発

市及び防災関係機関等は、発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対策について、お気軽講座、研修、イベントの開催、市広報紙、市ウェブサイト、パンフレット、ポスター及び報道媒体を活用し、次の事項を普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用を図る。

1 家庭での予防・安全対策

- (1) ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- (2) 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- (3) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (4) 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (5) 家具等の転倒防止対策
- (6) 住宅用火災警報器・消火器の普及
- (7) 保険・共済等への加入

2 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中など)で地震発生時にとるべき行動

3 避難場所での行動

4 自主防災組織の必要性(防災訓練の重要性)

5 災害時の連絡体制の確保(学校、職場、家庭内等)

6 災害時の地域内の避難体制の確保

7 その他

- (1) 地震の基礎的知識、市の地震活動
- (2) 市の震災対策
- (3) 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況及び浸水、土砂災害危険区域の情報
- (4) 避難地、避難路、適切な避難方法その他避難対策
- (5) 応急手当等看護の知識
- (6) 要配慮者対応
- (7) 住宅の耐震診断と補強
- (8) 緊急地震速報についての知識

第4項 各種団体等に対する普及啓発

1 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

2 各種団体が開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第5項 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアルを作成するなど、住民の安全確保に努める。

第6項 防災関係機関の職員の教育

防災関係機関においては、市、県に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。

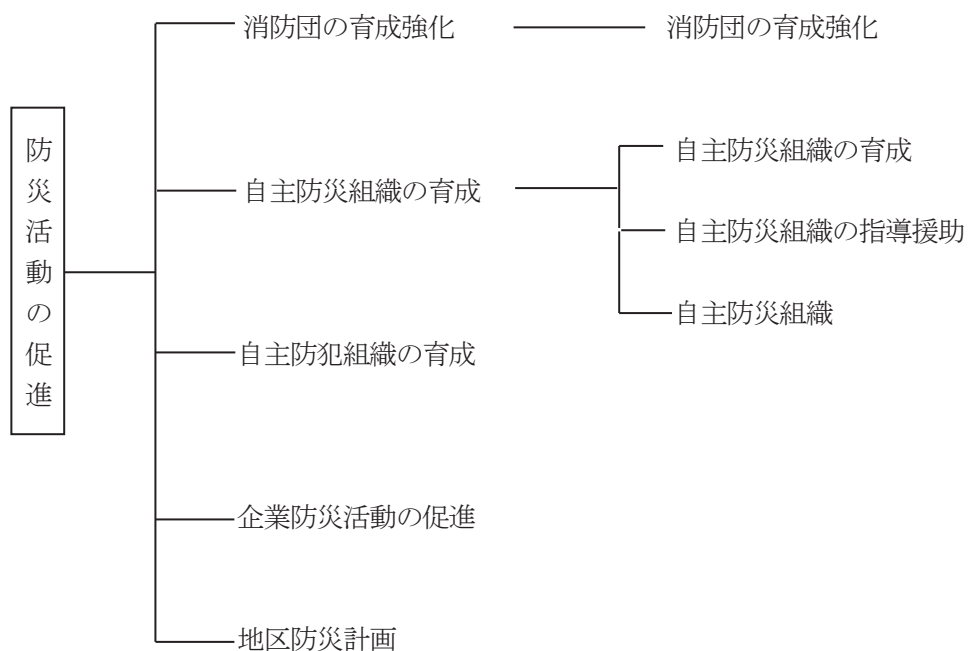
第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模地震発生時には、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導及び避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。

このため、地域での防災活動の拠点となる総合支所及び地域交流センター（以下「防災拠点」という。）と連携する消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団の育成強化

本市の消防団は水防団と兼務となっており、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしている。そのため、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく。

第1項 消防団の育成強化

- 1 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- 2 消防団活性化計画を策定する。
- 3 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- 4 消防団の施設、装備及び水防資機材の充実を促進する。
- 5 消防防災活動の技術指導及び教育訓練を実施する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災組織の育成

災対法第5条第2項の規定に基づき、地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の設置、育成を推進するものとする。さらに、訓練の実施、資機材の充実を図る。

なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力するものとする。

第2項 自主防災組織の指導援助

自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

- 1 自主防災組織の設置推進
 - (1) 地域住民を対象とする自主防災組織の育成
 - ア 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、住民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
 - (イ) 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
 - (ロ) 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
 - イ 住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。
 - ウ 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。この際、自衛隊、警察、消防など専門的な知識や経験を有する人災を活用するなどし、自主防災組織を育成する。
 - (2) 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自主防災組織の育成
 - ア 学校、病院及び百貨店等多数の者が利用する施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。
 - イ 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自主防災組織の育成を図る。
 - ウ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。

- 2 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進する。
- 3 防災資機材の操作方法の講習等
防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。
- 4 防災知識の普及啓発
防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持・向上していく。また、自主防災組織についての必要性、組織の作り方、活動内容等についての周知を図ることに努める。
- 5 自主防災リーダーの育成
自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第3項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うように努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

- 1 平常時の活動
 - (1) 防災知識の普及
 - (2) 防災訓練の実施
 - (3) 火気使用設備器具等の点検
 - (4) 防災用資機材等の整備
 - (5) 緊急連絡網をはじめとした情報伝達体制づくり
 - (6) 要配慮者の支援体制づくり
- 2 災害時の活動
 - (1) 災害情報の収集及び伝達
 - (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施
 - (3) 初期消火等の実施
 - (4) 救出・救護の実施及び協力
 - (5) 避難誘導の実施
 - (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行う。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、震災時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等)を十分認識して、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地

域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また災害時においては、県及び市町、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

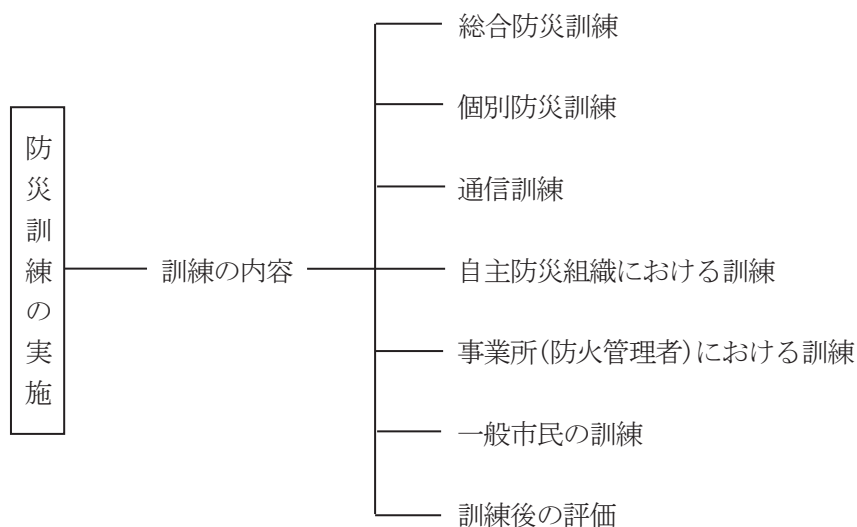
第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

地震発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するように努める。



第1節 訓練の内容

市は、国、県、他市町、防災関係機関及び自主防災組織・住民と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

第1項 総合防災訓練

- 1 大規模地震の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- 2 訓練内容としては、地域の特性、危険性、過去の災害の教訓、防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・消防、水防活動 ・救助、救急活動 ・高齢者等避難、避難指示の発令並びに警戒区域の設定 ・避難所、救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保 (道路啓開、交通規制) ・自主防災組織の活動支援 ・ボランティアの活動体制の確立 ・被災者に対する生活情報の提供 ・要配慮者の安全確保等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・救助、救急活動 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 ・情報伝達、広報等 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保 ・情報の収集伝達等

- 3 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めること。

第2項 個別防災訓練

- 1 情報の収集、伝達訓練
大規模地震発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、防災関係機関等と協力して実施する。
- 2 職員の参集訓練
大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を定期的実施する。

第3項 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

第4項 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保等について実施する。

第5項 事業所(防火管理者)における訓練

保育園、学校（幼稚園、小学校、中学校）、病院、社会福祉施設、工場、興行所、デパート及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

第6項 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努める。

第7項 訓練後の評価

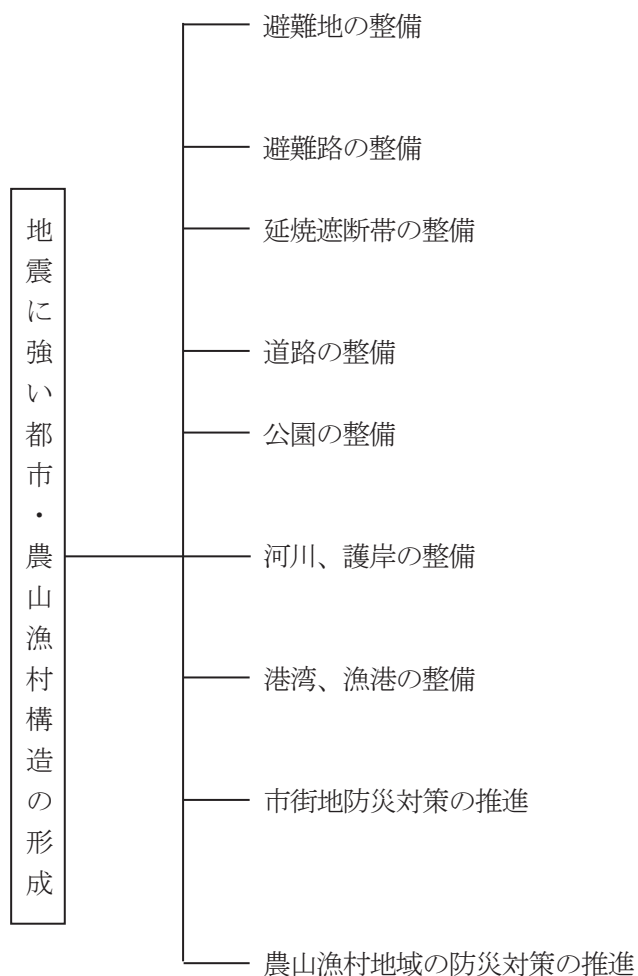
訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成

基本的な考え方

市は、避難地、避難路、延焼遮断帯、防災活動の拠点となる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、農山漁村地域においても、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。



第1節 避難地の整備

- 1 震災時の一時的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、神社仏閣、市街化区域内の農地等の利用について検討する。

第2節 避難路の整備

- 1 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれ少なく、幅員の確保できる道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進める。

第5節 公園の整備

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備を検討する。

第6節 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や、耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水、貯水施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、施設の適切な維持管理などを進める。

第8節 市街地防災対策の推進

- 1 防火、準防火地域の拡大対策
市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や急傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い地域づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防止対策等の防災対策を推進する。

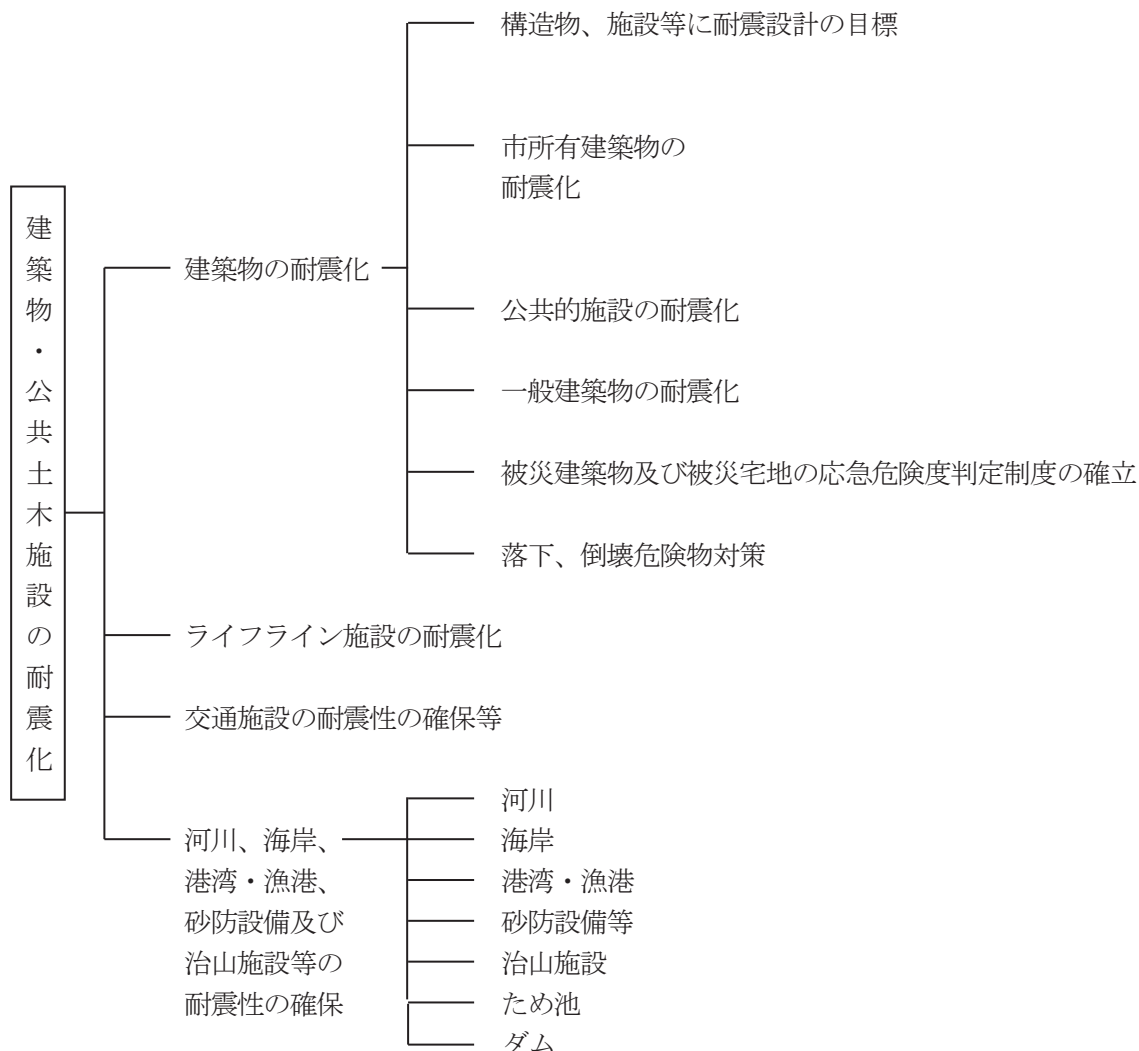
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画及び山口市耐震改修促進計画等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)に基づき、多数の者が利用する特定建築物(学校、病院、百貨店等)の所有者に対し、耐震診断、改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。



第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物、施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能の重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕をもたせることを目標とする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 市所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

＜防災上重要な建築物＞

- (1) 災害対策本部が設置される施設(市庁舎、山口市防災センター等)
- (2) 医療救護活動施設(保健センター等)
- (3) 応急対策活動施設(総合支所、地域交流センター、各公共施設等)
- (4) 避難収容施設(保育園、学校等)
- (5) 社会福祉施設(児童・障がい・老人福祉施設等)
- (6) 不特定多数の者が利用する施設(市民会館、体育館等)

2 耐震補強工事の実施

各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

3 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等(貯水槽、非常用電源等)の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対し、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物(住宅を含む)のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、耐震改修促進計画に基づき市民に対し耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の耐震化の促進を図る。特に耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断の指導・助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

市は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

- 1 応急危険度判定に関する普及、啓発
- 2 応急危険度判定士の養成、登録
- 3 県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市は、設置者及び所有者に対し指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

市は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は、社会経済活動、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、耐震性の確保に努める。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第6項 ため池

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

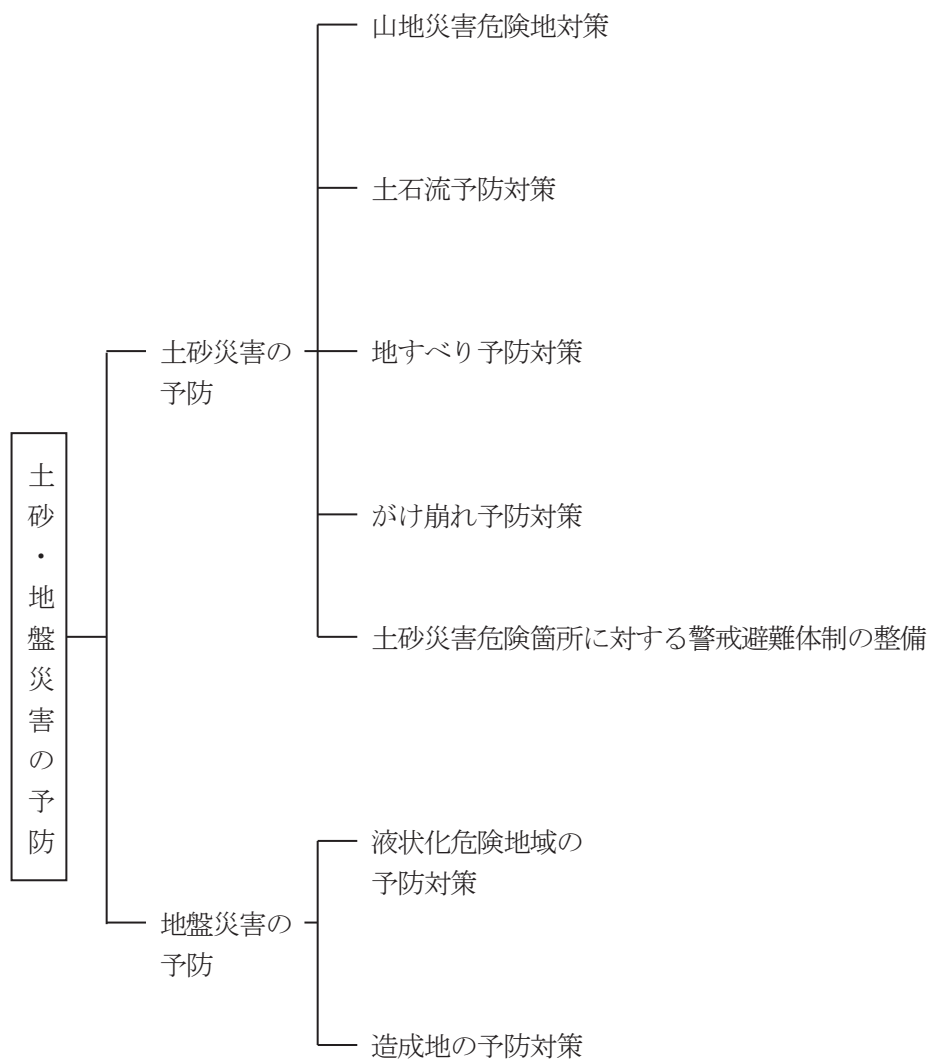
第7項 ダム

老朽施設の改築、機器の更新等により耐震性の強化を図るとともに、未設置ダムに地震計を整備し、地震発生後の初動対応における被害予想、初動体制の確立、迅速かつ効率的な構造物の点検が可能となるよう万全の管理予防体制を講じる。

第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。



第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分に把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

土石流危険溪流等の土砂等の生産、流送又は堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。

2 土石流対策の実施

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん堤・溪流保全工等の砂防施設の整備を推進する。

第3項 地すべり予防対策

1 地すべり防止区域の指定

地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものを地すべり防止区域を指定する。

2 地すべり防止対策の実施

地すべり防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排水工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

第4項 がけ崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危害が生じる区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

2 がけ崩れ防止対策

急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対し、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備及び提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対し被害をもたらす可能性がある。

- 1 市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡、調整を図るよう努める。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督等を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして災害の防除に努める。

<災害防止に関する指導基準>

1 災害危険度の高い地域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。

2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

4 宅地耐震化推進事業の促進

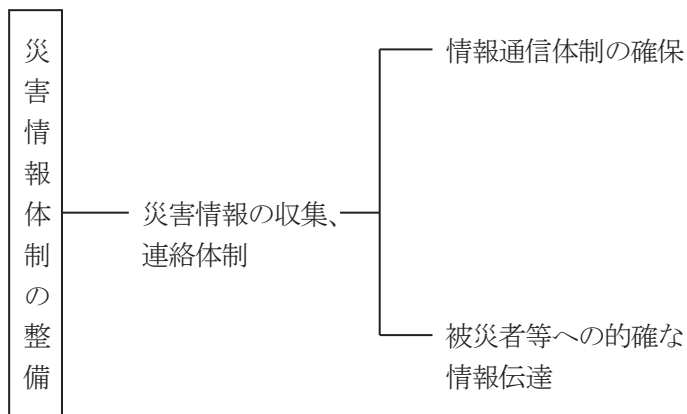
大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模制盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。

第7章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

大規模地震が発生した場合には、同時多発の災害により混乱をきたし、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。市及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。



第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 通信機器の安全対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように市及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じる。

(1) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えに配慮したものに整備していくものとする。

(2) 地震動対策

ア 各種機器には転倒防止措置を講じる。

イ 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討する。

(3) 通信経路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図る。

(4) 非常通信の確保

中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る。

2 通信網の整備拡充

(1) 市は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じる。

ア 市防災行政無線の整備

管内防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

地域住民に対する災害情報伝達手段である同報系の整備促進

移動系の整備拡充

イ 山口市市内連絡メールの整備促進

ウ 防災相互通信用無線の整備

エ 衛星携帯電話の整備

(2) 民間企業等の通信設備の活用

多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等(タクシー等の業務用無線、アマチュア無線等)、報道機関、住民からの情報収集ルートについても整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模地震の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制とする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者・担当者の予め指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の予め指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画(移動系の通信輻輳等に関連して)

(4) 災害時に使用する災害応急用復旧無線の効果的活用、運用方法等の習熟

(5) 航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整する等体制を整備

4 地震観測機器等の整備

(1) 地震観測機器等の整備

市は、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力する。

(2) 情報処理分析体制等の整備

ア 災害情報データベースシステムの整備

市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ 情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努める。

第2項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図る。

1 情報伝達手段の整備

市は、防災拠点、避難場所等への防災行政無線をはじめとした伝達手段の整備を促進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市及び県の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

また、市は、地域に密着したコミュニティFM放送局と緊急時の放送協定を締結し、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報の発信に努める必要がある。

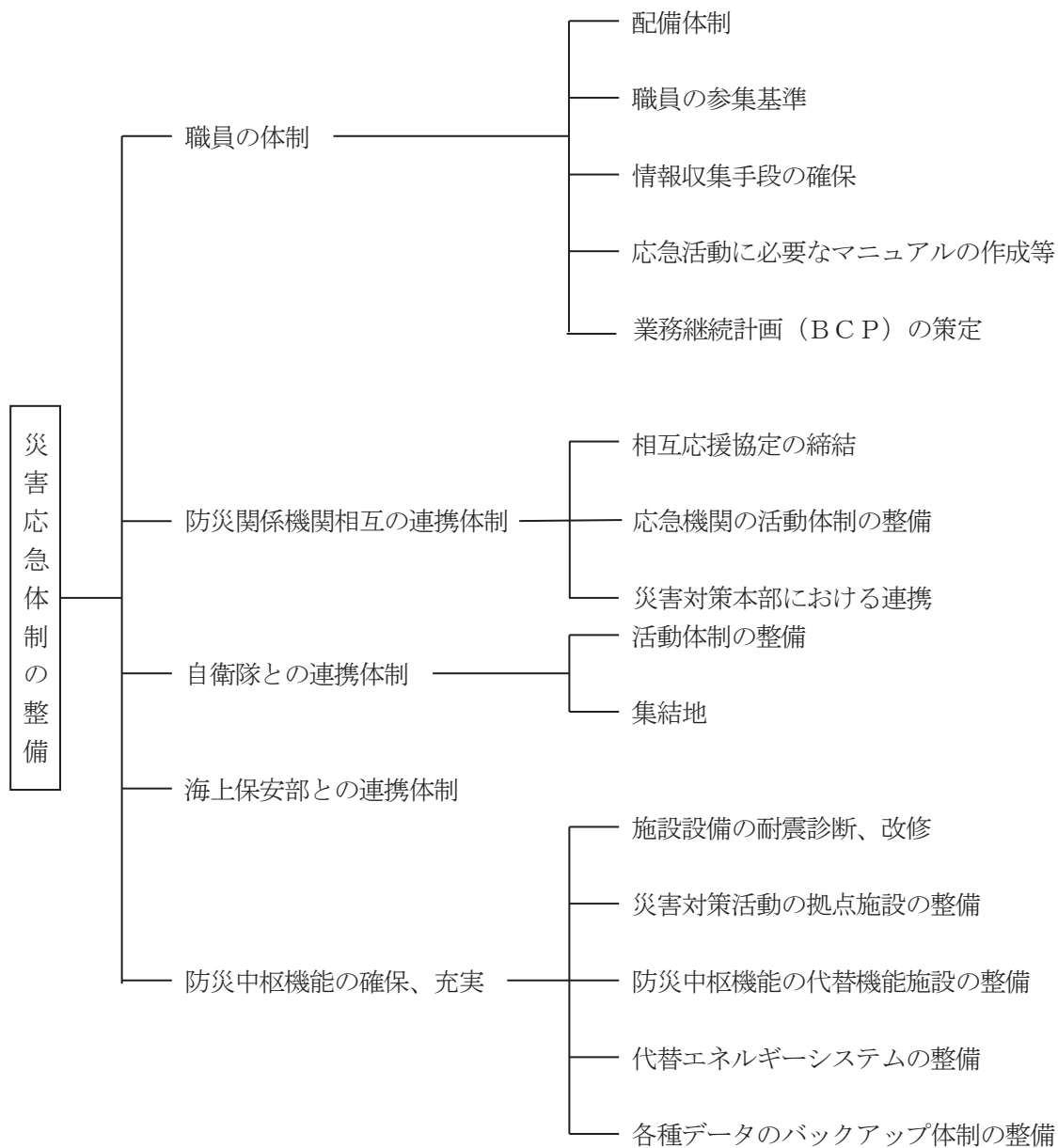
3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておく。

第8章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 職員の体制

市は、地震発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制の整備を図る。

第1項 配備体制

職員参集基準の明確化を図るため、配備課、参集者についてあらかじめ次のように定める。ただし状況により増員するなど柔軟な対応を行うものとする。

体 配 備 制 備	配 備 基 準	配 備 部 署						
		本 庁	【地域交流 センター】	総 合 支 所				
				【小郡】	【秋穂】	【阿知須】	【徳地】	【阿東】
第1警戒体制	山口市に 震度3の 地震発生	防災危機管理課 2 道路河川管理課 4		土木課 1	農林土木課 1	農林土木課 1	土木課 1	土木課 1
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 市内の観測点いずれかが震度3になった場合であっても、その場所にかかわらず配備し、警戒体制をとるものとする。 </div>							
	遠地地震により瀬戸内海沿岸に津波警報等が発表される可能性があるとき	防災危機管理課 2						
第2警戒体制	山口市に 震度4の 地震発生	防災危機管理課 2 農林整備課 6 水産港湾課 2 道路河川管理課 4 建築課 2 上下水道局※ 消防本部※	大殿・白石・湯田・仁保・小鯖・大内・宮野・吉敷・平川・大歳・陶・鑄銭司・名田島・二島・嘉川・佐山 1	総 合 支 所 3	総 合 支 所 3	総 合 支 所 3	総 合 支 所 4	総合支所 4
本災害 部 体 対 策	規模に応じ本部長が別に定める。 津波の場合、山口県瀬戸内海沿岸に注意報・警報・特別警報が発表されたときは災害対策本部体制とする							

備考 ※の部署の配備人員は、当該部署により、別に定めておく。

第2項 職員の参集基準

- 第1・第2警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。

- 2 交通途絶等のため所定の部署に参集することができないときは、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた場所に参集する。
- 3 20分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。

第3項 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集、伝達手段(携帯電話)の確保について、配備を進める。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

第5項 業務継続計画(BCP)実行マニュアルの策定

市は、大規模災害が発生し、市役所が被災した場合でも、発災直後から災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画(BCP)を策定したが、今後は、各部署において実行性を高めるためのマニュアルの策定を進めるものとする。

第6項 受援計画の策定

市は、大規模災害が発生し、市外から広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れる体制等を定める受援計画を策定するものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなど、平常時から連携を強化する。

第1項 相互応援協定の締結

資料編 [P 263]・・・応援協定

第2項 応援機関の活動体制の整備

- 1 近隣市町(消防本部)、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備する。
- 2 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努める。
- 3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第3項 災害対策本部における連携

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を県災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。

2 ライフライン事業者

大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて県災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害情報等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

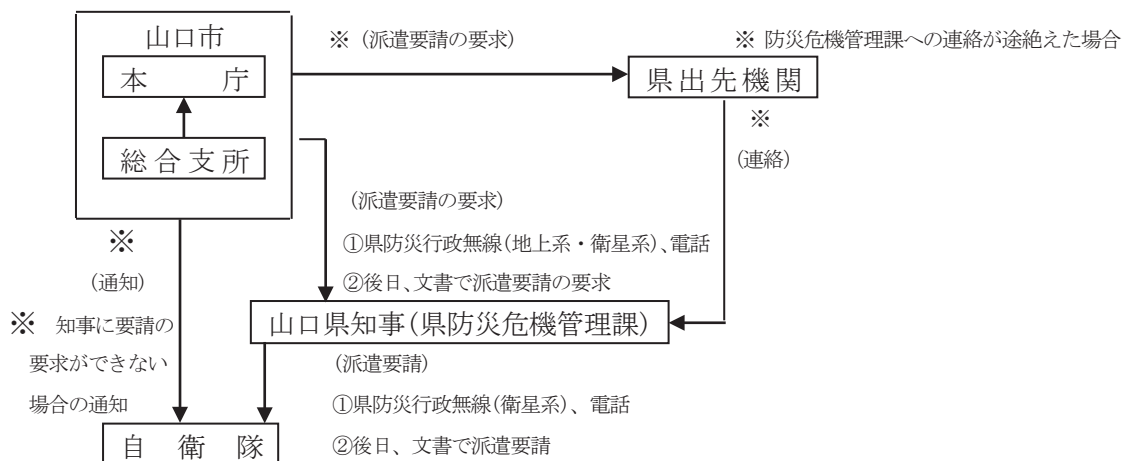
第3節 自衛隊との連携体制

第1項 活動体制の整備

市は、県との緊密な連絡体制により自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整える。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

なお、何らかの理由により市長が知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、市内の災害を防衛庁長官又は指定する者に通知し、直接派遣要請することができる。ただし、連絡手段が復旧した場合には、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 防災無線(衛星系) 217
	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系) 034-101-941-157
	中部方面総監	大阪府	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線(衛星系) 034-101-89-158
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	083-922-2281 防災無線(衛星系) 217
	航空教育隊	防府市	082-822-3101 防災無線(衛星系) 034-101-941-157
	西部航空方面隊	福岡県	072-782-0001
	第17警戒隊	萩市	083-282-1180

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

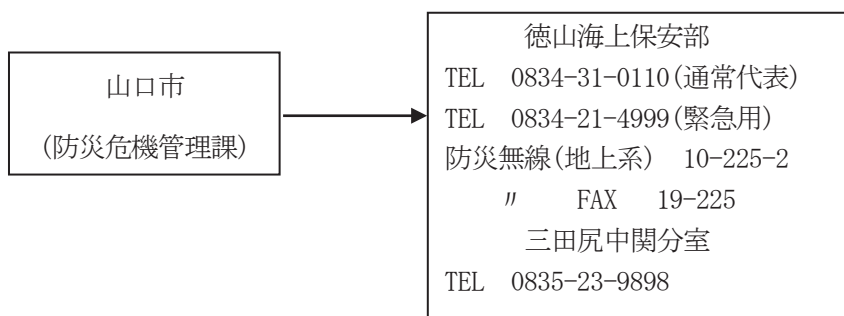
第2項 集結地

市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。

本市の場合、災害派遣活動が想定される第17普通科連隊を市内に要すことから、北部と南部に集結地を定めることとし、北部は、「長者ヶ原運動公園」、「阿東運動広場」、南部は、「小郡運動公園グランド」、「山口市南部運動広場」、「山口南総合センター運動広場」とする。（本編3-6-8に掲載）

第4節 海上保安部との連携体制

市は、震災時の海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安部との連携体制を整備しておく。また、市は、海上保安部が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離発着場等を確保しておく。



第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において、市及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

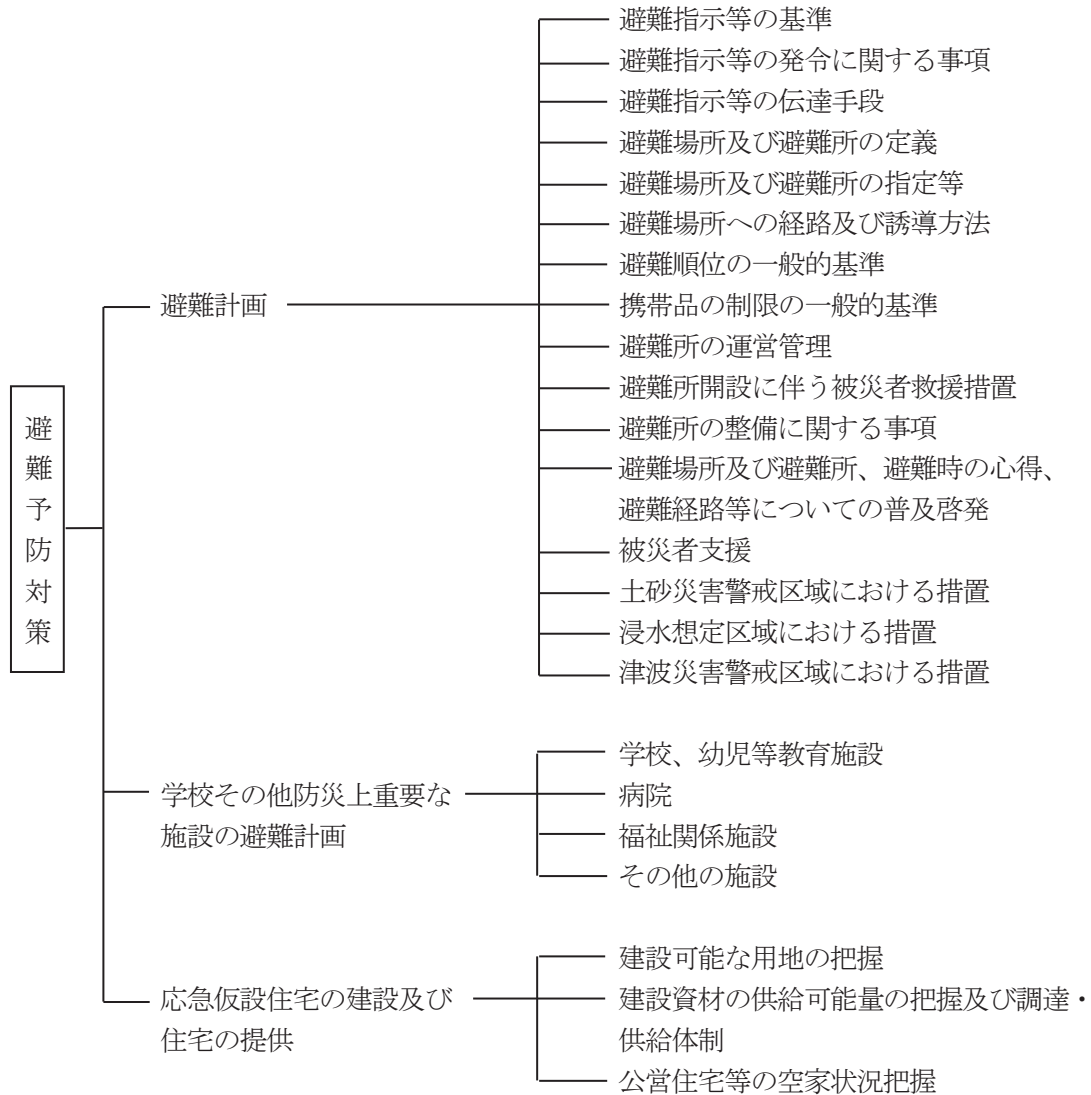
このため、次の対策を講じる。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検、耐震診断を計画的に実施する。診断した施設については、必要に応じて改修・補強工事を実施していくよう努める。
- 2 防災中枢機能をもった災害対策活動の拠点施設(市庁舎、防災センター・総合支所・地域交流センター)の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 市庁舎及び医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。
- 6 市庁舎、総合支所、地域交流センター間の情報伝達手段の充実に努める。
- 7 防災関係機関は、市に準じて対策を講じる。

第9章 避難予防対策

基本的な考え方

震災時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から市民を守るためには、避難場所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。



第1節 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、地域交流センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難経路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担をするなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1項 避難指示等の基準

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等が発生又はそのおそれがあるとき。
- 2 気象庁から津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- 3 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

第2項 避難指示等の発令に関する事項

避難の指示の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

1 避難指示の発令者

避難には、指示に基づいて行動するものと、自己の判断において行動するものがあるが、特に前者の場合は自己の心理に反して指示されることもあることを考え併せ、緊急時においても対象者に納得がいくよう簡潔にして要領を得た諸事項を指示する。

<実施機関>

実施事項	機関等	根拠法令	対象災害
避難の指示	市長	災対法第60条	災害全般
〃	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条	地すべり
〃	警察官	災対法第61条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条	災害全般 〃
〃	自衛官	自衛隊法第94条	〃

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の業務を行うことができなくなったときは、上の表における市長の事務を市長に代わって行う。(災対法第60条の5)

- 2 指示等の理由(避難を要する理由)
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者(リーダー)

避難の誘導は、警察官、消防吏員(消防団員)、市の職員が行うのが適切であるが、危険地区においては自主的な責任者、誘導者を定めておく。

5 避難場所

避難場所は、防災マップ等で常日頃からチェックを行っておくよう、市民に広報誌や研修会等で指導を行う。

6 避難経路

7 携帯品の制限等

携帯品については、限られたものだけに制限する必要がある、必要なもの等について、日頃から指導、広報を十分に行う。

8 その他

災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。

なお、地域住民に発令を周知徹底するため、伝達に当たっては市による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障がい者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

1 信号による伝達

サイレン等の利用

2 無線、電話、メール及び放送等による伝達

防災行政無線、電話、FAX、メール、固定電話PUSHサービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等

テレビ、ラジオ(協力依頼体制の確立を含む。)

3 広報車、伝達員による直接伝達

震災時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備しておく。

第4項 避難場所及び避難所の定義

災害時の避難場所及び避難所の定義は、次のとおりとする。

1 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、市が指定した施設又は場所をいう。

2 指定避難所

被災者の一時的な避難生活の場所となる市が指定した施設をいう。

3 一時避難場所

災害発生直後に緊急に避難する自宅や職場等の近くの知人宅等や、公園、広場、空き地等の広く安全な場所で自治会、自主防災組織及び住民等が自ら定める避難場所をいう。

第6項 避難場所及び避難所の指定等

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

1 指定緊急避難場所

(1) 市は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象ごとに指定緊急避難場所として指定する。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに開設できる管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

ウ 構造条件

イの区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、高潮、津波、内水氾濫については、想定される水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、地震を対象とするものについては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

(イ) 場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

エ その他

指定緊急避難場所の収容人員の算定については、1.65㎡当たり1人とする。

指定緊急避難場所のうち、大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するための避難場所（以下「広域避難場所」という。）については、次の基準をみたすこと。

(ア) 広域避難場所を必要とする地域は、火災時広範囲に延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準ずる地域とする。

(イ) 大規模火災時の輻射熱を考慮して、安全面積が10,000㎡以上とれる場所とする。

(ウ) 避難地内に危険物施設や延焼のおそれのある木造建築物等が存在しない場所とする。

(エ) 広域避難場所の収容人員の算定については、2㎡当たり1人とする。

（注）「都市防災構造化対策に関する調査報告書（国土交通省都市局都市開発防災課都市防災対策室）」による。

2 指定避難所

(1) 市は災害が発生した場合における被災者の一時的な避難生活の場所となる適切な避難所の確保を図るため、国の定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

ア 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

指定避難所の収容人員の算定については、1.65㎡当たり1人とする。

イ 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

オ その他

指定避難所のうち、専ら要配慮者ための避難所（以下「福祉避難所」という。）については、バリアフリー化され、また相談や介護等の支援体制を有すること。

3 一時避難場所

一時避難場所は災害発生直後に緊急に避難する場所であることから、山口市による選定は行わず、市民の責務として平常時の家庭での防災会議等で市民自らが確認しておくものとする。

※気象等の状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難（以下「自主避難」という。）する場所は、原則として各自があらかじめ探しておく知人宅等とするが、自主避難する場所が確保できない者に対し、山口市は避難可能な最小限の施設を提供する。

4 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により市が指定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

5 避難場所及び避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 市が指定した避難場所及び避難所について、施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取り交わしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を選定しておく。
- (4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する避難誘導(地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導)について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者(市長、警察官、海上保安官)と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意志の疎通を図るものとする。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示等の設置に努めること。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災、爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 市民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、震災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品(現金、預金通帳、印鑑、免許証、健康保険証(カード)、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ)

2 余裕がある場合

上記のほか若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡)について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿(様式の作成)

3 避難収容中の秩序保持(管理要領)

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)

5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置

2 給食措置

3 毛布、寝具等の支給

4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)

2 避難所として必要な施設・設備の整備(貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等)

3 災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)

4 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 避難場所及び避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布

(2) 住民に対する巡回指導

(3) 防災訓練等の実施

2 災害時における広報

(1) 広報車における広報

(2) 避難誘導員による現地広報

(3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第13項 被災者支援

罹災認定、罹災証明書交付等の担当部署を明らかにし、被災者の支援体制の整備を図る。
また、被災者を円滑に援護するため、被災者台帳を作成するものとする。

第14項 土砂災害警戒区域における措置

1 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域において、次の事項を定める。

(1) 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。

2 土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行えるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

高齢者、障がい者、乳幼児の要配慮者施設とは以下の定義に該当する施設とする。

(1) 医療施設

病院、診療所、助産所、医院、クリニックで、入院病床を有する施設。

(2) 社会福祉施設

老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）、障害者福祉施設で要配慮者を収容する施設

(3) 学校

幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

※資料編〔P206〕・・・土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧表

3 市防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。

6 市長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

第15項 浸水想定区域における措置（水防法第14条、15条関係）

水防法第14条の規定に基づく国及び県から公表された河川の洪水浸水想定区域において、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、当該浸水想定区域ごとに次の事項を定める。

山口市において洪水浸水想定区域を指定されている水系及び河川は、以下のとおりである。

(令和2年1月1日現在)

No	水系	河川	備考
1	榎野川水系	榎野川、一の坂川、仁保川、吉敷川、前田川、九田川	
2	佐波川水系	佐波川、島地川	
3	幸之江川水系	今津川	
4	南若川水系	南若川	
5	井関川水系	井関川	
6	阿武川水系	阿武川、生雲川、蔵目喜川	

1 洪水予報等の伝達方法

市は、防災行政無線、メール、ファクシミリ、ホームページ、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオによる報知の依頼、広報車等による巡回等地域の実情に応じた方法により、洪水予報または避難判断水位情報の伝達を行うものとする。

なお、具体的な伝達方法については、第3編災害応急対策計画、第2章災害情報の収集・伝達計画に定める気象情報、火災気象通報の伝達によるほか同編第12章水防計画に定めるところによる。

2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。

なお、具体的な措置については、第3編災害応急対策計画、第5章避難計画に定めるところによる。

3 想定浸水深が0.5m以上の区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が行えるよう、洪水予報、水位情報等、情報の伝達方法を定める。高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者が利用する施設とは、前項において定義した施設とする。

4 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が行えるよう、洪水予報、水位情報等、情報の伝達方法を定める。

5 住民への周知を図るため「洪水ハザードマップ」を作成するなど浸水想定区域の周知に努める。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令の定めるところにより、当該要配慮者利用施設における洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない。

7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記6の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。

8 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記6の計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設を利用している者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

9 市長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

10 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記6の計画で定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない

ない。

※ 資料編〔P 209〕・・・浸水想定区域内に所在する避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

第16項 津波災害警戒区域における措置（津波防災地域づくり法第54条、第55条関係）

「津波防災地域づくり法」第53条の規定に基づく津波災害警戒区域において、次の事項を定める。

- 1 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。
- 2 警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行えるよう人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。
高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設とは第14項の2に定める施設とする。
- 3 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難場所その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

※ 資料編〔P 217〕・・・土砂災害警戒区域内に所在する学校施設一覧表

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、被害想定調査結果を踏まえて、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

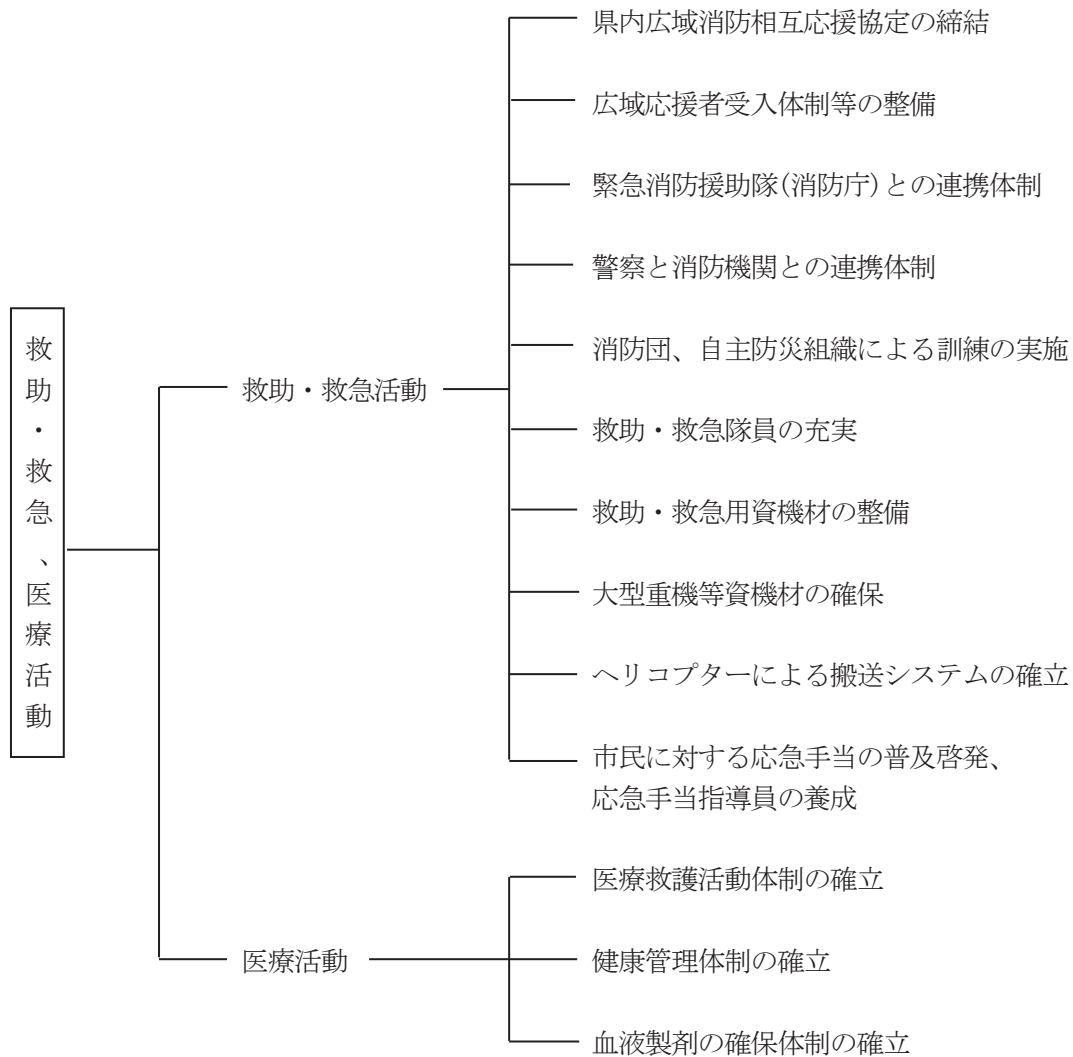
- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制を整備しておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時に置ける被災者へ迅速に提供する。

第10章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模地震発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。

発災当初における市及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、市及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第1節 救助・救急活動

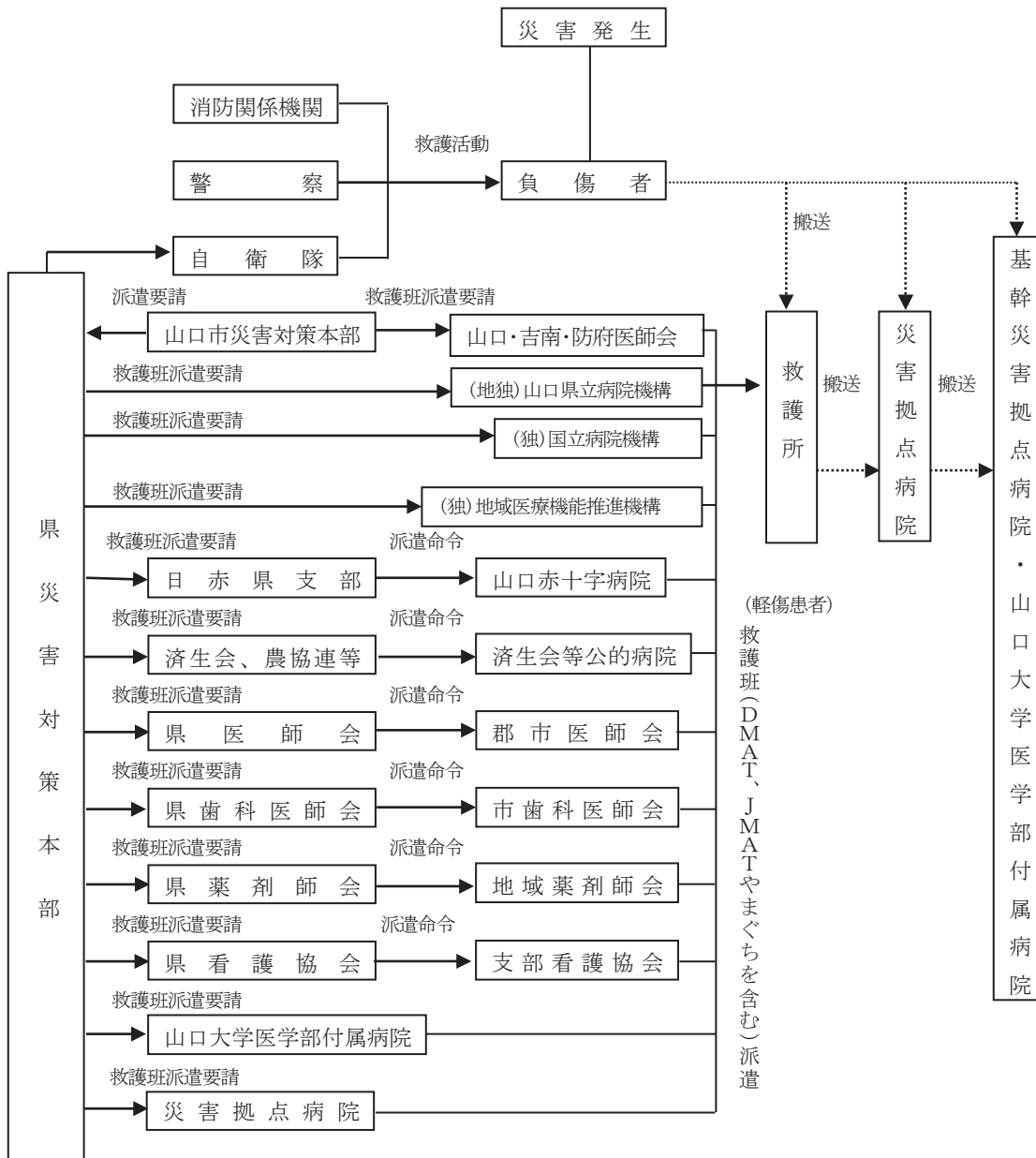
- 1 県内広域消防相互応援協定を締結する。
- 2 県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 3 緊急消防援助隊(消防庁)との連絡体制の確保を図る。
- 4 警察、消防機関との連絡体制の確立を図る。
- 5 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 6 高度な救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努める。
- 7 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。
- 8 救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。
- 9 ヘリコプターによる患者の搬送システムを確立しておく。
- 10 市民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員及び消防団員を応急手当指導員として養成する。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

市は、被害想定調査結果を踏まえ、震災時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

【医療救護活動体系図】



- 1 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- 2 公的医療機関に対して、災害時の医療救護活動が円滑に行えるよう次の事項を指導する。
 - (1) 医療施設等の耐震化及び不燃化の推進
 - (2) 耐震性をもった自家発電設備、貯水槽等の整備
 - (3) 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄や食料・水等の備蓄
 - (4) 医療従事者の非常参集システム及び緊急医療体制の整備
 - (5) 市と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備(無線電話等)

- (6) 医療救護班の編成及び緊急出動体制の整備
- (7) 感染症棟の目的外使用
- 3 山口市医師会、吉南医師会及び防府医師会に医療救護班の編成及び緊急出動体制の整備を要請する。
資料編〔P17〕・・・救護班編成基準
- 4 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
- 5 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートを確保する。
- 6 傷病者の迅速な搬送を行うため救急医療情報システムを整備する。
- 7 救護所と災害拠点病院、基幹災害拠点病院との情報伝達体制を確立する。
- 8 ボランティアによる医師、看護師、薬剤師等医療関係者の派遣システムの構築を図る。
- 9 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及を図る。
- 10 市民のとりべき措置
 - (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
 - (2) 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
 - (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

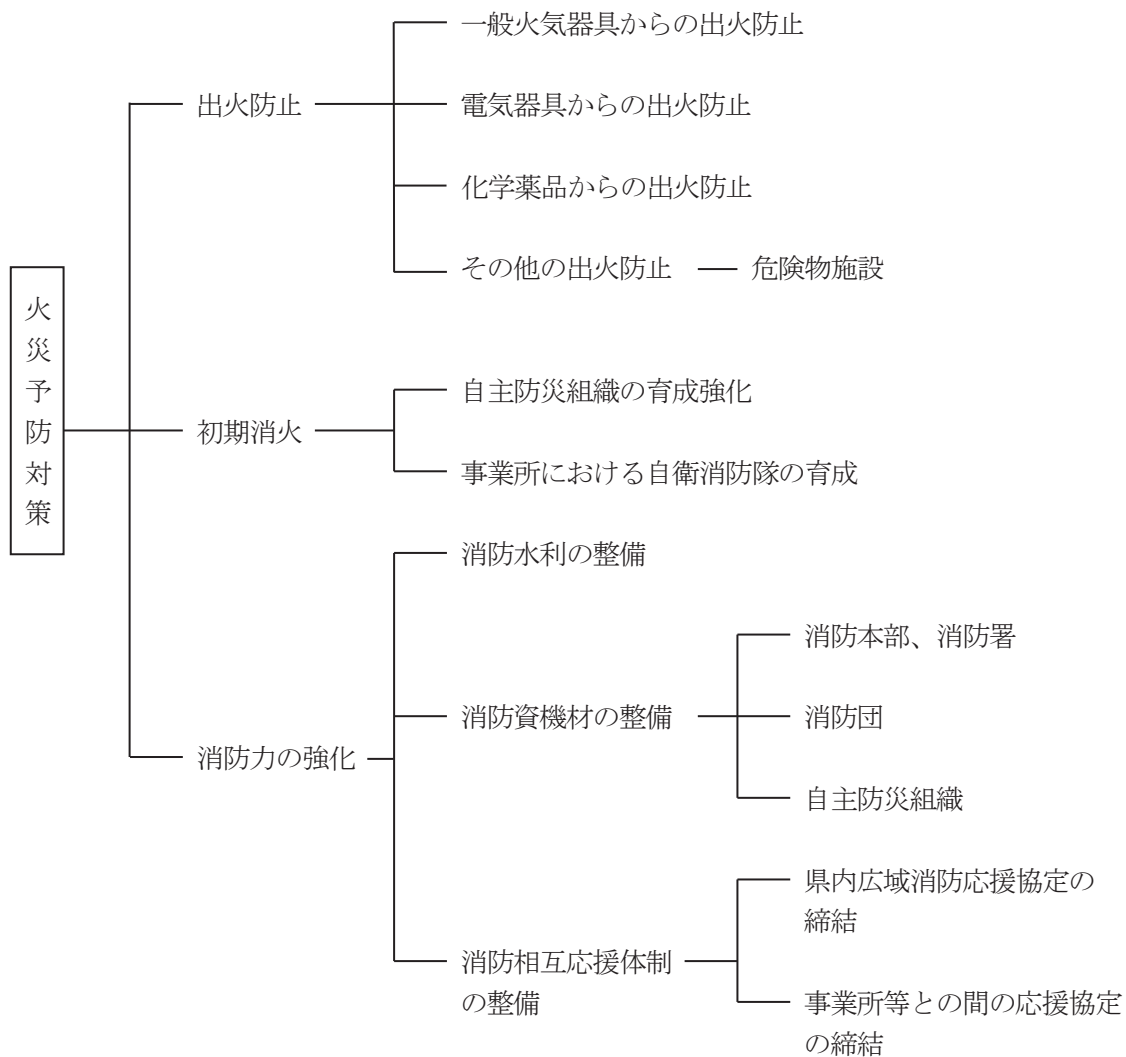
第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 震災時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市は、震災時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第11章 火災予防対策

基本的な考え方

大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから市は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。



第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合は火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機能の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞用魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかつたと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合に付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、地震発生直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3節 消防力の強化

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部、消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進していく。

2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ自動車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進する。

第3項 消防相互応援体制の整備

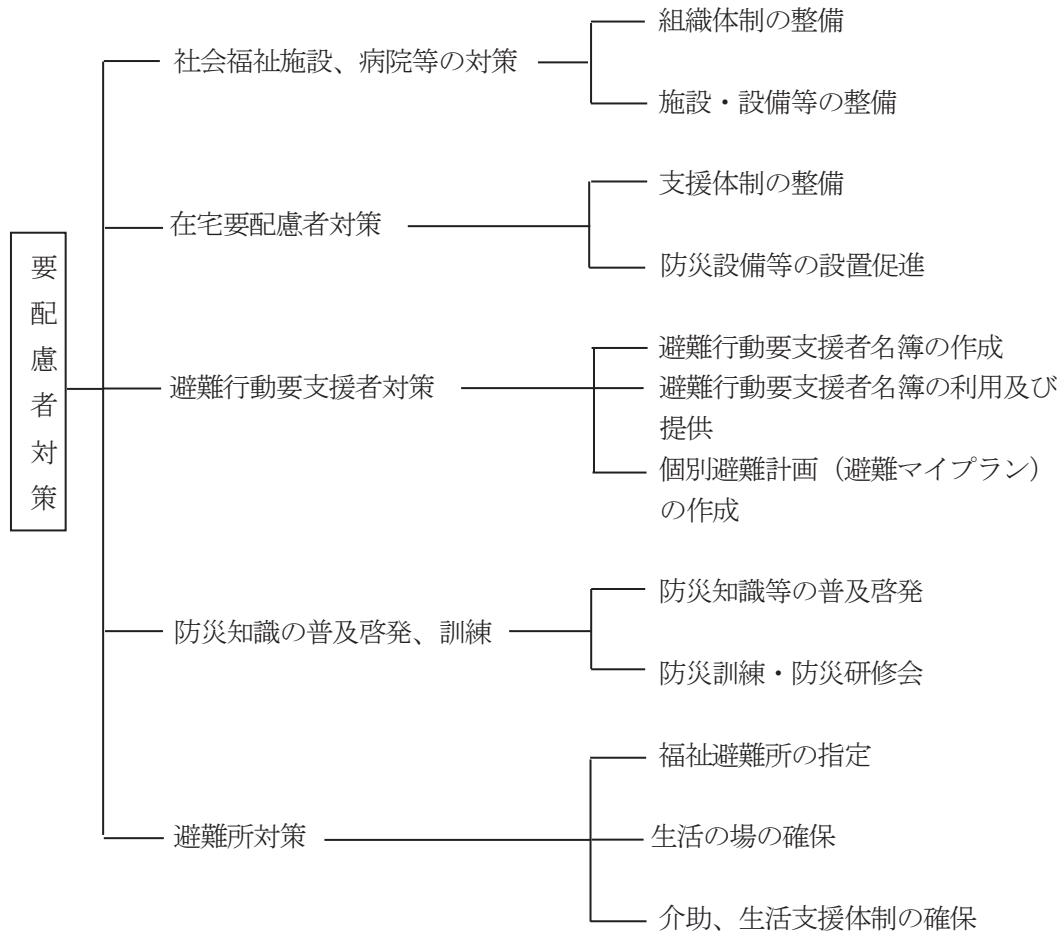
- 1 県内広域消防相互応援協定の締結
- 2 県境に隣接する消防相互応援協定の締結
- 3 事業所等との間の応援協定の締結

第12章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

- 1 市は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における高齢者、障がい者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を推進する。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画を作成するなど、組織体制の整備を図る。

特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努める。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに、援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の耐震性を確保するとともに、震災時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急医薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

- 1 市は、地域に要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、市は要配慮者の迅速な避難を支援するため、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

3 市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

また、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行える体制の整備に努める。

4 市は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

5 市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

第2項 防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障がい者等が、震災時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、震災時における出火を防止するため、火災警報機、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者対策

第1項 避難行動要支援者名簿の作成

市は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。このため、市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

ア 70歳以上のひとり暮らしの者のうち避難行動が困難な者

イ 75歳以上のみの世帯で避難行動が困難な者

ウ 要介護3以上の者

エ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）で第1種の交付を受けている者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）

オ 療育手帳(A)の交付を受けている者

カ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

キ 難病及び小児慢性特定疾患患者で人工呼吸器等を装着し、かつ避難行動が困難な者

ク 上記ア～カまでに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者

ケ 上記ア～カまでに該当しないが、避難支援等関係者から、本人または親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日、年齢
- ウ 性別
- エ 住所又は居所（行政区、地域名を含む）
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの区分など）
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿の更新は年1回とする。ただし、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に適正に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市で保有している情報を集約して避難行動要支援者に該当するものの把握に努めるものとする。

また、難病に係る情報等、市で把握していない情報が名簿の作成に必要であると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。

第2項 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施のために利用するとともに、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、名簿を提供することについて本人の同意が得られた場合、または災害対策基本法及び山口市個人情報保護法施行条例の定めにより、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供するものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは「災害対策基本法」を根拠として、その同意の有無に関らず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

1 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- (1) 自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 地域づくり協議会
- (4) 地区社会福祉協議会
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 福祉員
- (7) 山口県警察
- (8) 山口健康福祉センター
- (9) 山口市社会福祉協議会
- (10) 消防団
- (11) 福祉専門職
- (12) 福祉事業者
- (13) 避難支援者として登録している者

2 名簿の情報提供に際し情報漏えいを防止するため市が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる管理を行うよう指導すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導することとし、災害時等の緊急時を除き、複製した名簿の取り扱いは、避難支援等関係者に限ること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いについて、研修等により周知を図ること。
- (7) 名簿情報の取り扱い状況を、市へ報告するよう指導すること。

3 避難支援等関係者の活動

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の活用により平常時及び災害時等において、市と協力して以下に掲げる活動に努めるものとする。

- (1) 個別避難計画（避難マイプラン）の作成のほか、避難行動要支援者の把握、情報の整理及び更新その他必要な措置
- (2) 災害時等における避難行動要支援者の迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供
- (3) 災害時等における情報伝達、避難誘導、安否確認及び避難生活の支援等
- (4) 様々な機会を利用した制度理解への働きかけ

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が行う避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

第3項 個別避難計画（避難マイプラン）の作成

市は、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難マイプランを作成するよう努めるものとする。ただし、避難マイプランを作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合には、この限りではない。

なお、避難マイプランの作成の優先度が高い避難行動要支援者については、作成目標期間を、令和3年の改正法施行後、概ね5年を目途に令和7年度末とする。

1 避難マイプランに定めるべき事項

- (1) 災害時等に避難支援等を行う者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他、避難支援等の実施に関し、「全体計画」に定める事項

2 避難マイプラン作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

本市の避難行動要支援者名簿登載者のうち、避難マイプラン作成の優先度が高い避難行動要支援者の範囲については、難病及び小児慢性特定疾患で人工呼吸器を装着している者及び同意を得られた者のうち居住地の災害リスクが高い者とする。なお、このほかの避難行動要支援者の範囲及び進め方については、「全体計画」に定めるものとする。

3 避難マイプランの作成の進め方

避難マイプランの作成については、市から避難支援等関係者に情報提供について同意の得られた避難行動要支援者名簿の提供を行い、その名簿を基に避難行動要支援者本人又はその家族等と避難支援等関係者が協力して、避難マイプランの作成を行い、市に提出することとする。市は、避難マイプランの作成を円滑に進めるため、推進体制の整備に努めるものとする。

4 避難マイプランの作成に必要な個人情報及び入手方法

市は、避難マイプランを作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市で保有している避難マイプラン作成の対象者に関する情報を集約するように努めるものとする。

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が、避難マイプランの作成に必要があると認められるときは、県知事に対して、また必要に応じて民間事業者に対して情報提供を求めるものとする。

5 避難マイプラン情報の提供先

避難マイプラン情報の事前提供にあたっては、災害時等に備え、地域の避難支援者が避難マイプランの実効性を高めるため、避難行動要支援者本人又は家族の同意を得たうえで、避難マイプランに掲載された避難支援等関係者に「避難支援等の実施に必要な限度」で提供するものとする。

また、災害の発生に備え、福祉専門職や福祉事業者等の避難支援等関係者に対しても必要に応じて事前提供を行うものとする。

6 避難マイプランの更新

避難マイプランの更新については、避難行動要支援者の心身の状態、災害時の情報伝達、避難誘導等に変更が生じた場合に、本人・家族又は避難支援等関係者からの申し出により、随時更新するものとする。

第4節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 市は、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 市は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第5節 避難所対策

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

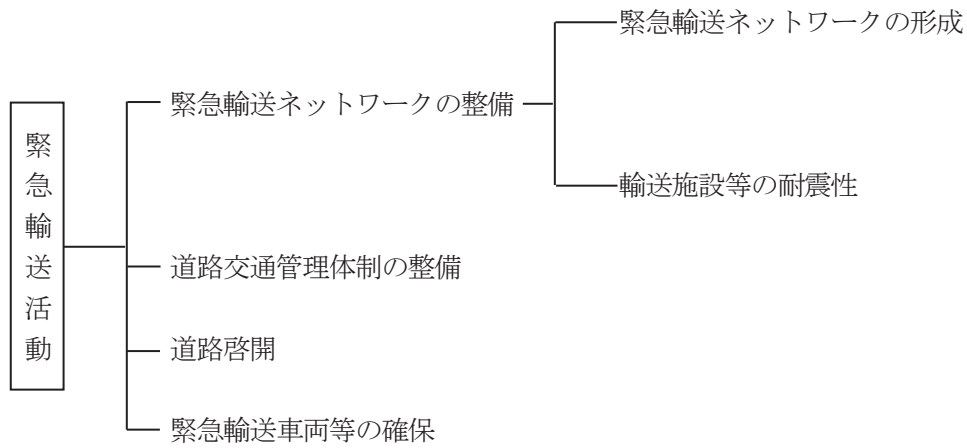
- 1 市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院者が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

- 2 避難所における高齢者、障がい者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第13章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

(2) 港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 飛行場等

臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定

他市県からの緊急物資等の受入れ、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

3 市における輸送施設、拠点の指定

市は、各地区の実情に応じた輸送施設、拠点を指定する。

4 上記により、指定した施設については、防災計画へ掲載するとともに、広報誌等を活用して関係機関、市民等へ周知を図る。

第2項 輸送施設等の耐震性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、耐震性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性の確保を図る。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

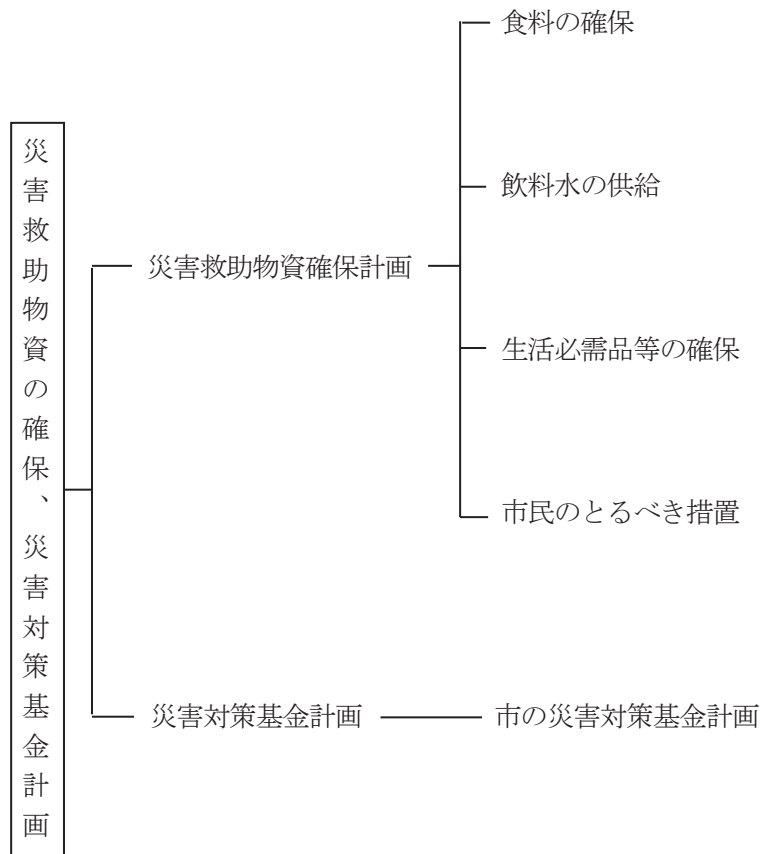
緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

市は、大規模地震が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努める。

市は、山口県市町災害基金組合格約に基づく基金を積み立てる。



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、被害想定調査結果を踏まえ、調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、震災時における応急用食料の調達・供給については、次により市及び県が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

- (1) 市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意する。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備する。

- (1) 主食系として米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう体制を整備する。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量(流通在庫量又は製造能力)の把握に努める。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

市上下水道局は被害想定調査結果を踏まえ、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。また、あらかじめ近隣市町及び水道事業者との間に協定を締結するなど協力体制の確保を図る。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

- (1) 必要量の確保

市上下水道局は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)

- (2) 井戸水の活用

市は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

市上下水道局は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市上下水道局は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、近隣市町及び、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市は、被害想定調査結果を踏まえ毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努める。

第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という考えに基づき、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努める。

第2節 災害対策基金計画

第1項 市の災害対策基金計画

1 災害基金組合

災害による災害対策事業費等の費用の財源に充てるため、山口県内の全市町をもって山口県市町災害基金組合が設立され、災害救助基金の積立てを行う。

2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額(その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。)を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市納付金現在額の3倍以内の額を処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補てんを要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

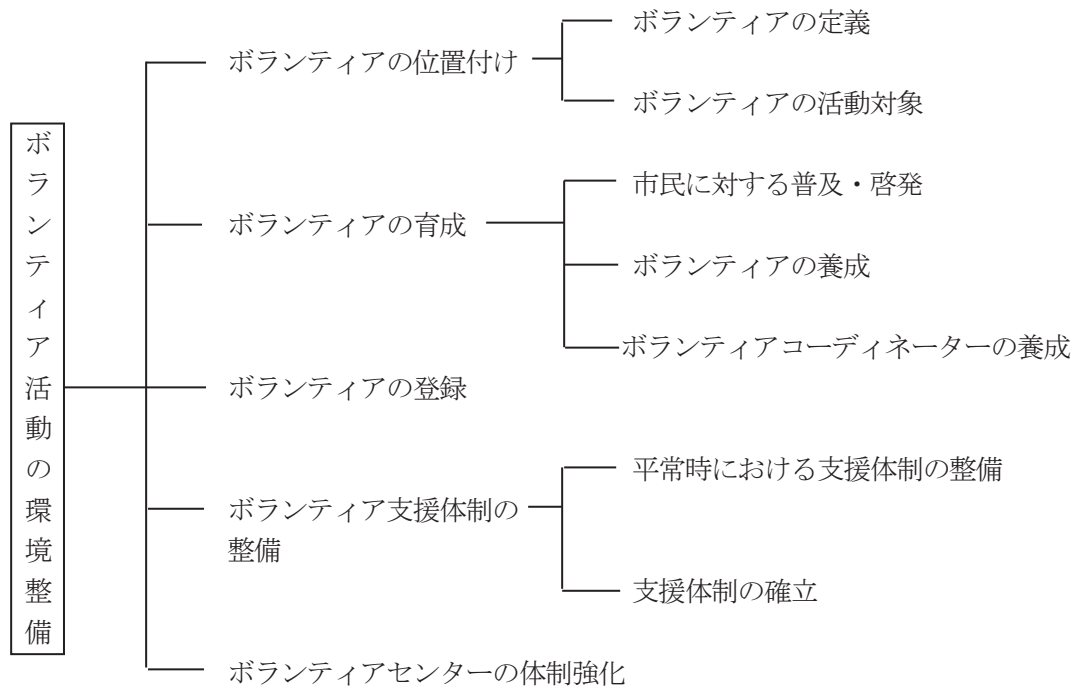
- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第15章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

地震等による大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく市民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市地域防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加する者をいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容 (例)
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等)建築物危険度判定(応急危険度判定士)土砂災害危険箇所の調査(斜面判定士等)医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等)福祉(手話通訳、介護等)無線(アマチュア無線技士)特殊車両操作(大型重機等)通訳(語学)災害救援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等)その他特殊な技術を有する者災害復旧技術専門家派遣制度(災害復旧活動の支援・助言)
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">救援物資の整理、仕分け、配分避難所の運営補助炊き出し、給水、配送清掃(撤去含む)、防疫要配慮者等への生活支援市災害ボランティアセンターの運営補助その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市及び市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市、市社協、県及び日本赤十字社山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市及び市社協は、県、日本赤十字社山口県支部、県社会福祉協議会等と協力してボランティアコーディネーターの養成に努める。

第3節 ボランティアの登録

市及び市社協は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるようボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

市及び市社協は、災害時におけるボランティアの活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

第2項 支援体制の確立

市は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、県社会福祉協議会は災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、広域的な支援体制の整備を含めたガイドライン等を作成し、県内の社会福祉協議会のみによる対応が困難な大規模災害等に備え、近隣県との相互支援ネットワークの形成に努める。

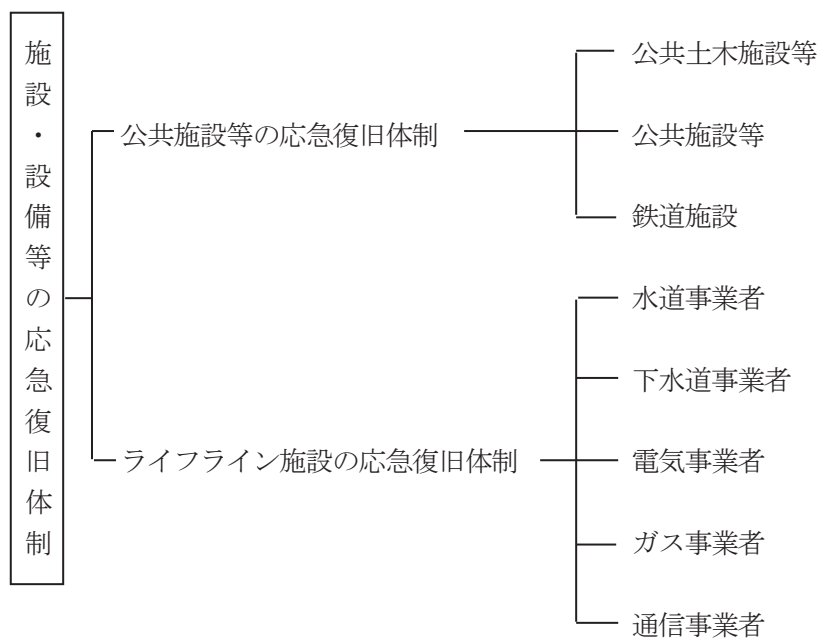
第5節 ボランティアセンターの体制強化

市は、平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担う市災害ボランティアセンターの体制の強化を図るため、その支援に努める。

第16章 施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の応急・復旧措置は、災害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制を整備しておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送する鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等(運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等)に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努める。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者

1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材備蓄、調達体制の整備に努める。

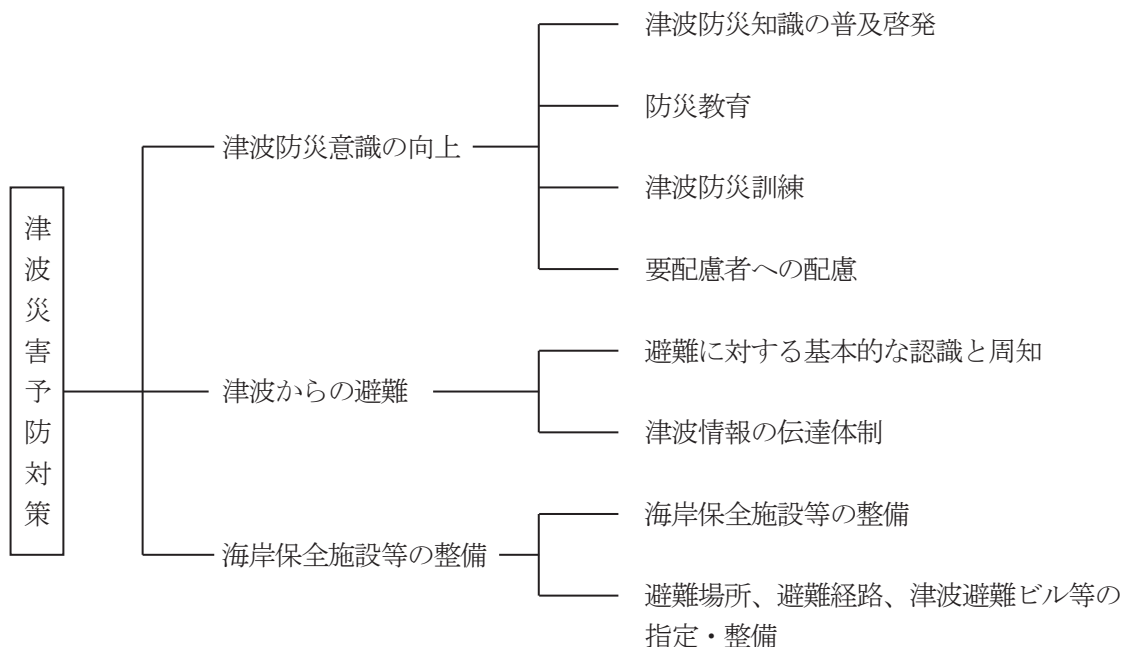
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は 国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第17章 津波災害予防対策

基本的な考え方

- 1 本市は山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、総延長約67kmの海岸線を有していることから、太平洋海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
- 2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - (1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
 [対策] 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護
 - (2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 [対策] 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策



津波予報区の範囲

予報区	沿岸市町
山口県日本海沿岸	下関市（彦島南端以西の日本海沿岸）、萩市、長門市、阿武町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市（彦島南端以东の瀬戸内海沿岸）、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、和木町、上関町、田布施町、平生町、周防大島町、柳井市

第1節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、市民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、県、市及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、市民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があることから、津波警報等解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第2項 防災教育

県、市及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

- 3 地域交流センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、市、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 要配慮者への配慮

県及び市は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ確かな避難のため、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、固定電話PUSHサービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づく津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 津波避難体制の確立

市は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導體制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。

エ 多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2) 市は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

第2項 津波情報の伝達体制

1 津波警報等及び避難指示の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

3 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

4 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話、固定電話PUSHサービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

5 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1) 性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

2 市は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。

3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備に努める。

第 3 編

災害応急対策計画

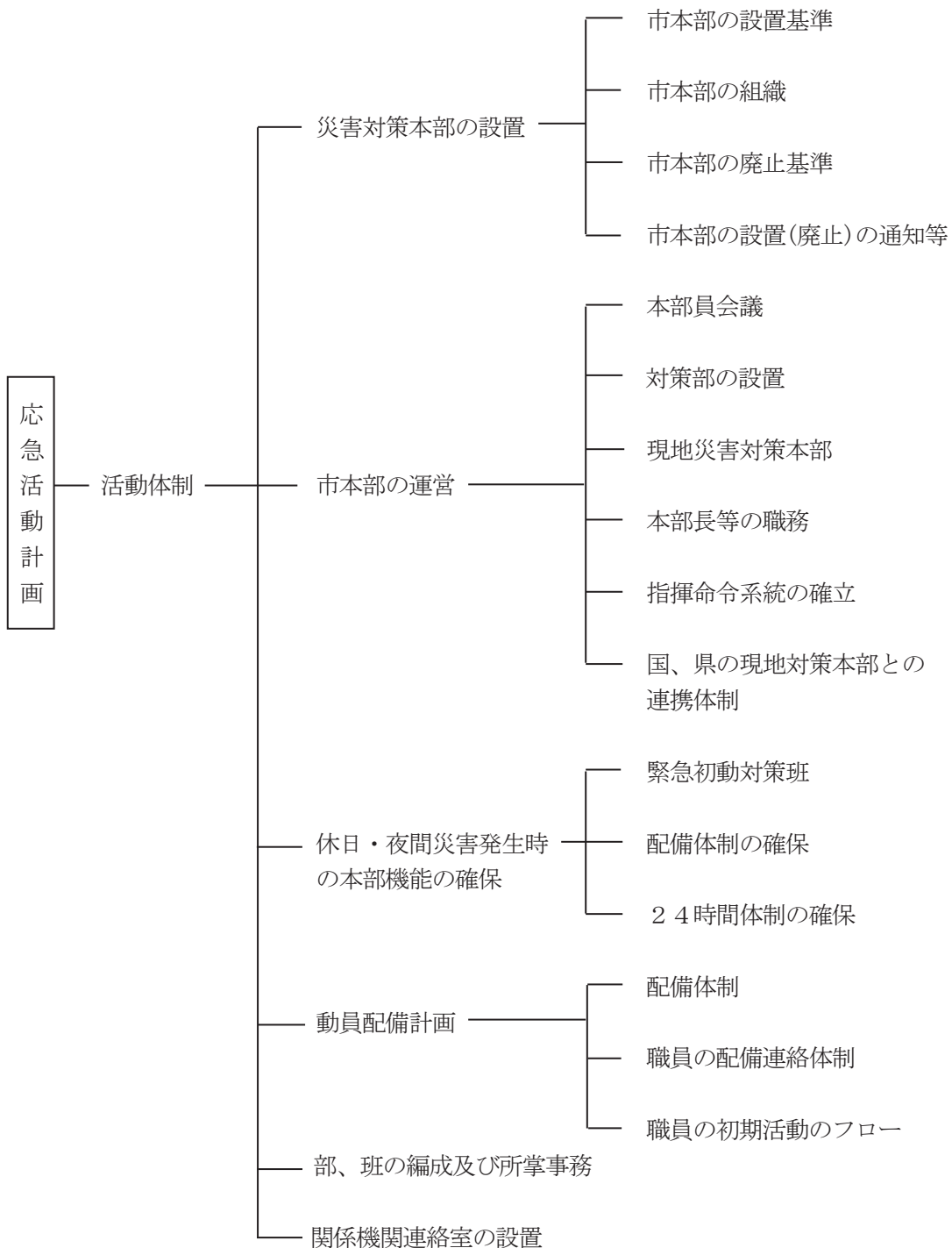
第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

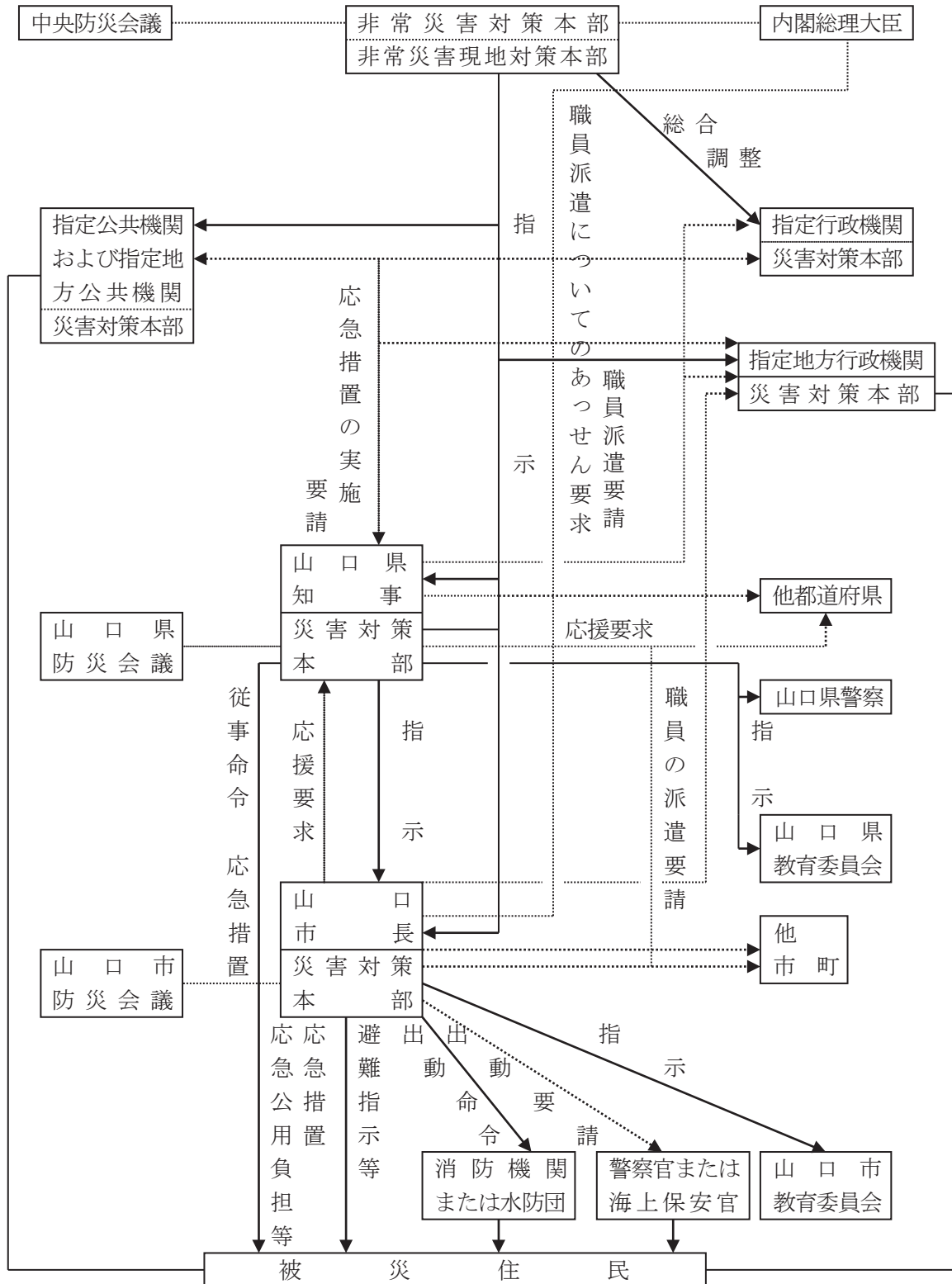
市の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、地方公共団体、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期する。



第1節 活動体制

市長は、市の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び県防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災機関並びに地域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。



第1項 災害対策本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、山口市災害対策本部(以下「市本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

資料編〔P5〕・・・山口市災害対策本部条例

1 市災害対策本部の設置基準

- (1) 市の地域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 気象庁が「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報、津波警報、大津波警報を発表した場合
- (3) 前記(1)、(2)以外の場合で、地震、津波により広域的に相当規模の災害が発生し、組織の全力を挙げて応急対策に取り組む必要がある場合

2 市本部の組織

市本部の組織は、本部長(市長)、副本部長(副市長)及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる現地災害対策本部をもって構成する。

【山口市災害対策本部組織図】・【災害対策本部系統図】

本編第3編第1章第1節参照

3 市本部の廃止基準

- (1) 市長は、市の地域において災害が発生するおそれが消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

4 市本部の設置(廃止)の通知等

市本部を設置又は廃止したときの通知、公表は、本編第3篇第1章を準用する。

第2項 市本部の運営

1 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制及び現地対策本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 災害救助法の適用に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 県、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 避難指示等の決定及び警戒区域の設定に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 対策部の設置

対策部は、本庁及び総合支所における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

市本部に置く対策部及び構成する組織は、本編第3編第1章を準用する。

3 現地災害対策本部

本部長は、当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- (1) 現地本部長
 - ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
 - イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
 - (2) 現地本部の組織等
現地本部を構成する機関、その他の組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定めるものとする。
- 4 本部長等の職務
- (1) 本部長(市長)
本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。
 - (2) 副本部長(副市長)
本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - (3) 防災統括監
災害状況を統括的に把握し、本部長の職務を補佐する。
 - (4) 本部員(市本部を構成する部の部長)
本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。
- 5 指揮命令系統の確立
- (1) 災害対策本部
市長が不在の場合は、副市長、防災統括監の順で指揮を執る。
 - (2) 各対策部
各対策部長、部次長、主管課長の順で指揮を執る。
 - (3) 登庁までの協議・重要事項の決定(時間外のみ)
勤務時間外に災害が発生した場合、災害対策本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、本部員会議で決定を行う重要事項の項目について協議し必要な意思決定を行う。
この場合、総務班長は、電話等により連絡可能な最上位意思決定者との間で協議し、必要な指示を得るとともに、迅速な判断を要求される事項については進言し、専決を仰ぐ。
- 6 国、県の現地対策本部との連携体制
- 国、県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 休日・夜間災害発生時の本部機能の確保

大規模地震(震度5弱以上)の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間・休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指名した職員をもって「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

- 1 緊急初動対策班
 - (1) 20分以内(徒歩、自転車及びバイク)に出勤できる者で所属長からあらかじめ指名された職員をもって編成する。
 - (2) 前号により指名された職員は、地震発生後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行し、本部機能の確保に努める。
- 2 配備体制の確保
地震・津波職員緊急参集システム、震度情報ネットワークシステム、緊急連絡網などを整備し、非常時の職員参集体制の確保に努める。
具体的には、自主参集が可能となるよう、初動要員及び各対策本部員等に携帯電話を保有させ、初動時の配備体制の確保を図る。
- 3 24時間体制の確保
宿日直者を配備体制の中に組み込み、職員参集システム等の整備を図る。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

- (1) 災害対策本部未設置
震災対策編第2編第8章に定める。
- (2) 災害対策本部設置

区分	種別	配備の時期	体制の概要
地震	第1非常体制	震度5弱以上の地震が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、又は災害が予想される場合で、市の全力を挙げて災害対策に取り組む体制 ・ 災害対策本部が設置される体制
	第2非常体制	震度6弱以上の地震が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急活動に従事する事ができる全職員による体制 ・ 災害対策本部が設置される体制
	緊急非常体制	震度6強以上の地震が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員による市を挙げて災害対策に取り組む体制
津波	第1非常体制	「山口県の瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、又は災害が予想される場合で、市の全力を挙げて災害対策に取り組む体制 ・ 災害対策本部が設置される体制
	第2非常体制	「山口県の瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急活動に従事する事ができる全職員による体制 ・ 災害対策本部が設置される体制
	緊急非常体制	「山口県の瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、又は災害が予想される場合で、市を挙げて災害対策に取り組む体制

2 職員の配備連絡体制

(1) 配備連絡体制の確立

- ア 市本部設置時の各対策部長は、それぞれの部の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長(班長)は、発災初期の情報収集、市本部設置準備の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
また、夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え初動体制、情報連絡体制を確保しておく。(警戒体制配備要員は、防災メールの登録により気象警報の発表及び地震発生に係る情報をいち早く入手できるように努める。)

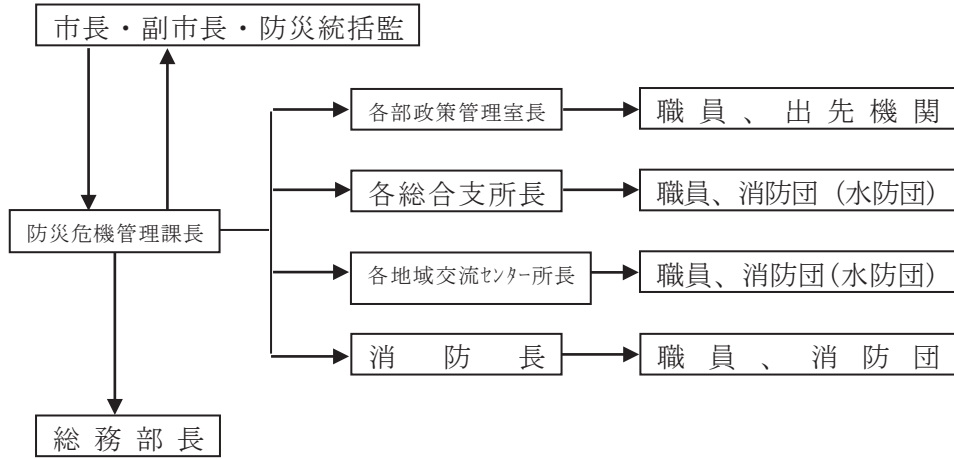
(2) 職員の動員

ア 勤務時間中における動員

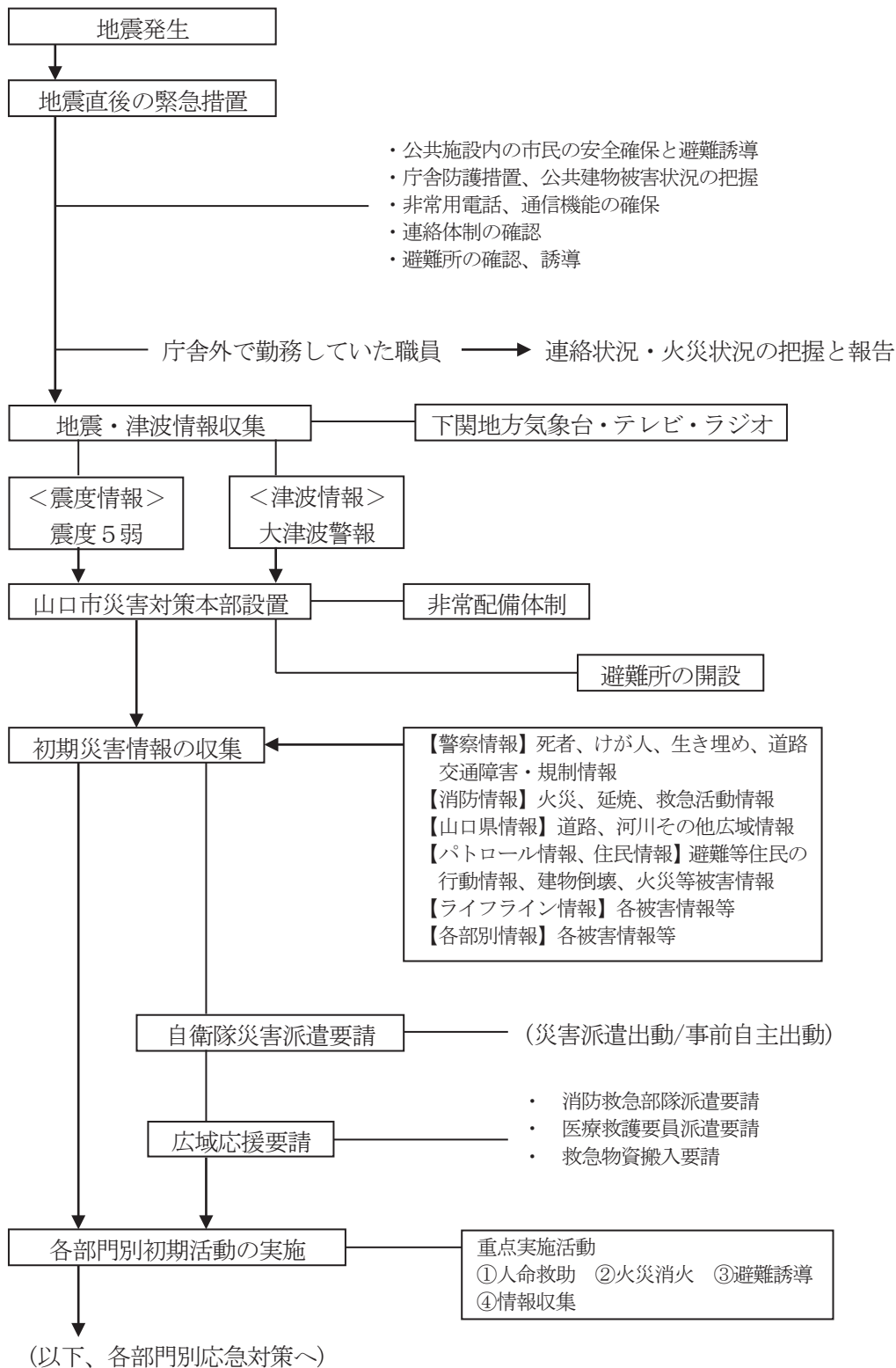
防災危機管理課長は、庁内放送、防災行政無線、電話及び携帯電話へのメール送信等により職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用不可能なときは、課員を連絡に向かわせ、動員の伝達を行う。

勤務時間内の伝達系統



災害初動活動〔勤務時間内(震度5弱)〕



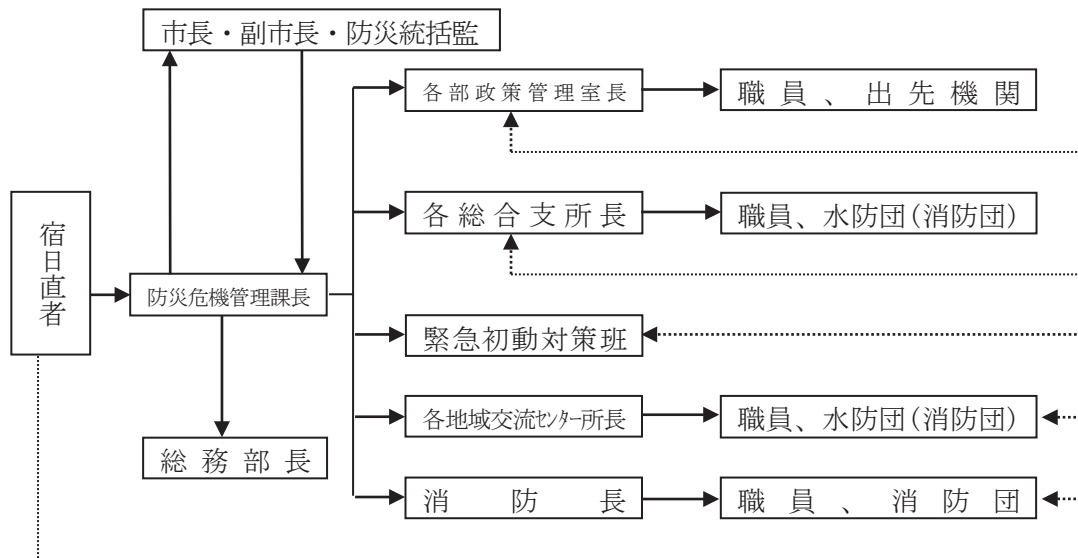
イ 勤務時間外における動員

勤務時間外における動員は次の系統で行うが、通信手段が途絶することも考えられるため、配備職員はテレビ、ラジオを視聴し、動員の基準により自主的に参集する。

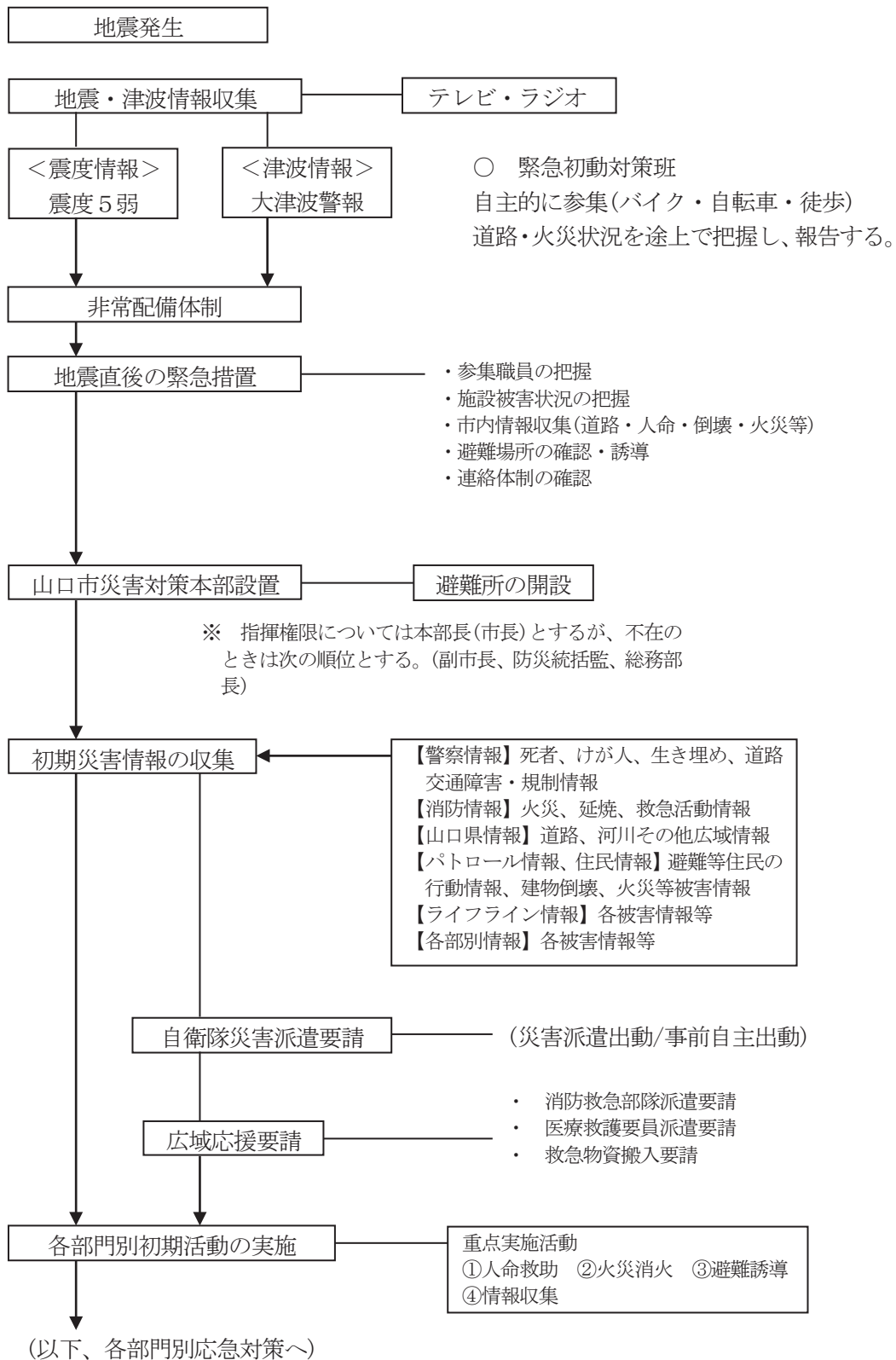
道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄の出先機関に参集し、所属課等に現在の所在地等の連絡をした上で指示を受けるものとする。

なお、大規模地震等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右することから、夜間、休日を含め勤務時間外の初期活動体制の確保を図り、あらかじめ指定した職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。

勤務時間外の伝達系統



災害初動活動〔勤務時間外(震度5弱)〕

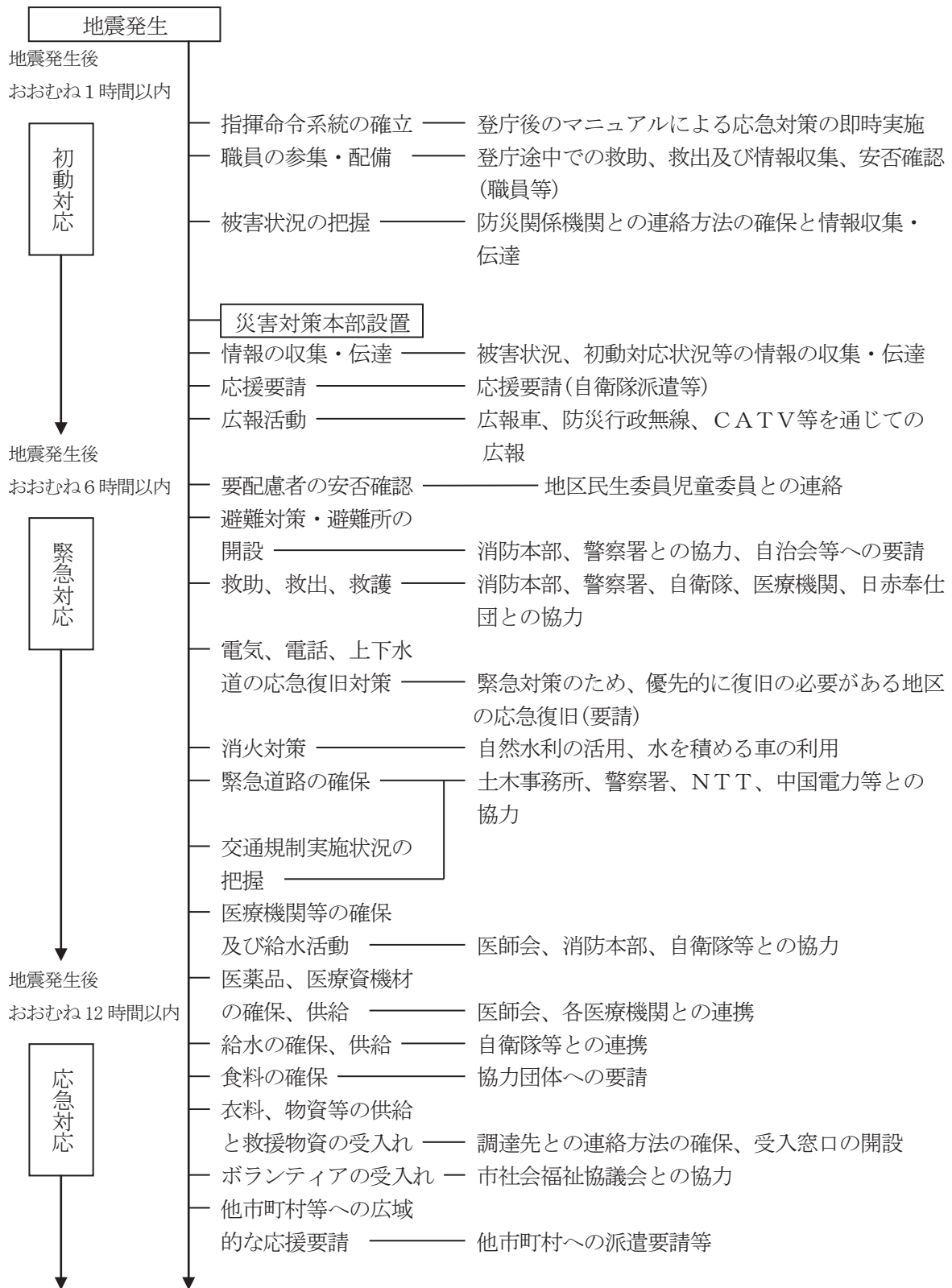


ウ 動員に関する留意事項

- (ア) 関係課長等は、あらかじめ配備担当者及びその連絡方法を定めておく。
- (イ) 関係課長等は、出先機関を含めた職員の動員状況を速やかに把握し、防災危機管理課長に登庁人員等を報告する。

3 職員の初期活動のフロー

<地震発生から山口市地域防災計画(震災対策)に移行するまで>



第5項 部、班の編成及び所掌事務

本編第3編第1章を準用する。

第6項 関係機関連絡室の設置

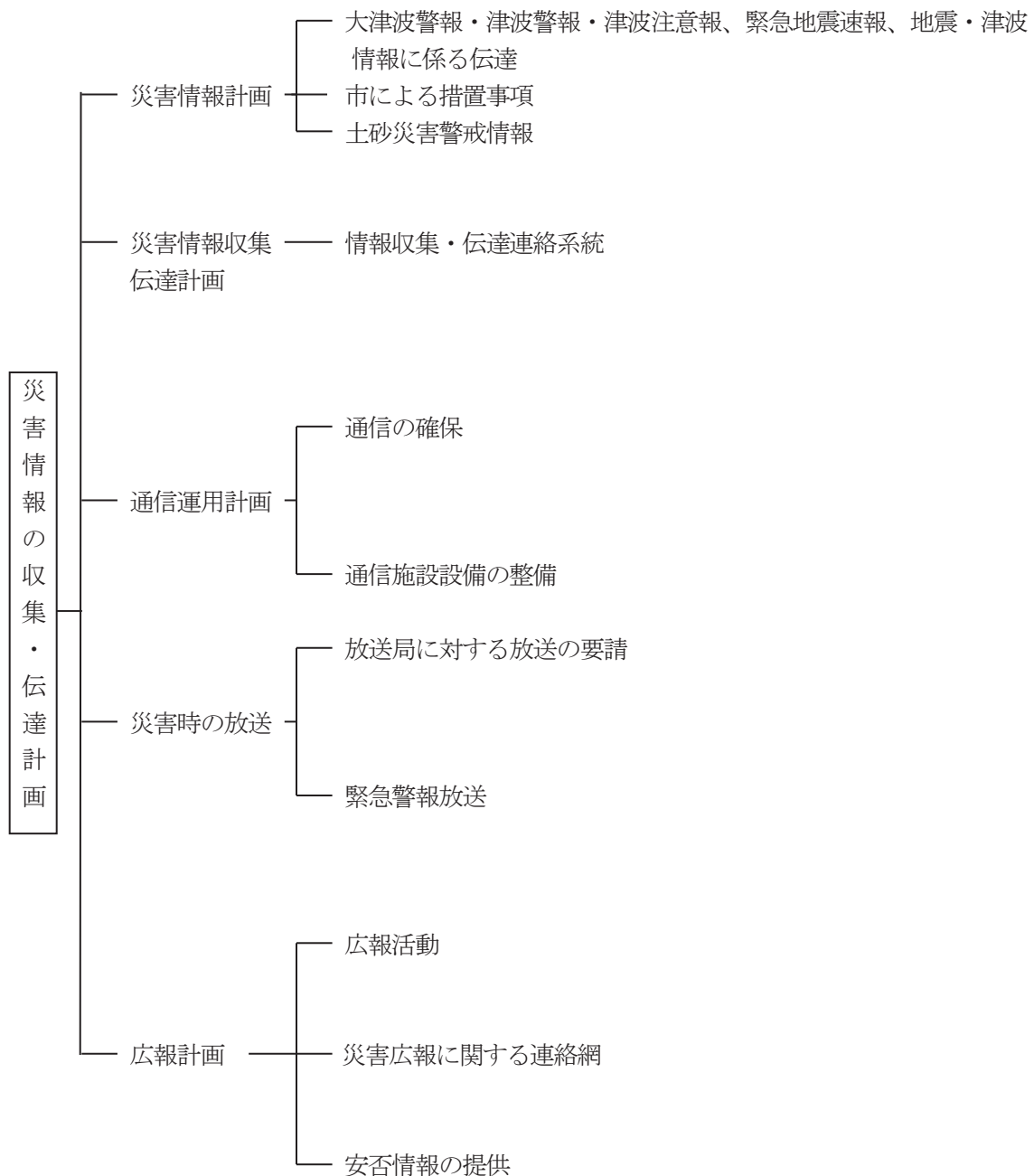
本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、初動を含めた応急対策の充実を図るため、警察、自衛隊、消防等の関係機関が常駐・協議できる関係機関連絡室を設置する。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させるうえで重要な役割を担う。



第1節 災害情報計画【総務対策部・関係対策部】

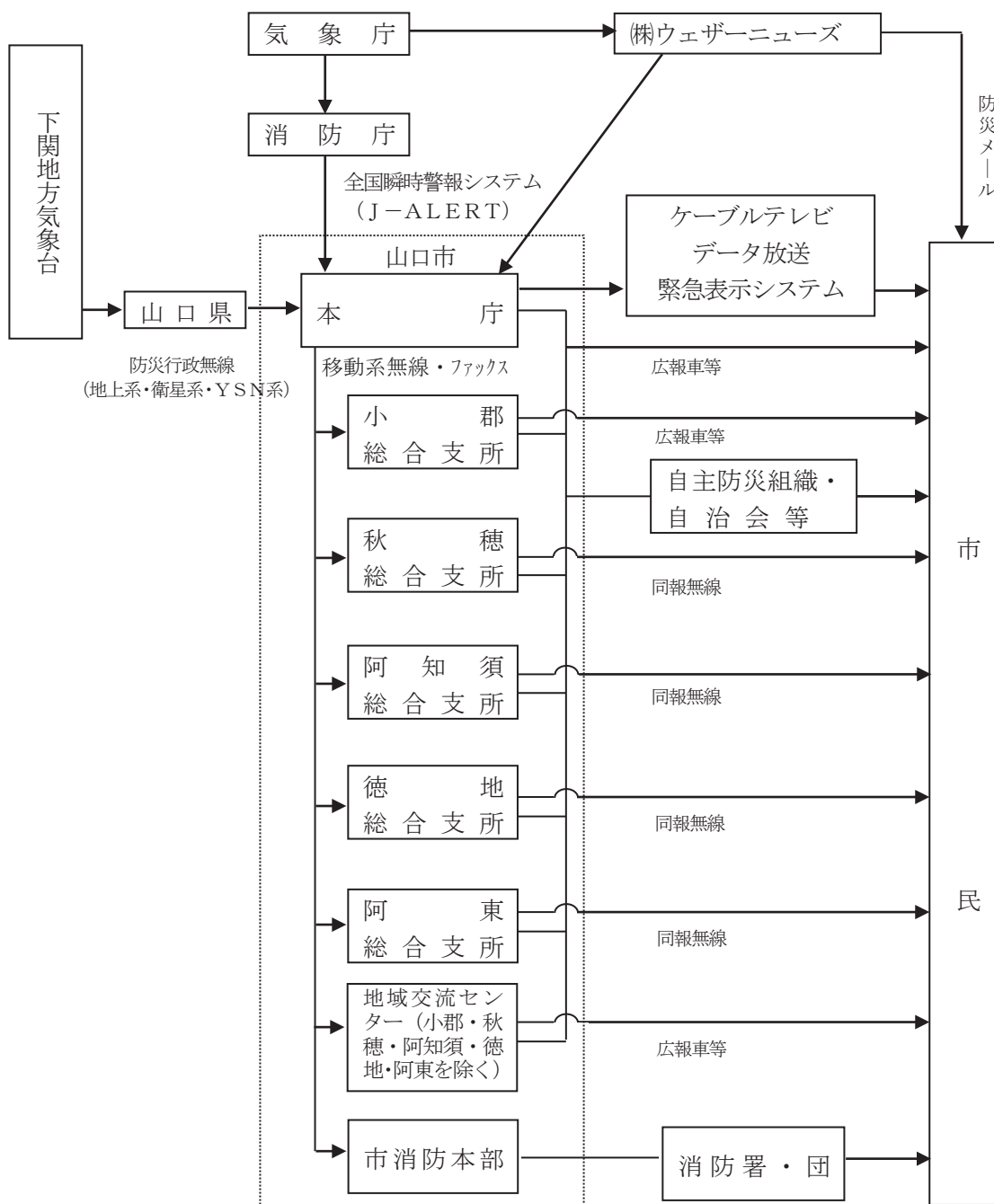
災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るためには、市、県をはじめとする防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

このため、本節では、被害に関する予警報の発表・伝達に関し必要な事項を定める。

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震、津波情報及び緊急地震速報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を防災行政無線等の情報伝達手段の運用（平成27年12月作成）に基づき速やかに市民及び関係機関に伝達する。

1 地震、津波情報伝達系統図(気象庁からの地震、津波情報伝達系統図)



第2項 気象台による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関し気象台が実施する措置は、次のとおりである。

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※について最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<予想高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{予想高さ} \leq 1\text{m}$	1 m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
-------	--	---	-----	---------	--

*大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

(2) 津波警報等と避難のポイント

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

2 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点まで観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値* (第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ) を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値) または「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

*沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報を含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

5 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
--------	--------------------------------	--

6 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・大津波警報・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・大津波警報・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

7 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）において、モーメントマグニチュード（注4）7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

第3項 市による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関し市が実施する措置は、次のとおりである。

1 津波警報等及び地震・津波情報の伝達

- (1) 地震・津波等の重要な情報等について、海上保安部、県、警察署(駐在所)、NTT、消防庁から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会(自主防災組織)等に対して通報するとともに、直ちに市民に周知する。
この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。
- (2) 市民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておく。
また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておく。
- (3) 漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておく。

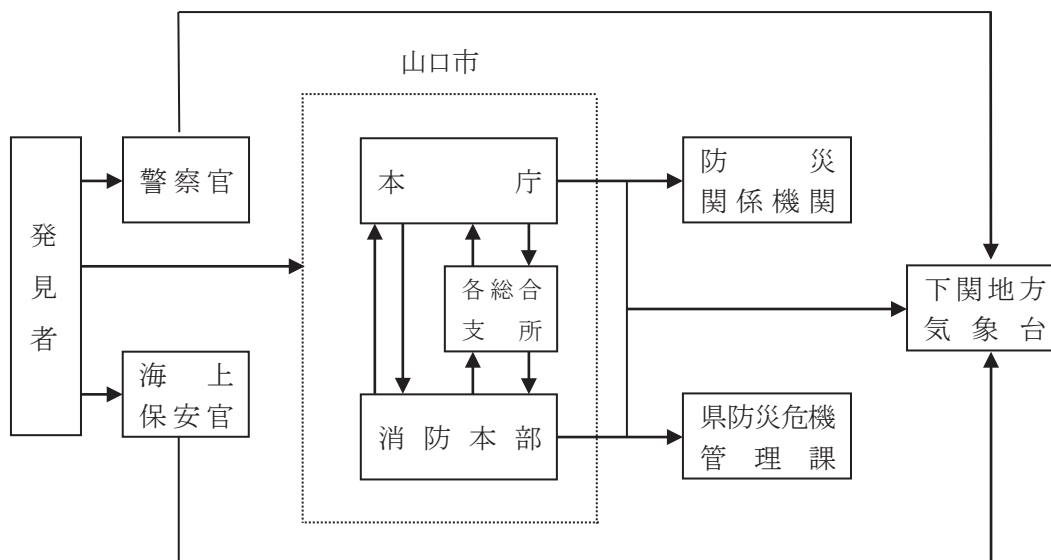
2 近地地震、津波に対する自衛措置

- (1) 近海で地震が発生した場合、気象庁からの津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。
強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、沿岸部の住民等に直ちに次の措置を講じる。
ア 海浜、港湾等にいる者、湾岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導措置をとるよう要請する。
- (2) 津波警報等の伝達は、放送によるほうが早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間(1時間以上)聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市長は、直ちに、上記による措置を講じる。
- (3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じる。
- (4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施する。

3 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県(防災危機管理課)、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。

(1) 通報系統図



(2) 通報を要する異常現象

異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く、異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

(3) 通報項目

- ア 現象名
- イ 発生場所
- ウ 発見日時分
- エ その他参考となる情報

4 一般的な災害原因に関する情報の通報

地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。

5 県からの津波予報の受信取扱い

県からの伝達は、通常、県防災行政無線地上系又は衛星系によりFAXで送信されるが、やむを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。

第2節 災害情報収集・伝達計画【関係対策部】

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、市、県、防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内又は所掌する業務に関して必要な情報を把握し、県等防災関係機関に報告することが求められる。

このため、震災時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

市及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

1 情報収集、連絡系統図

(1) 連絡系統図

地震、津波による災害情報の連絡の流れは、次のとおりとする。

また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

以下、本編第3編第2章第2節第1項1（1）を準用する。

2 災害情報の報告

市から県への被害報告は、次のとおりとする。

以下、本編第3編第2章第2節第1項1（2）を準用する。

3 市の措置

地震災害の発生時には、市は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

(1) 災害情報収集体制の確立

大規模地震発生時、震源地又は震源地に近い市町では、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。

このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、次のとおり定めるものとする。

ア 情報収集及び報告責任者を定める。（地区別、災害種別毎）

イ 市職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力的体制を確立する。

ウ 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等を定める。

2 収集すべき情報の内容

- (1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第1とし、負傷者の救出救助、消火活動を実施するうえで必要な情報(建物倒壊、出火、道路・橋りょう等の損壊状況、死傷者発生状況等)を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報(緊急通報殺到状況等)を積極的に収集する。

以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。

- (2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切に情報収集を行う。

(3) 被害情報報告様式

各対策部長は、必要に応じ収集した情報を情報収集表に記載し、さらに情報経過表及び情報集計表を作成し、対策本部に逐次報告する。

なお、この様式によりがたいときは、個別に情報収集表を作成して報告する。

連絡員は、各対策部より収集した必要な情報を本部員会議、関係対策部及び関係機関に速やかに連絡する。

<報告様式>

地震災害等情報伝達表

① 火災情報収集表	[1-6-(1)]	【消防対策部】
② 危険物等災害情報収集表	[1-6-(2)]	【消防対策部】
③ 救助・救急情報収集表	[1-6-(3)]	【消防対策部】【関係対策部】
④ 道路・交通情報収集表	[1-6-(4)]	【都市整備対策部】
⑤ 医療・救護情報収集表	[1-6-(5)]	【健康福祉対策部】
⑥ 水道情報収集表	[1-6-(6)]	【上下水道対策部】
⑦ 避難場所情報収集表	[1-6-(7)]	【地域生活対策部】【本部事務局】
⑧ 電力情報収集表	[1-6-(8)]	【本部事務局】
⑨ 電話情報収集表	[1-6-(9)]	【本部事務局】

情報経過表

① 火災情報経過表	[1-7-(1)]	【消防対策部】
② 危険物等災害情報経過表	[1-7-(2)]	【消防対策部】
③ 救助・救急情報経過表	[1-7-(3)]	【消防対策部】【関係対策部】
④ 道路・交通情報経過表	[1-7-(4)]	【都市整備対策部】
⑤ 医療・救護情報経過表	[1-7-(5)]	【健康福祉対策部】
⑥ 水道施設被害情報経過表	[1-7-(6)]	【上下水道対策部】
⑦ 避難場所情報経過表	[1-7-(7)]	【地域生活対策部】【本部事務局】

情報集計表

① 火災情報集計表	[1-8-(1)]	【消防対策部】
② 危険物等災害情報集計表	[1-8-(2)]	【消防対策部】
③ 救助・救急情報集計表	[1-8-(3)]	【消防対策部】【関係対策部】
④ 道路・交通情報集計表	[1-8-(4)]	【都市整備対策部】
⑤ 医療・救護情報集計表	[1-8-(5)]	【健康福祉対策部】
⑥ 水道情報集計表	[1-8-(6)]	【上下水道対策部】
⑦ 避難場所情報集計表	[1-8-(7)]	【地域生活対策部】【本部事務局】

情報収集整理表 [1-4] 【本部事務局】

情報収集総括表 [1-3] 【本部事務局】

3 被害調査要領

市は、災害現地調査を次の要領により行う。

- (1) 災害発生初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執る。
- (2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施する。特に、災害発生初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるようにしておく。
- (3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」【様式1-2】に基づき判定する。
- (4) 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関等と密接な連絡をとる。

4 県等への被災状況等の報告

市の区域内に地震、津波が発生したときは、県(防災危機管理課)に災害発生及びその経過に応じ逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に直接報告する。(災対法第53条)

(1) 報告の要領

ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第1段階	発生速報 (被害の概況)	様式第1 様式【1-10】	<ul style="list-style-type: none"> 発生都度報告する。 おおむね60分～120分以内に把握した状況について報告する。
第2段階	被害速報	様式第2 様式【1-11】	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査の進展にともない、順次報告する。
第3段階	確定報告	様式第3 様式【1-12】	<ul style="list-style-type: none"> 当該災害に係る応急対策措置完了後7日以内に報告する。

イ 報告は、最終報告を除き、原則として防災行政無線(地上系・衛星系)による。

なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。

5 直接即報

火災・災害即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない)、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についてもひき続き消防庁に対して行う。

<消防庁報告先>

回線別		平日(9:30~18:30) ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7552	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49101
	FAX	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036

6 各種被害報告

(1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取り扱いによる。【様式1-9】

(2) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第7章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第3節 通信運用計画

地震災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況下で、市は災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集及び応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うこととなる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市は、災害時の通信を次により確保する。

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておく。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努める。

- (1) 市防災行政無線が配備されている公用車については、車両数が限られているため、重要な応急対策への活用を図る。
- (2) 災害時優先電話は、出来る限り受信には使用せず、発信の際の支障を軽減するよう関係機関に周知徹底する。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模地震等による災害により通信の確保が困難になったときは、市は、他の関係機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	市は、災害時における非常通話等の迅速・円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2 非常・緊急扱い電報	「非常扱いの電報」については、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合、すべての電報に優先して接続される。 また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報(非常扱いの電報を除く。)に先立って取り扱われる。 ○電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は、受付電話番号1 1 5 番に申し出る。その際、発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ 専用電話

震災時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

(ア) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図る。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

市長が、市民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図る。

(ウ) 使用手続き

市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ設置機関と協議して手続等を定めておく。

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話を効果的に使用する。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

市は、大規模地震により激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用(非常無線通信)するなど必要な通信を確保する。

ア 代替設備の配備

市は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。

イ 非常通信の利用

市は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な地震災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発生初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じる。

ア アマチュア無線の活用

市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておく。

イ タクシー用業務無線の活用

市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分協議しておく。

第2項 通信施設設備の整備

災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する市は、災害時等の通信の確保を図るため、通信施設設備の整備を図っていくものとする。

1 市における整備

市においては、市防災行政無線(同報系・移動系)の整備を進めてきているが、情報の一斉伝

達等により災害の未然防止に大きな効果があることから、今後とも計画的に整備を進める。

(1) 市防災行政無線(同報系)

令和3年度にデジタル防災行政無線等整備事業の第3次整備工事により、市内全域デジタル化への更新を完了している。

なお、使用できる周波数の違いから、山口・小郡・秋穂・阿知須地域はMCA、徳地・阿東地域は減災コミュニケーションシステムを運用している。

(2) 市移動無線

IP無線を本庁や総合支所の各課に配備し、運用している。

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、通信の輻輳等により防災機関、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

市は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、市民に適時的確な情報(ライフラインの復旧状況、市が実施する各種応急対策、安否情報等)を提供し、被災地の社会的混乱を最小限に止める必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災者等に伝達するには、放送機関の協力を必要とするため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別な必要があるときは、放送機関に放送を要請し(災対法第57条)、市民に必要な情報を提供する。

災対法第57条の規定に基づき市長が行う放送要請は、広報広聴班が、原則として県を通じて行う。ただし、県との連絡がとれない等特別な事情がある場合(災害発生初期における緊急な報道が必要なとき等)は、放送機関連絡先の放送局に直接連絡を行い、事後県への報告を放送要請書【様式2-1】により行う。【広報広聴班】

<放送機関連絡先>

放送機関	要請受付窓口	電話番号
NHK山口放送局	コンテンツセンター長	083-921-3707 防災無線(地上系) 10-219-3 防災無線(地上系)FAX 19-219
山口放送株式会社(KRY)	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線(地上系) 10-220-3 防災無線(地上系)FAX 19-220
テレビ山口株式会社(TYS)	報道制作局長	083-923-6113 防災無線(地上系) 10-221-3 防災無線(地上系)FAX 19-221

株式会社エフエム山口(FMY)	編成制作部長	083-924-4535 防災無線(地上系) 10-223-2 防災無線(地上系)FAX 19-223
山口朝日放送株式会社(YAB)	報道制作局長	083-933-1111 防災無線(地上系) 10-222-3 防災無線(地上系)FAX 19-222

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるもので、知事も緊急時にはこれを使用して災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の一に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定に基づき、津波警報が発表されたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条の規定に基づく知事からの要請により放送する場合

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会(NHK山口放送局)

3 利用方法等

市長は、知事を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求める。

第5節 広報計画【本部事務局・広報広聴班】

震災時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、市は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

市が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておく。

1 発災直後の広報

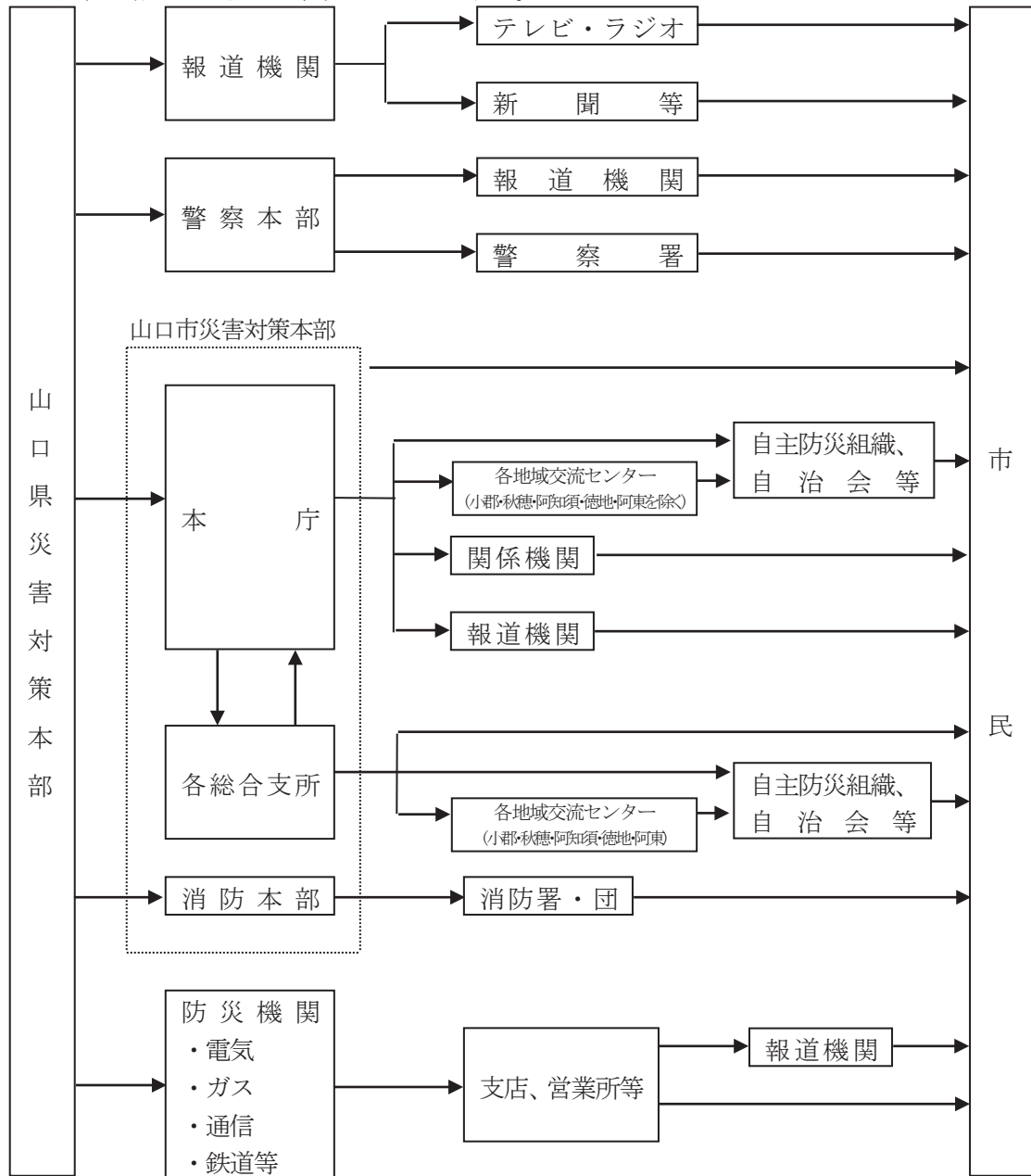
- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示等
- エ 地域住民がとるべき措置

- オ 避難所・医療救護所設置情報
 - カ 避難路情報
 - キ 交通規制状況(陸上・海上)
 - ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
 - ケ その他必要な事項
- 2 応急対策着手後の広報(順次実施)
- ア 道路情報
 - イ 公共交通機関の状況
 - ウ 給食・給水実施状況
 - エ 医療・救護実施状況
 - オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
 - カ 生活必需品等供給状況
 - キ 応急対策実施の状況
 - ク 安否情報
 - ケ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
 - コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
 - サ その他必要事項(災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等)

第2項 災害広報に関する連絡網

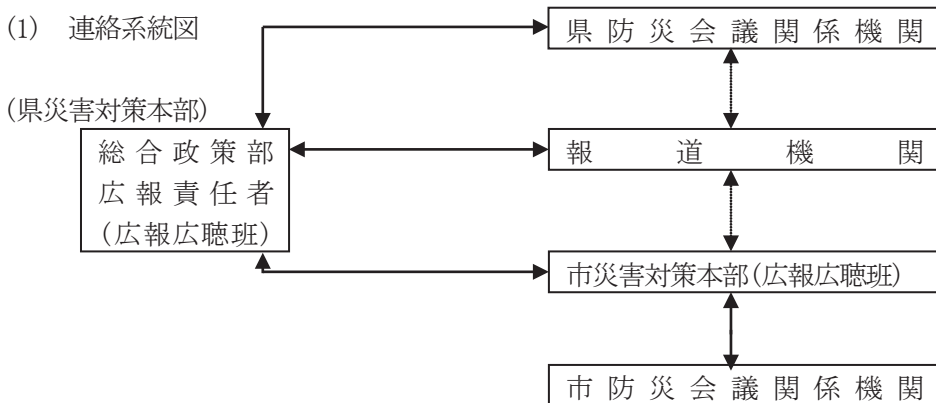
1 災害広報活動の流れ

災害広報の主な流れは、次のとおりとする。



2 災害広報に関する連絡等

(1) 連絡系統図



(2) 連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

(3) 県から市に対する連絡事項

- ア 災害広報資料の収集及び提供についての依頼
- イ 住民に対する広報事項についての広報の依頼
- ウ 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼
- エ 災害全般の情報提供についての依頼

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

現地住民、関係防災機関等の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たり、必要に応じ取材員、連絡員を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

以下、本編第3編第2章第5節第2項3(2)に準じる。

(3) 市民に対する災害広報の実施方法

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施する。

広報する事項	実施主体	広報手段	備考
1 防災情報等の周知及び防災上の一般的留意事項 2 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	市 県 気象台 防災関係機関	1 報道機関への要請 2 防災行政無線の活用 3 広報車の巡回 4 広報紙への掲載 5 チラシ、掲示による周知 6 組織を利用した口伝え 7 市ウェブサイトへの掲載 8 メール配信 9 ケーブルテレビ緊急情報送出システムの活用(緊急告知用テロップ) 10 アマチュア無線局への依頼 11 Lアラートの活用 12 ソーシャルネットワークサービス(SNS)の活用 13 固定電話PUSHサービスの活用	1 必要に応じ民間広報車の借上げを行う。 2 自治会等の組織を活用する。

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として広報広聴班が発表する。

イ 発表場所、時間

広報広聴班が関係者と協議して定める。

第3項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

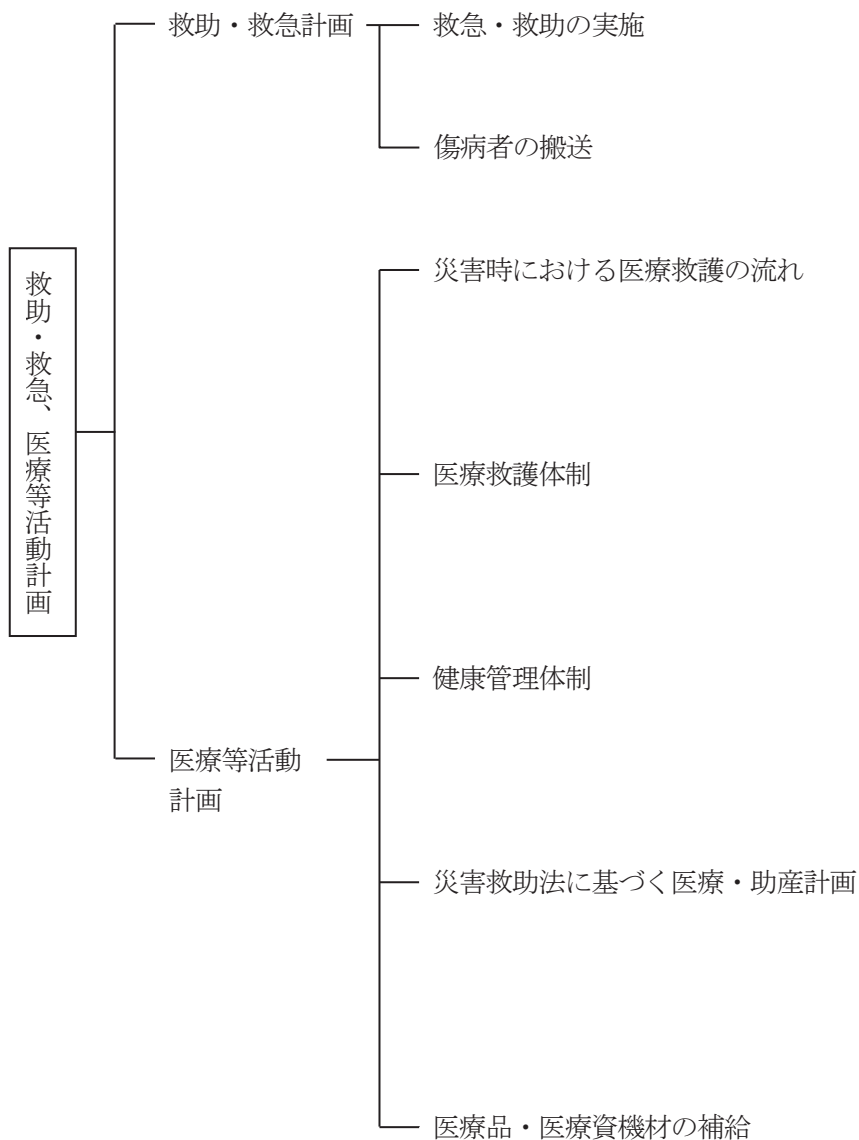
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底する。

第3章 救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり同時多発することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、震災時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



第1節 救助・救急計画【消防対策部・関係対策部】

救助・救急活動は、多様な災害により負傷した者、また、倒壊家屋、工作物等に閉じ込められた者の生命を確保するため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 救助・救急活動

(1) 救出対象者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の方法

ア 救助隊の編成

- (ア) 救出する事態が生じた場合、本部長の命により、消防対策部長は救助隊を編成する。ただし、緊急の場合は、消防対策部長の判断により編成し、事後本部長に報告する。
- (イ) 編成は、消防対策部長が主体となり行い、災害の規模、状況に応じて市関係職員、その他増強要員をもって行う。

イ 救出方法

- (ア) 救助隊長は、準備している資機材を十分に活用し、隊員を指揮し、救出作業に当たる。この場合、現場付近の警察官、その他防災関係機関と緊密な連携をとり協力する。
- (イ) 資機材の充填
救出活動に必要な資機材で消防対策部において備蓄していないものについては、警察その他の防災関係機関に協力を求めるものとし、事前に十分に協議しておく。
- (ウ) 特別救助隊
特殊な救助作業、高所等の救出について一般の救助隊員では困難な場合、消防対策部長は、特別救助隊を編成し作業を行う。
- (エ) 山口県消防防災、県警、自衛隊ヘリコプターの協力要請
高所からの救出、孤立した場所からの救出等が救助隊又は特別救助隊では救出できない場合、困難な場合は、山口県防災危機管理課、県警、自衛隊ヘリコプターに対する出動要請を行う。
なお、この要請は、第5章「広域応援要請計画」によるが、具体的方法については事前に関係者と協議しておく。
- (オ) 他の応急対策との関係
救出する必要がある者を知ったときは、人命に係わる作業を最優先に行う。
- (カ) 火災発生現場等の状況については、地震災害等情報伝達表【様式1-4】により本部へ報告を行う。

ウ 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救出活動を行うとともに、消防機関、医療救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえからも重要となるので、積極的に行うよう努める。

エ 救出に必要な機材、器具の点検・整備

救出に必要な機械、器具、車両の点検、整備に努める。

オ 救急活動

救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。

(3) 負傷者の搬送

負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

2 関係機関による救助・救急活動

機 関 名	活 動 内 容
県 (防災危機管理課) (厚政課)	(1) 市(消防)が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (2) 自衛隊、国に対し必要な派遣要請を行う。 (3) 災害救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町(消防本部・消防団)、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海 上 保 安 部	(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 (5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲内において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自 衛 隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

3 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内
- イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長できる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ 修繕費

救出のため使用(借上げ使用を含む。)した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが対応が困難な場合は、県、市その他の機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市その他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、必要に応じ県、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等の情報の把握が必要となる。

(2) 搬送順位

ア あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

イ 震災時は、さらに医療機関の被災情報や搬送経路など、さまざまな情報を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部(道路整備課、交通規制課)との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に市道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。

(4) トリアージ・タグの整備

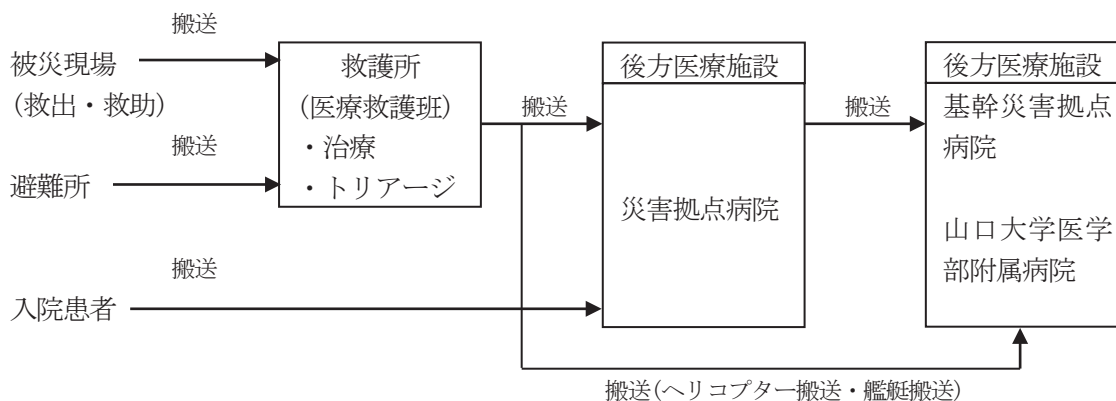
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関(医療機関、消防機関等)は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグ〔様式3-2〕の標準化を図る。

第2節 医療等活動計画【健康福祉対策部】

地震災害時には、家屋・工作物等の倒壊、窓ガラス等の落下、火災等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制【健康増進班】

災害時における医療救護は、一時的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市からの応援要請に基づき、又は自ら出勤し医療救護活動を実施するとともに、医療実施関係機関に支援を要請する。

1 応急医療需要の把握

災害発生時の応急医療に関する、各班活動内容は次のとおりである。

- (1) 総務班は、在宅の災害弱者について適切な避難の実施及び避難を行った場所(避難所名等)の把握を行う。
- (2) 消防本部は、救急医療の需要状況及び救急医療情報システムによる医療可能病院の情報を健康増進班に報告する。
- (3) 総務班は、消防本部からの情報や各対策部からの被害情報、自主参集時の被害情報を整理し、応急医療の需要情報を健康増進班へ伝達する。
これとともに、県災害対策本部へ連絡を行い、山口市周辺市町の医療機関の被害状況予備医療可能病院の情報を把握する。
- (4) 健康増進班は、山口市医師会、吉南医師会及び防府医師会との連絡手段を確保し、医療機関の被害情報や周辺の応急医療需要情報を収集するとともに、総務班からの情報を把握し、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出する。
- (5) 消防団は、私設消防団、地区とともに応急医療需要者を把握し、この救護に当たることを喚起する。

2 医療救護班の編成・派遣

医療救護班の編成は、健康増進班が山口市医師会、吉南医師会及び防府医師会へ協力を要請するが、病院自体が被害を受ける、または病院へ傷病者が殺到する等の理由で医療救護班の編成が困難になることや多数の医療救護班が必要となることが予想される。

この場合は、山口健康福祉センター所長へ県立総合医療センターや日本赤十字社山口県支部、県医師会、独立行政法人国立病院機構、山口大学医学部等の医療救護班の編成・派遣を要

請する。

要請は、下記事項を示して行うが、緊急を要する場合は電話等で行い、後日正式に文書で行う。

また、緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後、山口健康福祉センターにその状況を報告する。この場合の要請内容も下記事項を示して行う。

- (1) 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- (2) 必要とする医療活動の内容(内科、外科、産婦人科等の別)及び必要資機材
- (3) 応援必要班数
- (4) 現地への進入経路、交通手段
- (5) その他参考となる事項

医療救護班の編成基準は、おおむね次のとおりである。

- 医師：1～2名(うち1名は班長)
- 看護師：3～5名(うち1名は師長又は主任)
- 薬剤師：1名(必要に応じ編入)
- 事務職員：1名
- 診療車等の車両を有するときは、運転手1名

3 救護所の設置

救護所の設置及び医療救護班の派遣先の調整は、健康増進班が担当し、設置場所、業務内容は、原則として以下のとおりである。

設置を行った際は、広報広聴班、消防団、地区を通じて広く住民に周知する。

医療救護班の状況によっては、救護所への巡回診療により対応を行う。

- (1) 設置場所
 - 避難場所、避難所、災害現場等
- (2) 業務内容
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
 - ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認、遺体の検案・処理

4 後方医療体制の確立

被災現地での応急治療が十分でない中等傷及び重傷者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

- (1) 県(医務班)による医療体制の確保
 - ア 2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。
 - イ 基幹災害拠点施設を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。
- (2) 後方医療機関への搬送体制の確立
 - ア 医療救護班の班長は、転送順位の決定(トリアージ)、トリアージ・タグ【様式3-2】の作成を行い、後方医療機関への救急車等による搬送を消防本部に指示する。
 - イ 消防本部での対応が困難な場合は、県、他市町及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。
 - ウ 上記1で把握した医療可能病院・空きベッド情報をもとに、搬送を行う。

搬送のための緊急道路の確保については、各道路管理者、警察等との連携により柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

ヘリコプター等の広域応援要請の必要が生じた場合は、広域応援医療体制の確保により実施する。

5 市内医療機関による医療・助産

災害が発生し、医療救護班の到着を待ついとまがないとき又は災害の範囲が広範で医療救護班の派遣能力、活動能力の限界を超える場合は、市内の医療可能な病院、診療所等医療機関又は助産機関へ収容するための措置を次のようにとる。

- (1) 健康増進班は、応急医療の需要情報を消防本部に伝えるとともに、市内の医療可能病院、診療所等医療機関の情報を広報広聴班、消防団、地区を通じて広く住民に周知する。
- (2) 消防本部は、救急医療情報システムにより、市内及び市周辺の受入可能病院を把握し、救急車等による傷病者の搬送を行う。
- (3) 消火活動、救出活動の状況により可能な場合、市内受入可能医療機関を把握したうえで、消防団及び各地区による医療機関への搬送も行う。
- (4) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

6 避難所救護センターの設置

避難生活が長期にわたる場合、県、市、山口市医師会、吉南医師会、防府医師会と協議のうえ、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼動状況を勘案して行う。避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医等を含めた編成に切り替える。

7 個別疾病対策

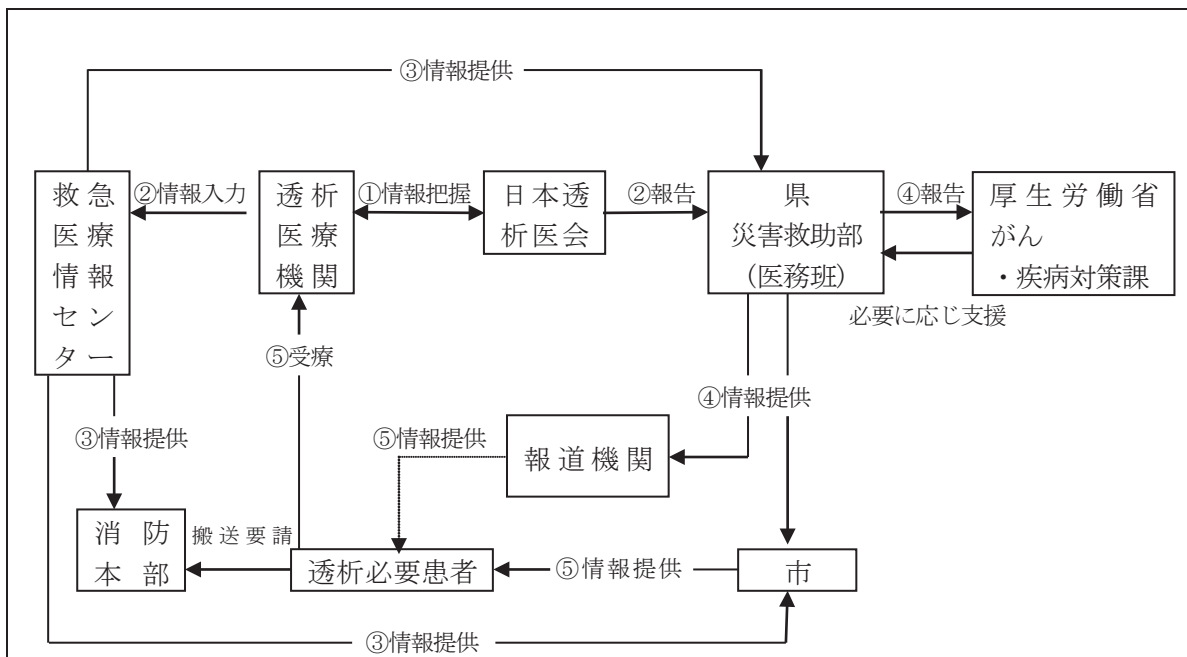
災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生ずるが、人工透析患者等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況を把握し、県(災害救助部)に伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼動状況を県、市町、消防本部に提供する。



- ウ これらの情報をもとに、市及び県(医務班)は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

第3項 健康管理体制【健康増進班】

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。

1 活動内容

- (1) 医療救護班との連携のもと、保健師等により被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- (2) 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、山口健康福祉センター所長に応援要請を行う。
- (3) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後山口健康福祉センター所長にその状況を報告する。
- (4) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急措置を実施し、被災者の保護を図る。

1 医療

- (1) 対象者
 - ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
 - イ 経済的能力の有無は問わない。また、障がいを受け又は疾病にかかった日時を問わない。
 - ウ 被災者のみに限定されない。
- (2) 医療の範囲
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (3) 医療のために支出できる費用(患者の移送費は別途計上)
 - ア 救護班の費用
 - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - (イ) 事務費、派遣旅費等(旅費、日当、超過勤務手当)
 - イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用
医療保険制度の診療報酬の額以内
(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
 - ウ 施術者で措置した場合
厚生労働大臣が定める施術料金の額内
- (4) 期間
 - ア 災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

2 助産

(1) 対象者

- ア 災害発生の日以前又は以降7日以内に分べんした者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産のために支出できる費用(妊婦の移送費は別途計上)

- ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合は除く。)等の実費
- イ 助産師により措置した場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 期間

- ア 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。
- イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。

第5項 医薬品・医療資機材の補給

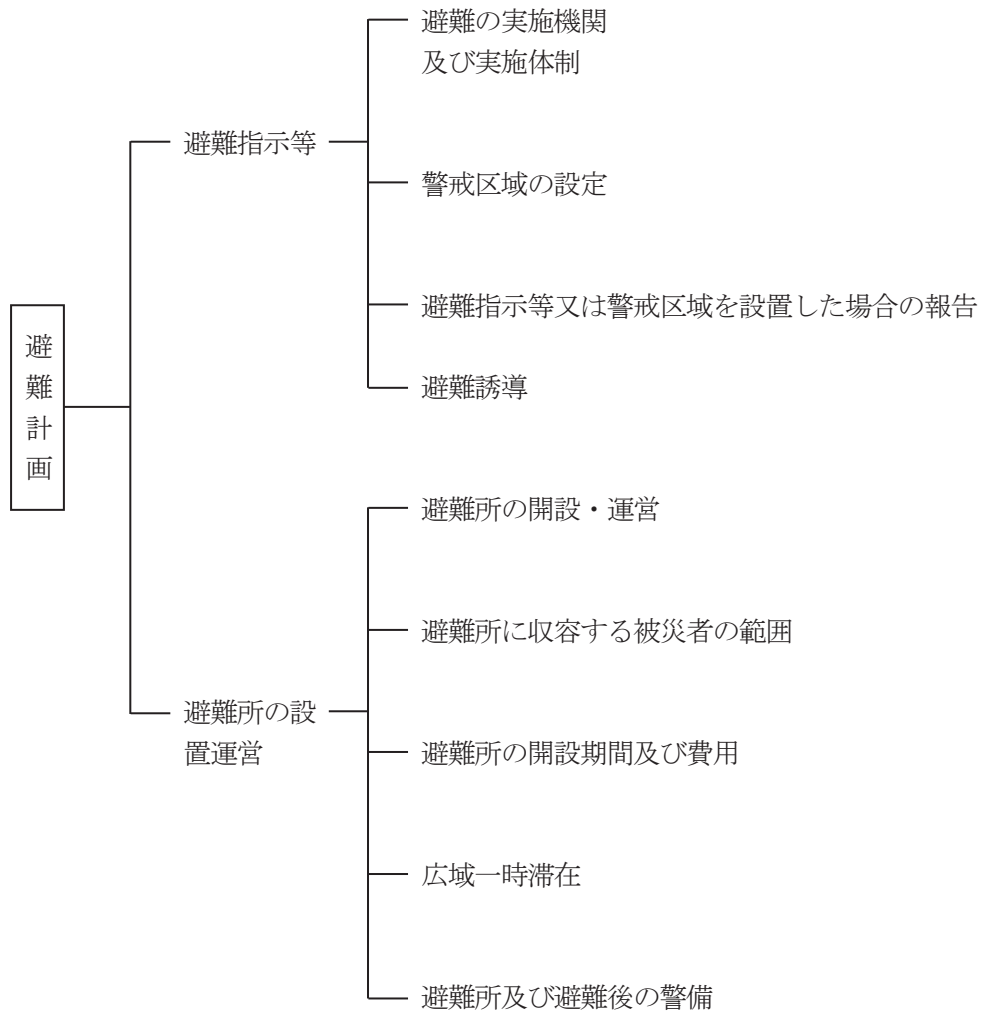
医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び医療用資機材は、災害支援病院に備蓄したものの使用するほか、各病院において備蓄しているものを使用し、なお不足するときは、県指定の業者から調達する。

第4章 避難計画【本部事務局】

基本的な考え方

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。

災害の拡大を防止するためには、的確な避難対策が必要となることから、これについて必要な事項を定める。



第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員又は消防職員)	災対法第60条第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるとき。 ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者等	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (防災危機管理課)
知事 (委任を受けた職員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条	全災害 ・市長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	・立退き又は緊急安全確保措置の指示 ・警告を発すること。 ・必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は市長に通知 (市長は知事に報告)
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条(昭和23年法律第28号)	全災害 ・市長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	同上	同上	同上

		・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき。	船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	船舶の進行停止、指定場所への移動、乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他必要な措置	
自衛官	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 （その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認められる区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 （その命を受けた県職員） 水防管理者	水防法第22条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上 （水防管理者による場合のみ）

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、本防災計画に定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されたとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が警戒水位を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 津波警報等が発表され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を要するとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流失し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想される時

避難の指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

3 避難指示等の判断に係る助言

市は、避難指示等の判断に際し必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

4 避難指示等の伝達方法【本部事務局・広報広聴班】

避難指示等の発令は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等を発令した場合は、防災行政無線等の情報伝達手段の運用（平成27年12月作成）に基づき、速やかに、その内容を市防災行政無線、市防災メール、広報車、サイレン、報道機関の協力等あらゆる伝達手段を通じ又は直接住民に対し、確実に伝わるよう周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

（サイレンは、広範囲への避難指示等発令時に「1分吹鳴、5秒休み、1分吹鳴」するものとする。）

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等要配慮者利用施設に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 避難の指示等をしたときが、夜間、停電時または風雨が激しく、各戸に対し完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団、自治会等の組織を利用して家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

なお、この方法については、市、消防、警察の職員及び消防団員、自治会等と協議し定めておく。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 設定の実施

市長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておく。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達する。

【本部事務局・広報広聴班】

※ 警戒区域の設定が、避難の指示(災対法第60条)と異なる点は、

第1に、避難の指示が対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される(災対法第116条第2項)ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づき、市の職員に委任することができる。

第3項 避難指示等又は警戒区域を設定した場合の報告

1 知事及び警察署長に対する報告通知

避難のための立退きを指示し、又は警戒区域を設定したときは、次により速やかに必要事項を通知する。【本部事務局】

＜報告事項＞

- (1) 避難の指示の発令
- (2) 避難を要する理由
- (3) 対処地区名・世帯数・人数
- (4) 避難所の開設時期・名称

2 関係機関との連絡

避難の指示又は警戒区域の設定は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行う。

なお、警察官、自衛官及び海上保安官が単独で避難の指示等を行ったとき、又は警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の報告を受ける。

第4項 避難誘導

避難指示等が出された場合、市は警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会(町内会)、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。【地域交流センター班・総合支所対策部】

1 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。

2 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

3 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

4 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

5 高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

6 誘導中は、事故防止に努める。

7 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ県等他機関に応援を要請し、実施する。

第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、災害救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等(消防団、婦人会、青年団、自主防災組織、ボランティア団体等)の協力を得て実施する。【地域交流センター班・総合支所対策部・関係各班】

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認したうえで、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設(受入)の要請をし、施設専用避難所を開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対し周知徹底を図るとともに、関係機関(警察署、消防署等)へ連絡する。
また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、市長は管理責任者を指名するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

- (2) 管理責任者は、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら避難者の確認を行い、避難者名簿【様式3-1】を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用するものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、ほかの地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境、情報伝達、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点、また同伴した補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)及び同行したペット等に配慮する。

ペットとの同行避難について、市は飼い主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意など、飼い主による平時からの備えや

避難先のルールについて普及啓発に努める。また、避難所におけるペットの扱いについては、環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる。

特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。

- (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等(破壊消防による全半壊を含む。)の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

- (2) 現実に災害を受けた者

自己の住家の直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

2 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

- (1) 避難指示等が発せられた場合

- (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

- (注) ・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(災害救助法の基準)
- ・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、出来るかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所の開設期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

- 1 市長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは隣接県等における広域一時滞在について県に要請する。【本部事務局】
- 2 市長は、広域一時滞在のための要請したときは、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。【関係各班】
- 3 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。【本部事務局・関係各班】
- 4 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請を行った市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。
- 5 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- 6 被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

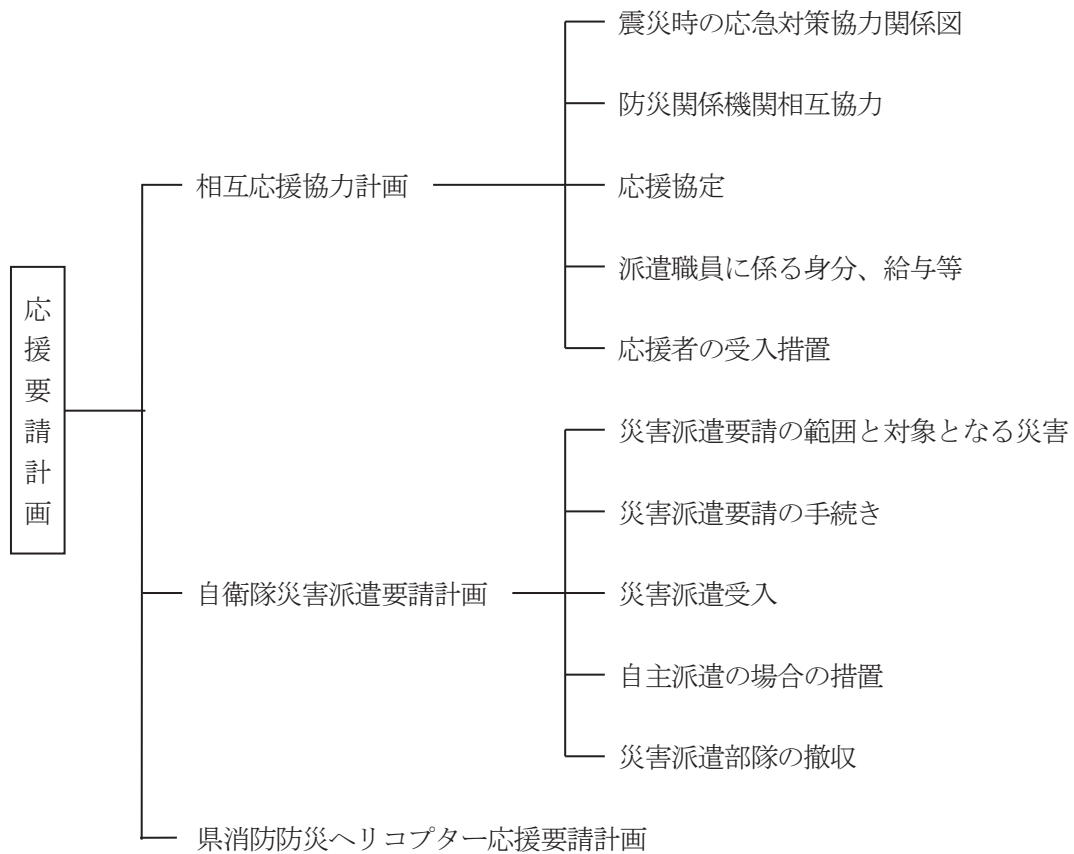
避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第5章 応援要請計画

基本的な考え方

地震により災害が発生した場合、市は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模地震発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから被災市町のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

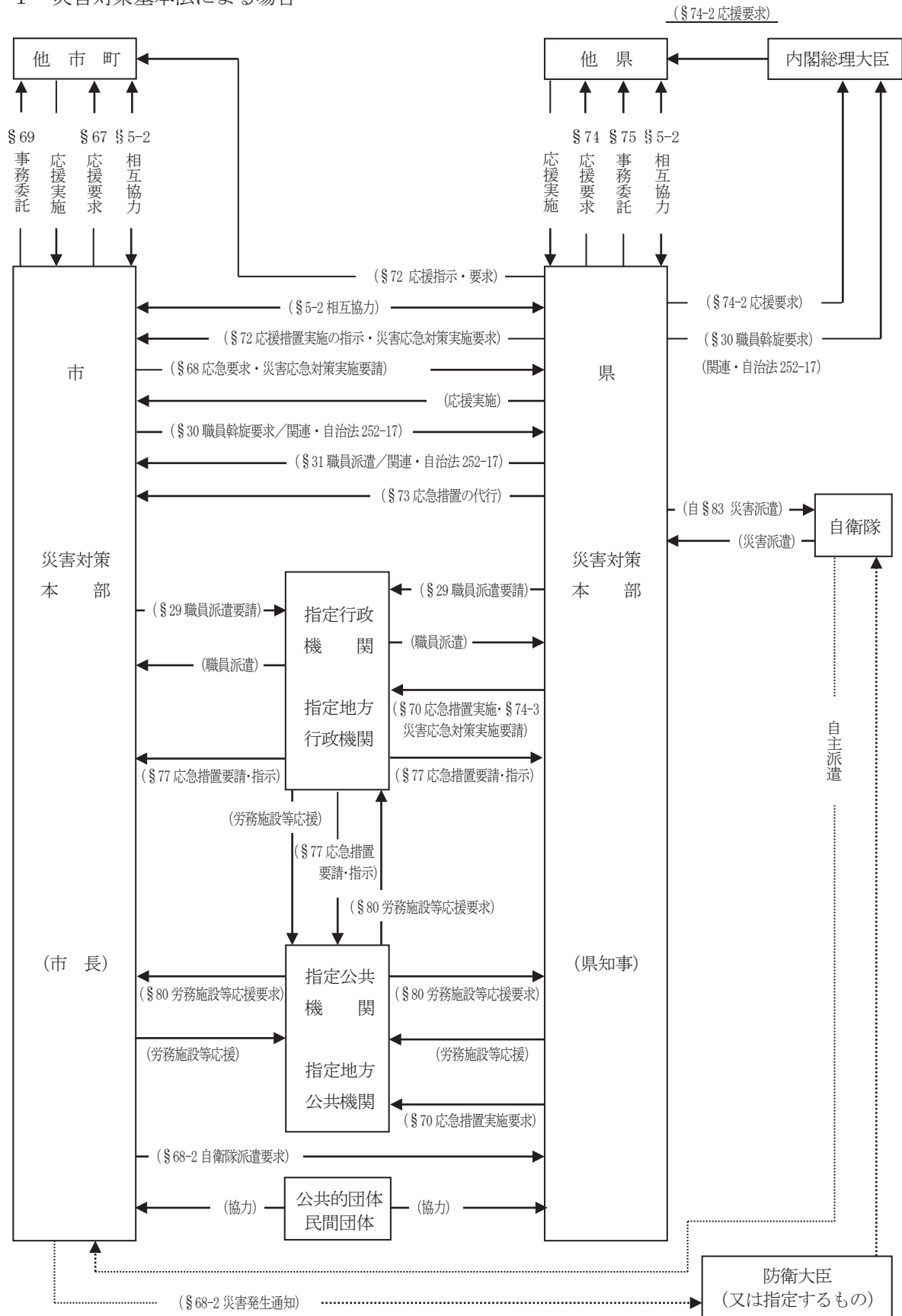
このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することになり、県においては山口県災害時広域受援計画等に基づいた受援調整体制を整えられる。



第1節 相互応援協力計画

第1項 震災時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

震災対策編第3編第11章 水防・消防、危険物等対策計画第2節参照

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国(指定地方行政機関)、県、市町及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 他の市町村へ応援要請

市長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援要請を行う。【本部事務局】

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関
派 遣 要 請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派 遣 あっ せん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第1項 (知 事)

ウ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

エ 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県災害対策本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

要請必要事項は、次のとおりとする。

要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
1 他の市町村に対する 応援要請 2 県への応援要請又は 災害応急対策の実施要 請	(1) 災害の状況 (2) 応援(災害応急対策の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする災害応急対策) (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第2節 自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間	災対法第30条 地方自治法第252条の17
	(4) 派遣される職員の給与その他勤務条件	

	(5) その他参考となるべき事項	
他県消防の応援のあつせんを求める場合	第18章 広域消防応援・受援基本計画	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	第2章 情報収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第57条

(3) 自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について市地域防災計画の中に明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力」、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

(4) 資料の整備

市は、被災市町村からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与する。【本部事務局】

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておく。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによる。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりとする。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、市のみでの対応では十分な対応ができないことが予想される。このため、他の市町村等との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じると共に、他の市町村からの支援が円滑に受入られるよう体制の整備に努める。

(1) 市町村の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市は、中国自動車道、山陽自動車道及び県道山口宇部線において、火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

(2) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

(3) 遠隔自治体との相互応援協定

広範囲な災害の発生に備え、遠隔地の自治体との応援協定締結に努める。

2 民間団体との協定

市は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協力体制の確立に努める。

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第32条、同法施行令第17条、第18条にその取扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「山口市災害派遣手当に関する条例」による。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町村、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じる。【本部事務局・関係各班】

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市町村長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

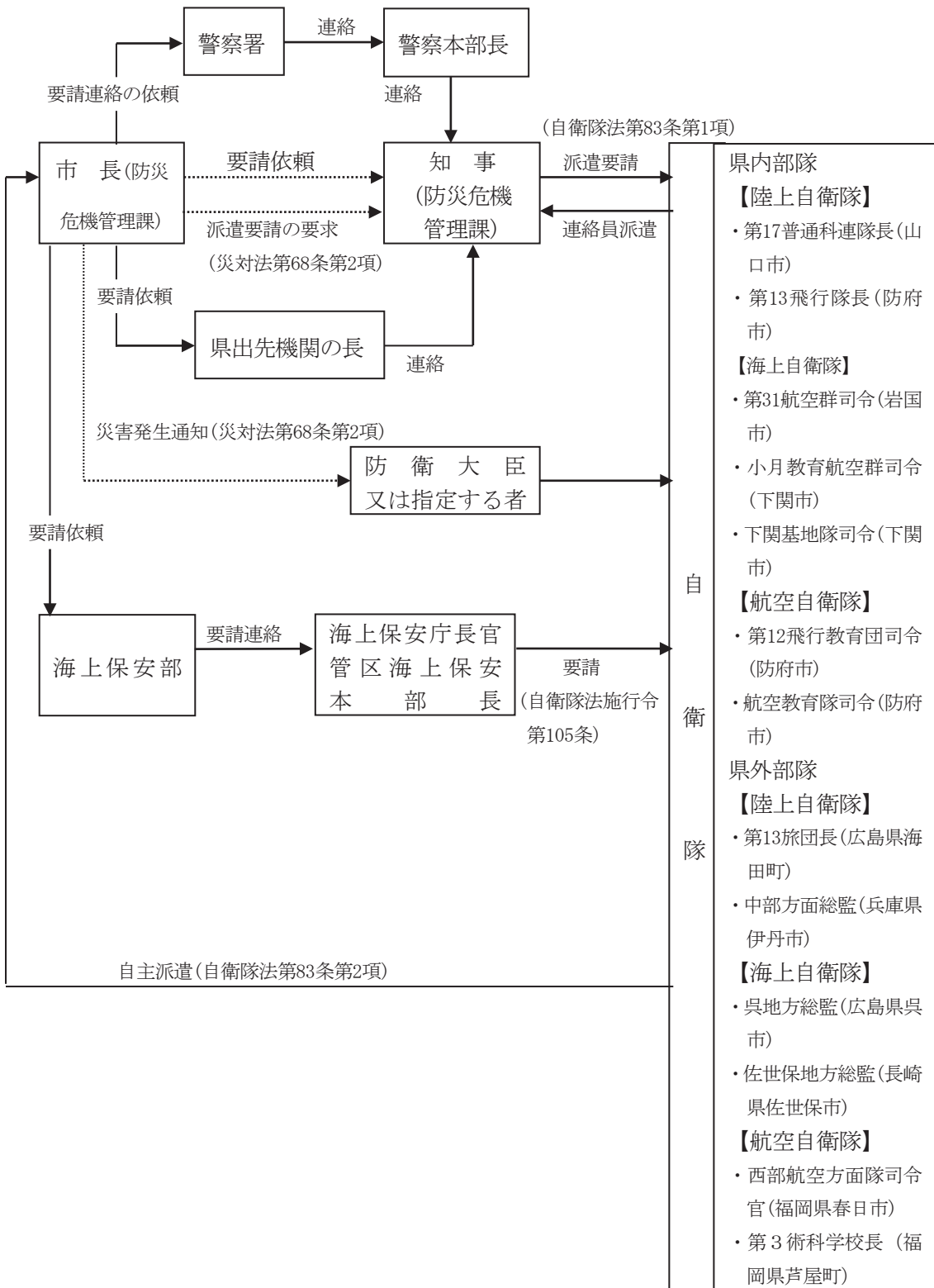
第2節 自衛隊災害派遣要請計画

地震による大規模な災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請(要求)系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護ため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢の作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

3 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣要請をしない場合、その旨を連絡するものとする。

- (1) 地震災害等により、人命又は財産の保護のため必要であること。
- (2) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。
 - ア 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性(緊急性)があること。
 - イ 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。
 - ウ 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。
- (3) 救援活動の内容が、自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続き

市長(本部長)は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は速やかに本部会議に諮り、必要事項を検討して直ちに「災害派遣要請書」(様式)を知事(県災害対策本部本部室班)に提出する。

派遣要請に係る必要事項は下記のとおりとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

緊急を要するときは、口頭又は電話等迅速な方法により依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書【様式2-3】を提出する。

自 衛 隊 派 遣 要 請 依 頼 先				
県災害対策本部・本部室班 (防災危機管理課)	昼間	TEL	083-933-2370	県防災行政無線 821
		FAX	083-933-2408	
	夜間	TEL	083-933-2390	

市長は、県(知事)に対して、派遣要請ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は事後速やかにその旨を知事に通知する。(災対法第68条の2)

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784 (083-922-2281)	車両・船艇・航空機・ 地上部隊による各種救 助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101)	
	中部方面総監	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)	
海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監	広島県呉市幸町8-1 (0823-22-5511)	艦艇又は航空機をもつ てする人員、物資の輸 送、状況偵察、応急配 水等
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181)	

海上自衛隊に 対するもの	小月教育航空群司令 下関基地隊指令	下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1 (0832-86-2323)	艦艇又は航空機をもつ てする人員、物資の輸 送、状況偵察、応急配 水等
航空自衛隊に 対するもの	第1 2 飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3 術科学校長	防府市田島 (0835-22-1950内線231) 防府市中関 (0835-22-1950) 福岡県春日市原町3-1-1 (092-581-4031 内線 2348) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	主として航空機による 偵察、人員・物資の輸 送、急患搬送等

第3項 災害派遣受入

1 受入準備

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じる。【本部事務局】

<集結地>

施設名	面積(m ²)	住所	電話番号
山口南総合センター運動広場	17,000	山口市名田島1218-1	083-972-8333
山口市南部運動広場	15,060	山口市嘉川5458-1	083-989-4390
小郡運動公園グラウンド	20,390	山口市小郡円座西町1500番地 109	083-973-0638 (小郡地域交流センター)
長者ヶ原運動公園	26,045	山口市徳地船路10668番地	0835-52-0217 (徳地地域交流センター)
阿東運動広場	30,377	山口市阿東地福下235番地4	083-956-0116 (阿東地域交流センター)

- (1) 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (3) 部隊が集結した後、直ちに指揮官と(2)の計画について協議し調整の上、必要な措置を講じる。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員又は自主防災組織構成員等をもって派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、又は従事している作業の内容及びその進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室に報告する。

4 経費の負担区分

- (1) 自衛隊が負担する経費
 - ア 部隊の輸送費
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食料費
 - エ その他部隊に直接必要な経費

- (2) 市が負担する経費
- (1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に知事等に自主派遣したことを連絡する。
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は、前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市長に通知する。
- 3 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項の規定に準じた措置を講じる。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者(知事等)が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めたとき。
 - (2) 市町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。
 - (3) 知事は、市町長等災害応急対策責任者から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあつても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- 2 撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書【様式2-4】によるものとする。

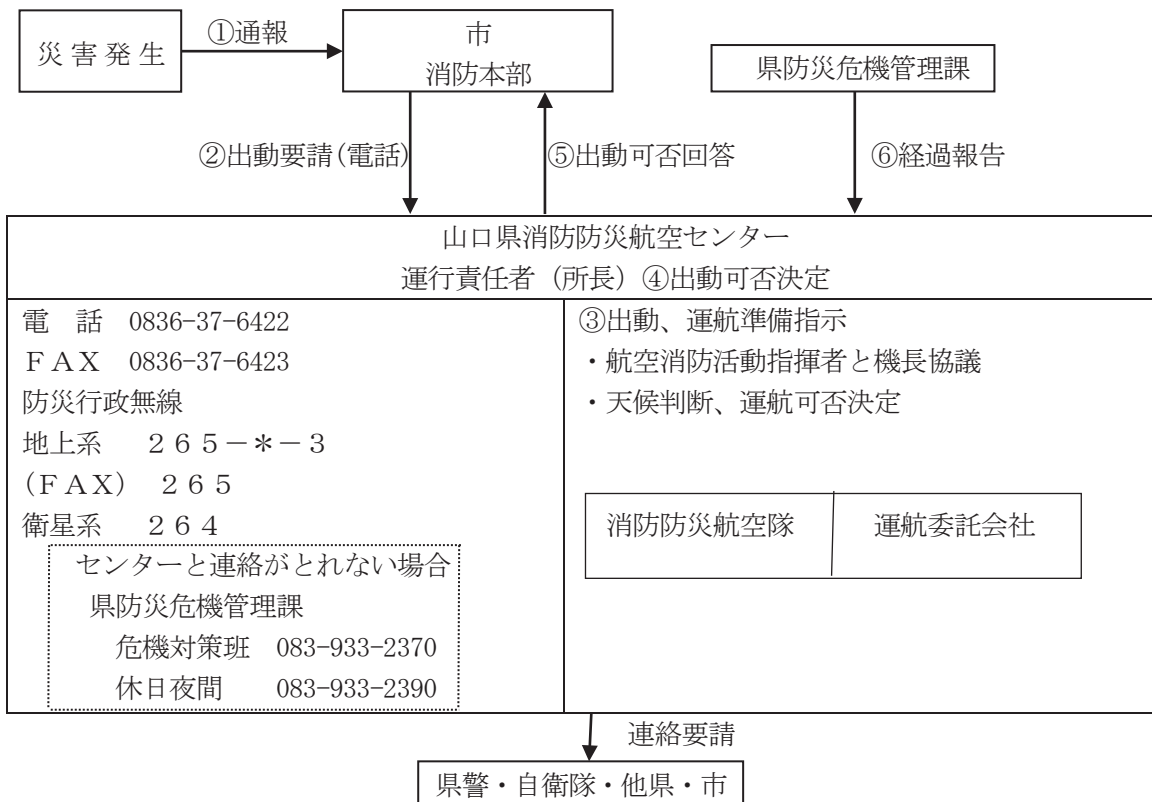
第3節 県消防防災ヘリコプター応援要請計画

市長は、県知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- 1 応援要請の原則
市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。
 - (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
 - (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合。
 - (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合。

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

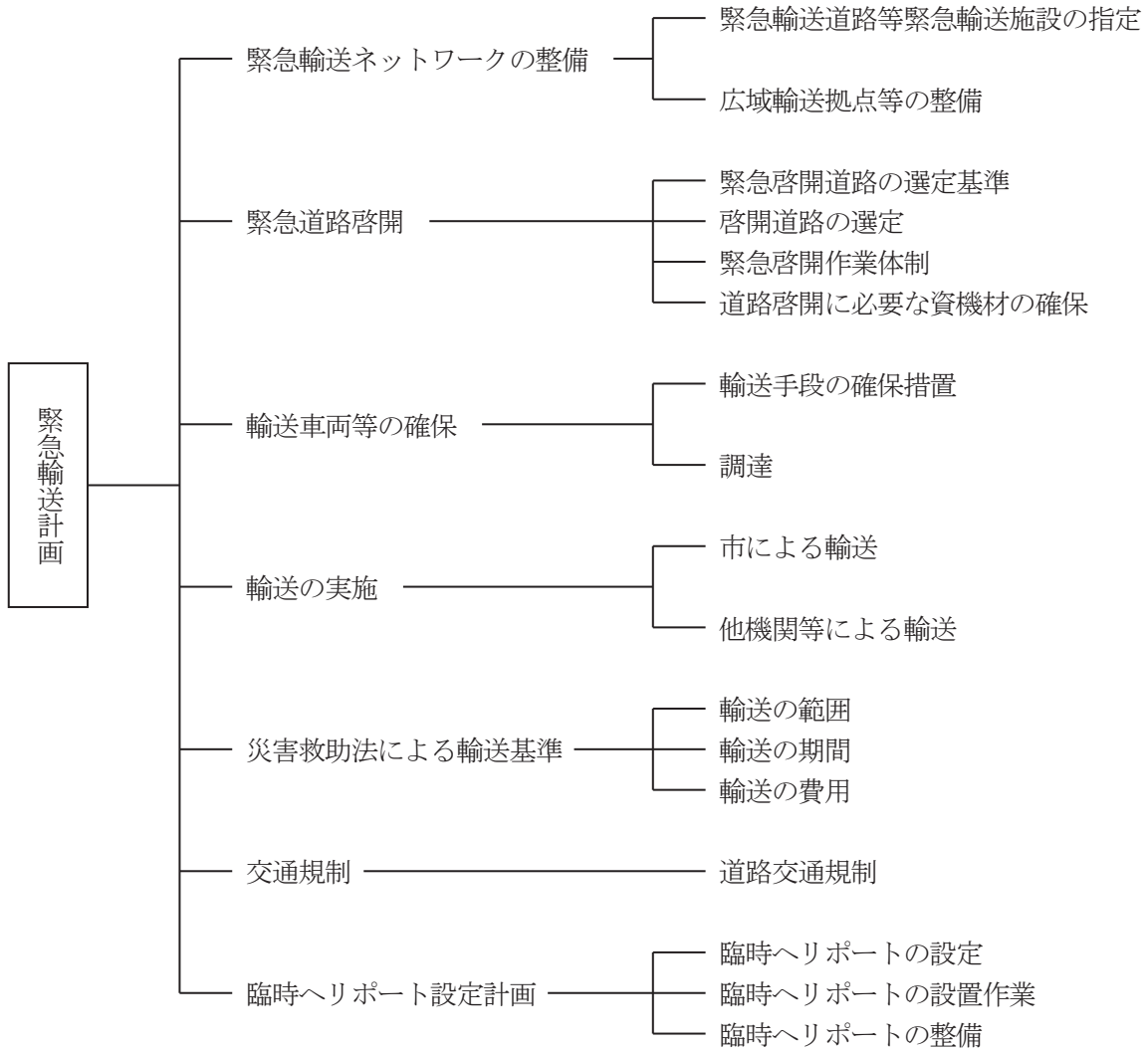


第6章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資、要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定【都市整備対策部】

市は、大規模地震時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 道路

路線名	路線名	路線名
中国縦貫自動車道	県道宇部防府線(25)	市道黄金町野田1号線
山陽自動車道	県道小郡三隅線(28)	市道長野御堀2号線
国道2号	県道山口秋穂線(194)	市道黄金町野田4号線
国道9号	県道陶湯田線(200)	市道石観音伊勢橋2号線
国道190号	県道厳島早間田線(203)	市道八幡馬場江良線
国道262号	県道宮野大歳線(204)	市道宮島町間田線
国道315号	県道きらら浜沖の原線(213)	市道山手・津市線
国道376号	県道新山口停車場長谷線(214)	市道山手公民館線
国道435号	県善和阿知須線(216)	市道中市線
国道489号	県道大海秋穂二島線(338)	市道葵一丁目線
県道山口宇部線(6)	市道遍明院峠線	市道下千坊上千坊2号線
県道徳山徳地線(9)	市道浜田飛石線	市道宮島町白石二丁目線
県道萩篠生線(11)	市道岩倉浜線	市道大殿大路野田線
県道萩津和野線(13)	市道東側線	
県道山口防府線(21)	市道糸米羽坂1号線	
県道防府徳地線(24)	市道糸米羽坂2号線	

2 臨時ヘリポート

名称	所在地	管理者	電話番号
維新百年記念公園 (ラグビー・サッカー場)	維新公園4丁目1番 1号	管理事務所	083-922-2754
山口県消防学校	鑄銭司6440-1	学校	083-986-4001
一の坂ダム運動公園	上天花1-1	県河川課 (自治会)	083-933-3770 (924-2399)
徳地山村広場	徳地堀1745-1	徳地総合支所 農林課	0835-52-1116
国立山口徳地少年自然の家	徳地船路668	少年自然の家	0835-56-0111
阿知須ヘリポート	阿知須10509- 11	阿知須総合支所 農林土木課	0836-65-4470
阿東運動広場	阿東地福下1023 5-4	阿東地域交流セン ター	083-956-0116
やまぐちリフレッシュパーク(第1 グラウンド)	大内長野1107	管理事務所	083-927-7211
山口市スポーツの森(第2球場)	宮野上253	管理事務所	083-928-1120
山口南総合センター(グラウンド)	名田島1218-1	センター事務所	083-972-8333
小郡中学校(グラウンド)	小郡下郷879-1	学校	083-973-0508

防府高校佐波分校(グラウンド)	徳地堀 2 4 4 9	学校	0835-52-1311
阿知須中学校(グラウンド)	阿知須 5 0 9 4-3	学校	0836-65-2074
阿知須小学校(グラウンド)	阿知須 4 2 5 1	学校	0836-65-2014
井関小学校(グラウンド)	阿知須 1 6 3 9	学校	0836-65-2053
山口きらら博記念公園 (北駐車場)	阿知須 1 0 5 0 9 - 7 2	山口きらら博記念公 園管理事務所	0836-65-6900
秋穂中学校(グラウンド)	秋穂東 6 1 5 - 1	学校	083-984-2114
大海小学校(グラウンド)	秋穂東 2 2 4 8	学校	083-984-2253
秋穂小学校(グラウンド)	秋穂東 6 7 7 1	学校	083-984-2250
大海総合センター(グラウンド)	秋穂東 1 1 3 0 - 5	大海総合センター事 務所	083-984-2053
阿東東中学校(グラウンド)	阿東徳佐中 7 6 8 -1	学校	083-956-0039
旧篠目小学校(グラウンド)	阿東篠目 3 7 9 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
山口市嘉年体育館(グラウンド)	阿東嘉年上 3 4 3 6 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
柚野木小学校(グラウンド)	徳地柚木 2 0 1 8 番 地	学校	0835-58-0013
三田工業株式会社徳地工場(グラ ウンド)	徳地船路 8 3 8 番地	三田工業株式会社	0835-56-1111
やまぐちサッカー交流広場 引谷体育館(グラウンド)	徳地引谷 1 1 9 9 番 地 3	やまぐちサッカー交 流広場	0835-56-0888
新田橋東詰佐波川河川敷	徳地伊賀地新田地内	山口河川国道事務所 佐波川出張所	0835-22-0898
旧島地中学校(グラウンド)	徳地島地 4 3 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
串小学校(グラウンド)	徳地鯖河内 1 4 2 1 番地	学校	0835-54-0311
維新百年記念公園(スポーツ文化セ ンター前芝広場)	維新公園4丁目1番1号	管理事務所	083-922-2754
維新百年記念公園(球技場)	維新公園4丁目1番1号	管理事務所	083-922-2754
生雲小学校(グラウンド)	阿東生雲中 3 1 9	学校	083-954-0109
旧亀山小学校(グラウンド)	阿東徳佐上 1 4 8 5 - 1	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
旧柚野中学校(グラウンド)	徳地柚木 1 8 0	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
平川中学校(グラウンド)	黒川 1 2 3 1 - 1	学校	083-924-7700
白石中学校(グラウンド)	白石 2 丁目 7 - 1	学校	083-922-0387
大殿小学校(グラウンド)	大殿大路 2 1 3	学校	083-922-0343
小鯖小学校(グラウンド)	下小鯖 2 5 1 9	学校	083-927-0051
鑄銭司小学校(グラウンド)	鑄銭司 4 0 1 0	学校	083-986-2609
川西中学校(グラウンド)	嘉川 4 3 5 2 - 2	学校	083-989-2209
佐山小学校(グラウンド)	佐山 2 7 3 1	学校	083-989-3020
二島小学校(グラウンド)	秋穂二島 5 5 2 - 1	学校	083-987-2009

東鯖地区ヘリポート	下小鯖5079	小鯖16区自治会	083-927-2321
山口秋穂園	秋穂二島434-1	山口秋穂園	083-984-5151
山口県山口南警察署敷地	小郡下郷3848-1	山口南警察署	083-972-0110
山口市中央公園	中園町7-7	都市整備課	083-922-4111

3 港湾・漁港

港湾・漁港名	所在地
秋穂港	秋穂東7696-7地先
秋穂漁港(浦地区)	秋穂東5915-49地先
秋穂漁港(大海地区)	秋穂東643-6地先
山口漁港	秋穂二島10437-4地先
阿知須漁港	阿知須3725-125地先

第2項 広域輸送拠点等の整備

- 1 市は、他市町村等からの緊急物資の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての輸送基地を次のように定める。

所在は、臨時ヘリポート地、港湾・漁港地に準ずるが、天候等により屋内施設が必要な場合は、県の定める陸上輸送基地の使用について県と協議する。

- 2 輸送拠点の整備

市は、地域内の輸送拠点として、前号で定める広域輸送拠点に加え、市内の道の駅を指定する。また、地域の社会特性(人口、交通施設の整備状況、交通利便性等)や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

なお、道の駅は被災地における他市町村等からの応援部隊の集合地点としての活用も兼ねるものとする。

- 3 市外拠点の確保

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合、県や近隣市、関係運輸局に要請し、市外に物資の集積・輸送拠点を確保する。

第2節 緊急道路啓開【都市整備対策部】

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修理を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、路面の損壊等の応急補修を優先的に行う。【道路河川管理班】

第1項 緊急啓開道路の選定基準

各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し選定する。

- 1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路。
- (2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路。

- 2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と市災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路。
- (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路。
- (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路。
- (4) 他県、市町の第2次緊急啓開道路との接続道路。

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路㈱等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく区間指定

【各道路管理者】

各道路管理者は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町に対し、県は道路管理者である市町に対し、広域的な見地から、必要に応じて上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、各道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他の機関からの情報収集に努め、県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる待避所を設置する。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第5項 閉塞するおそれのある沿道建築物の整備

第1次緊急啓開道路を閉塞するおそれのある沿道建築物は、地震によって倒壊した場合に緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがあるため、早急に耐震化を図ることが必要である。

このことを山口市耐震改修促進計画中に位置づけ、沿道建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に係る努力義務を課し、輸送道路の確保に努め、指導及び助言を行うと共に、耐震化の推進に向けて必要な支援策を講じる。

第3節 輸送車両等の確保

市は、震災時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。【管財班・交通政策班】

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ各対策部が行うこととするが、災害が激甚で、市において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法による。

このため、市はあらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じる。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業所有者の車両
- ウ その他自家用の車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行う。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じる。

- ア 海上保安部所属船艇への支援要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調達

- 1 市は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 2 市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼する。

(1) 輸送区間及び借上期間

- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

【主な民間輸送業者の連絡先】

連 絡 先	電 話 番 号
中国ジェイアールバス株式会社 山口支店	083-922-2519 083-922-5554
日本通運株式会社 防府支店 山口輸送引越しセンター	083-923-0230
防長交通株式会社山口営業所	083-922-2555
防長交通株式会社小郡駐在所	083-973-0022
宇部市交通局	0836-31-1133

第3項 指定公共機関、指定地方公共機関の協力体制
以下、本編第3編第7章第3節第3項を準用する。

第4節 輸送の実施【関係対策部】

第1項 市による輸送

輸送の実施については、各分担業務に属するものは、各対策部・班が行うこととし、輸送について明確な定めがないものは、本部事務局が輸送を担当する対策部・班の調整を行う。

また、緊急通行車両による輸送を行う際は、緊急通行車両確認証明書【様式3-7】を常に携行し、標章については、当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出する。

第2項 他機関等による輸送

他機関等による輸送手段が確保されたときは、輸送が必要となっている各対策活動の担当となる対策部・班が、協力を得られた輸送機関等との輸送活動の調整を行う。

緊急通行車両の確認申請は、各輸送機関等により行うが、上申書等が必要な場合は、総務班が担当する。

輸送の際は、場所や輸送先での連絡事項が不明確な場合等であるときは、各対策部・班員が随行を行うが、極力、輸送機関等による積込、搬送、積卸し等の対応ができるように調整を行う。

第5節 災害救助法による輸送基準【各対策部】

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- 1 被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。
- 2 医療及び助産のための輸送
 - (1) 重症患者で救護班が処理できない場合等の病院又は産院への輸送。
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。
 - (3) 救護班の人員輸送。

- 3 被災者の救出のための輸送
救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送。
- 4 飲料水供給のための輸送
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。
- 5 救済用物資の輸送
被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。
- 6 遺体の捜索のための輸送
 - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。
 - (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。
- 7 輸送の特例
応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行う。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長(特別基準)されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金(国土交通省認可料金以内)によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費(運賃)、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用(借上料)は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定める。
- 4 官公署及び公的団体(農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等)の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。(燃料費、運転者付の場合の運賃、修繕料の負担程度とする。)

第6節 交通規制【都市整備対策部・地域生活対策部・総務対策部】

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

- 1 交通規制の内容
地震発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行(緊急輸送路)を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。【道路河川管理班】
 - (1) 規制の実施区分
被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。
 - ア 第一次交通規制
災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため。
 - (ア) 被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通を抑制する。
【様式3-8 車両通行止め標識】
 - (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

(ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	通行の禁止 又は制限	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

2 緊急通行車両の確認

災害発生時において、県公安委員会が、緊急輸送を行う車両以外の一般車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害対策に従事する緊急輸送車両であることの確認が必要である。

この確認は、県公安委員会(警察本部及び警察署)が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により行う。【様式3-6 緊急輸送車両確認標章・3-7 緊急通行車両確認証明書】

3 交通情報の収集伝達

市は、警察本部(交通管制センター)が収集した交通情報を地域住民及び広く道路利用者に対し伝達することに協力する。

4 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根 拠 法 令
警 察 官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	<p>ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により、行うもの。</p> <p>イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により行う。</p> <p>(7) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。</p> <p>(イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積り添付のうえ、通知の際送付する。</p>	災対法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根 拠 法 令
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項

移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項
----------------	--------------------------	--------------

5 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第7節 臨時ヘリポート設定計画

地震等による大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場(臨時ヘリポート)の設定に関し、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

(1) 市は、災害時の対応に備え、地域内に1箇以上の臨時ヘリポート予定地を確保する。
(第6章緊急輸送計画第1節第1項2による。)

2 臨時ヘリポートの選定

(1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県(防災危機管理課)と協議し定める。
(2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由(防災危機管理課)により、陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)と協議し、現地調査のうえ定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであること。

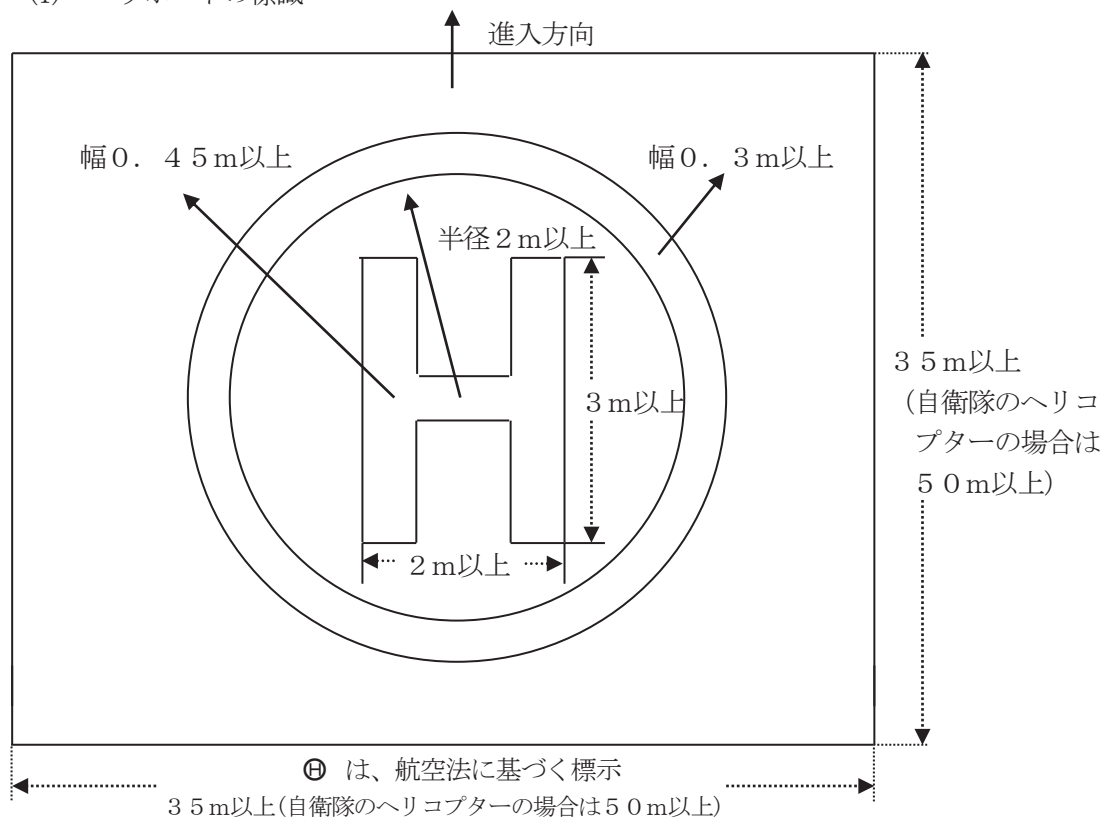
具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	<p>進入離脱の最低条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 着陸地点中心から半径約100m以内は、高さ12m以上の障害物がないこと。 着陸地点中心から半径約150m以内は、高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流(風)の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業【本部事務局・関係各班】

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げる。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰(その他白い粉末)等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いため、吹き飛ばされ易いもの(布類等)は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使用して標識図を表示する。 (注) 原則として積雪のある場所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積(3.3 m×3.3 m)の雪を取り除き周囲を踏み固める。(自衛隊のヘリコプターの場合は5.0 m×5.0 m)
風向認識の表示	ポール等に紅白(紅白がない場合は識別しやすい色)の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等(3 m以上)の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

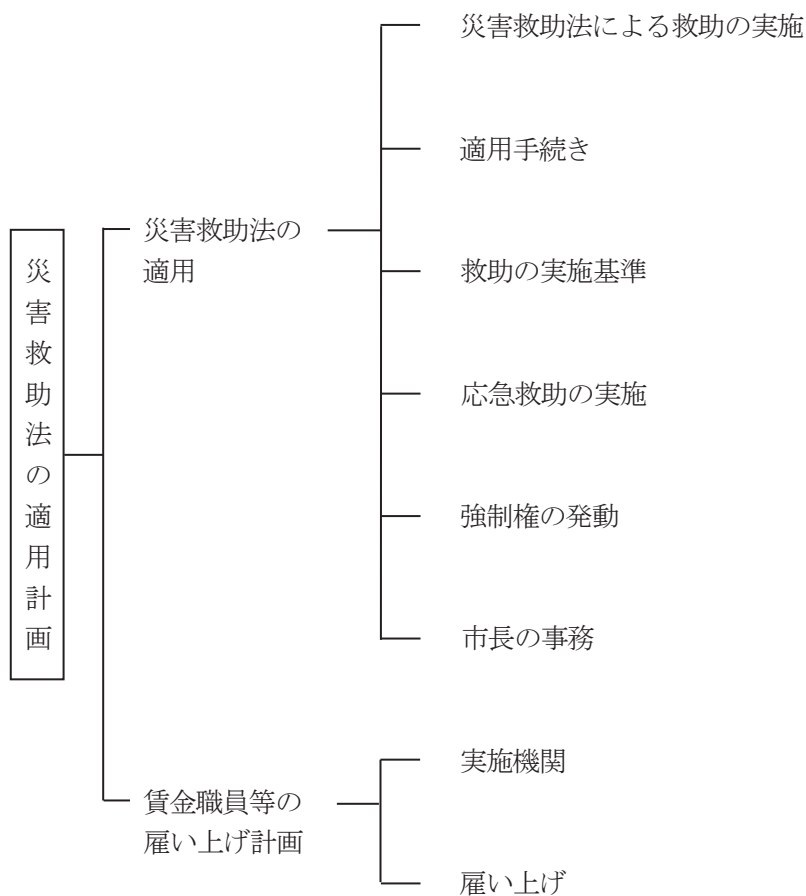
市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努める。

第7章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

地震等による大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市及び県は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等に関し必要な事項を定める。



第1節 災害救助法の適用

市の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、同法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

第1項 災害救助法による救助の実施

以下、本編第3編第8章第1節第1項を準用する。

第2項 適用手続き

以下、本編第3編第8章第1節第2項を準用する。

第3項 救助の実施基準

以下、本編第3編第8章第1節第3項を準用する。

第4項 応急救助の実施

以下、本編第3編第8章第1節第4項を準用する。

第5項 強制権の発動

以下、本編第3編第8章第1節第5項を準用する。

第6項 市長の事務

以下、本編第3編第8章第1節第6項を準用する。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画【総務対策部・商工振興対策部】

地震等による大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して市がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、市及び県の各応急対策実施部局が担当部局(救助法実施機関)及び関係機関と調整の上、実施する。

第2項 雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応する。

2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 災害救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 賃金職員等の雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長及び知事は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内 容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (ウ) 傷病が治癒せず重症ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	(ア) 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資(義援物資を含む。)の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の捜索	(ア) 遺体の捜索行為自体に必要な賃金職員等 (イ) 遺体の捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理 (埋葬を除く)	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特 例 (特別基準)	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て労務者の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための賃金職員等 (イ) 炊き出しのための賃金職員等 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

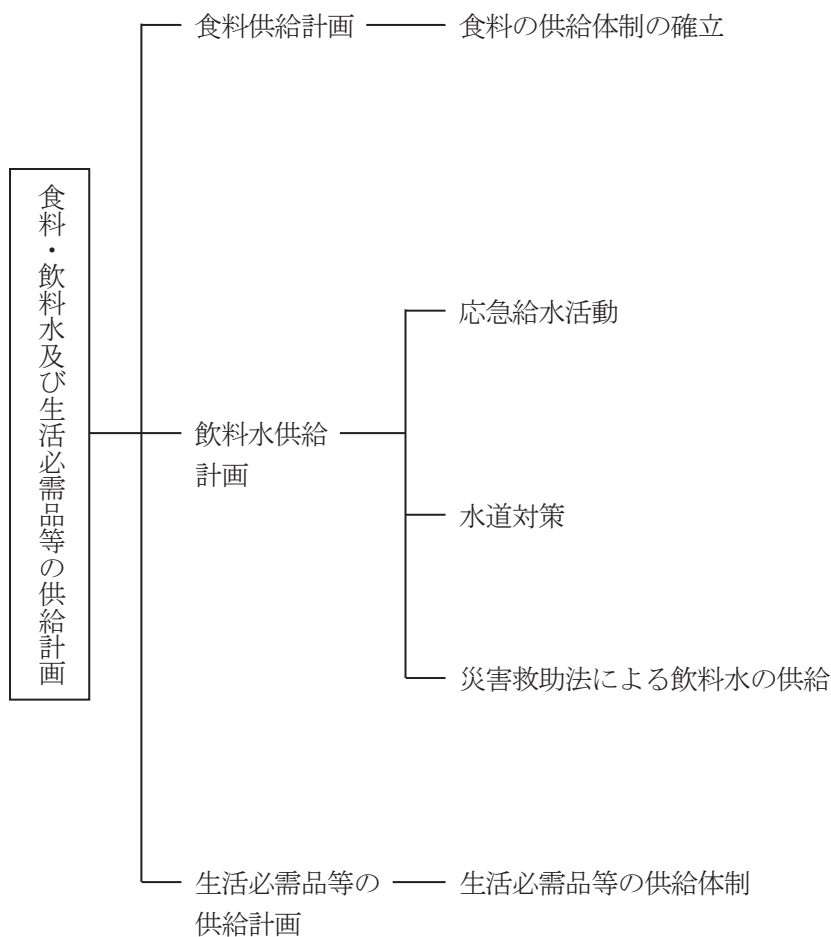
(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第8章 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

震災発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第1節 食料供給計画【総務対策部・地域生活対策部・教育対策部・関係対策部】

大規模な地震の発生等により流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料供給体制の確立

災害により住民が食料と自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食料供給体制を確立する。

なお、食料の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。【総務班・地域交流センター班・各総合支所対策部・教育総務班】

1 食料供給需要の把握

次の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者(電気、水道供給停止等による。)数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者数についても把握する。

〔応急食料の実施対象者〕

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給を受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食料を得ることができない状態にある者
- (6) 救助活動に従事する者(注：災害救助法による救助にはならない。)

〔食料供給需要把握の実施方法〕

食料供給需要の把握については以下のように実施する。

- (1) 避難所、住宅残留者及び縁故先等の避難者等については、地域交流センター班及び総合支所班が地区の協力を得て把握する。
- (2) 救助活動に従事する者については、本部事務局が把握する。

2 食料供給能力の把握

(1) 給食関係施設の被害状況の把握

避難所の中で給食設備を有する施設について、当該施設を所管する班が炊き出し可能か、被害を受けていないかを把握する。

給食設備に被害が生じているときは、ガス事業者等修理業者に修理を要請し、機能の回復を図るか、若しくは、炊飯施設の仮設を要請する。

(2) 業者調達可能量の把握

市内の小売業者又は卸売業者等が保有している米穀等食料を把握する。

3 食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給方針は、おおむね以下によることとするが、最終的には上記1、2の状況把握に基づき決定する。

(1) 応急供給品目

応急供給品目は、市が調達する米穀及び食料品(パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップ麺、おにぎり、弁当、食物アレルギー対応食品等)であり、特に要配慮者(高齢者、食事管理を要する者等)へは、温かいもの、柔らかいもの等健康状態に応じた品目を考慮する。(全般に季節、気温を考慮する。)

また、乳児に対しては、原則として市内業者その他からの調達による粉ミルクとする。

(2) 食料品目の要望把握

上記の食料品目以外の食料の要望については、地域交流センター班や地区を通じて把握し、被災者の健康上必要と判断したものについては応急食料品として総務班が調達する。

4 給食活動の実施

(1) 食料等の調達

ア 応急用米穀の供給

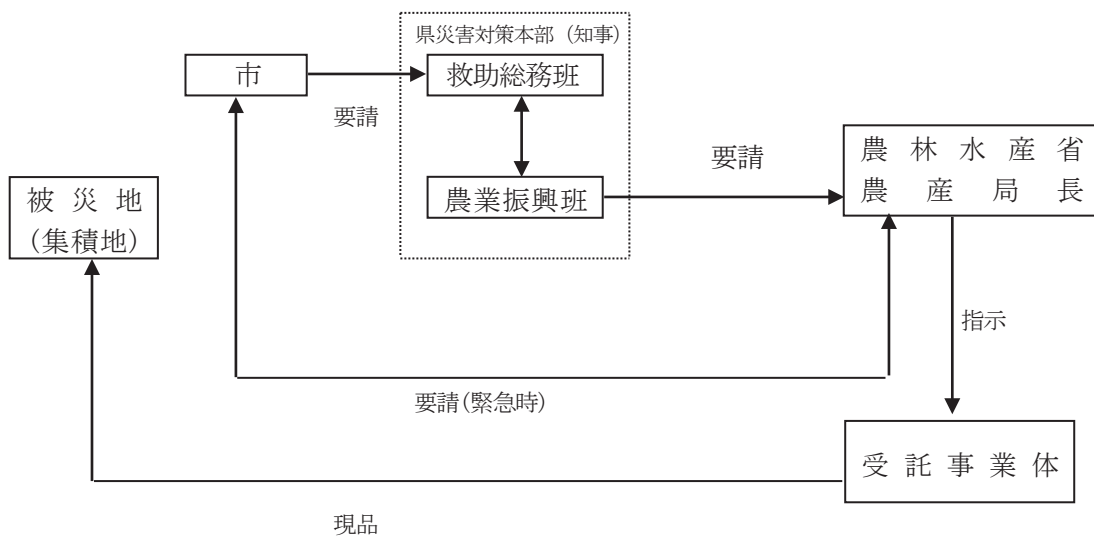
災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により確保を行うとともに、市内の小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。

(ア) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

災害救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

- a 災害救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- b 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- c 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- d 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。
- e 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

〈災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図〉



イ 弁当、副食、調味料等

弁当、副食、調味料等については、総務班が市内業者から調達する。(災害発生直後で炊き出しが不可能な場合は、弁当等の調理食料の確保を優先して行う。)

ただし、市で調達が困難な場合は、県本部(救助総務班)に対し調達支援の要請を行う、若しくは、義援物資として救援を受ける等の手段により適宜確保する。

(2) 食料の配布

調達した食料は、地区の協力を得て避難者等への配布を行う。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、食料供給対象者を避難所収容者に限定し、食料供給需要の明確化を図る。

(3) 炊き出しの実施

ア 給食可能設備を有する施設については、速やかに炊き出しができるように、総務班は当該施設を所管する班の協力を得て連絡調整、指揮に当たる。

イ ガスの供給が停止したときは、県本部(防災危機管理課)に対しLPガス、ガス器具の供給((社)山口県LPガス協会)についてのあっせん要請を検討し、状況に応じ調達を行う。

ウ 炊き出しの実施は、原則として配給対象者、地区が中心になって行う。

エ 地域交流センター班又は総合支所班は、地域の団体、日赤奉仕団や一般ボランティアの調整を行い、被災地域の円滑な炊き出しの実施を図る。

オ 自衛隊の協力を得て、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

5 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊者、一般家庭の来訪客等で当該災害に遭遇した者については、被災地の市町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与のための費用

救助法に基づく炊き出しその他の食品の給与に関する経費は、県が負担する。

(3) 期間

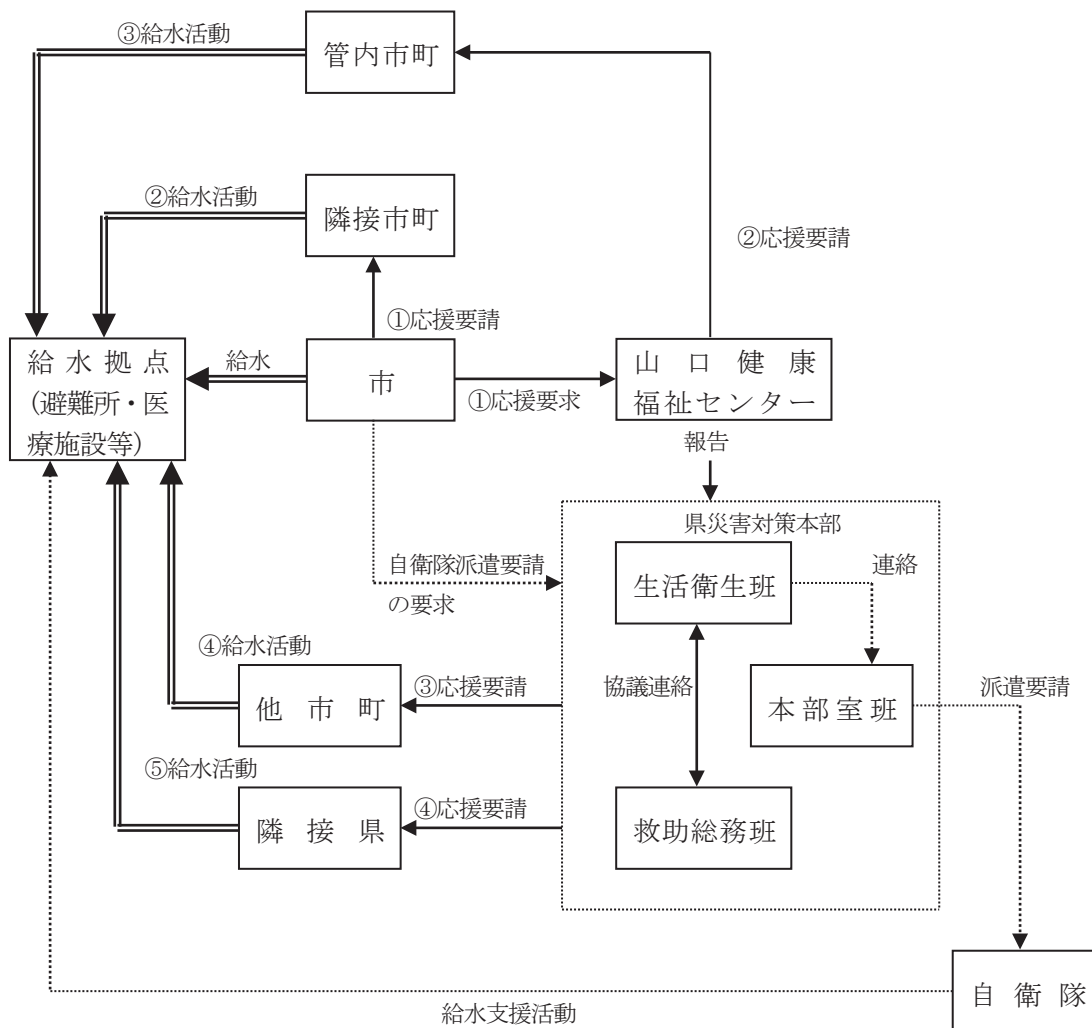
炊き出しその他の食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の範囲で期間を延長することができる。

第2節 飲料水供給計画【上下水道対策部】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要となるが、大規模地震発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市長が実施する。
- (2) 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町村、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市があらかじめ定めた場所(避難所等)を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 震災時における供給水量の基準

ア 災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低量として、1人1日最低3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

給 水 条 件	給水基準量	備 考
救助法による飲料水の供給	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	上記用途＋雑用水(洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道及び耐震性貯水槽等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ 通常使用していない井戸水又は飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ 防疫その他衛生上、浄水(消毒)の必要がある時は、浄水剤(消毒剤)を投入して給水し又は使用者に浄水剤(消毒剤)を交付して、飲料水を確保する。

5 給水体制

(1) 市長は、震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

(2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両等により輸送する。

(3) 道路啓開の遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

(4) 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を県(山口健康福祉センター【山口環境保健所】)に行う。

(1) 応援要求に必要な事項

ア 供給水量(何人分又は1日何リットル)

イ 供給の方法(自動車運送、その他の方法)

ウ 供給地(場所)及び現地への道路状況

エ 供給を必要とする期間

オ その他参考となる事項

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

大規模地震が発生すると、貯水施設、水道管等の破損により、一時的な断水が避けられないものとなる。

(1) 給水施設等の整備

ア 市

(ア) 水道事業管理者は、水道施設設備等の耐震診断を実施するとともに、必要に応じて耐震補強を計画的に実施する。

(イ) 水道事業管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園(所)者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じる。

(2) 給水拠点の整備

市は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に給水設備、応急給水槽等を計画的に整備する。

(3) 資機材の整備

市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

資料編〔P 2 3 6〕・・・応急給水用機器材所在状況

第2項 水道対策

1 災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合における水道応急対策は、上下水道対策部が行う。

2 水道施設被害報告

市は、下記の報告を山口健康福祉センターを通して県生活衛生課に報告する。

(1) 市長・・・・・・・・・・「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」

(2) 上下水道事業管理者・・・「水道事故報告書」

第3項 災害救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長が実施する。

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器による浄水の供給及び飲料用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最低3リットル

※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担する。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画【総務対策部・地域生活対策部・商工振興対策部】

大規模な地震災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資の喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達に関し必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

1 生活必需品等需要の把握

生活必需品等の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数は、被災程度で異なることから、被害程度及び世帯構成人員を考慮し、住家被害程度別に被災者数を把握する。

(1) 供給対象者

住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等により、生活上必要な、被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 実施方法

住宅残留者及び縁故先等の避難者については、地域交流センター班及び総合サービス班が、地区の協力を得て把握する。

2 公的備蓄・業者調達可能量の把握

災害が発生した時、商工振興対策部は、直ちに市内の小売業者又は卸売業者が保有している生活必需品等の調達可能量を把握する。

3 生活必需品等の供給方針の決定

生活必需品等の供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には上記1、2の状況把握に基づき決定する。

(1) 供給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

品目	内 容
寝具	就寝に必要な毛布及び布団等(季節を考慮すること。)
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、手ぬぐい、軍手、長靴、傘等
炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	懐中電灯、乾電池、石鹼、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、ウェットティッシュ等
光熱材料	マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
その他	紙おむつ、風邪薬等医薬品、衛生用品、AM/FMラジオ等

(2) 品目の要望把握

上記の品目以外の要望については、地域交流センター班又は総合サービス班が地区を把握し、被災者の健康上必要と判断したものについては、緊急生活物資として調達する。

また、高齢者、幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者や女性に必要な生活必需品の需要の把握については、特に考慮して行う。

4 生活必需品等の供給活動の実施

(1) 生活必需物資の調達

生活必需物資については、市内業者からの調達で対応する。

ただし、市で調達が困難な場合は、知事に対して、調達支援の要請を行い、迅速・的確な生活必需物資の確保を行う。

市は、被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、その配分方法等について県(厚政課)と協議し、あらかじめ定めておく。

その他、義援物資として救援を受ける等の手段により適宜確保する。

(2) 生活必需品等の輸送

総務班は、上記で調達した生活必需品等を指定の集積地に集め、避難所等の需要地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先からの直接輸送、又は調達先の業者による輸送を行う。(配送要員、車両の手配の依頼等を要請する。)

集積地は、避難所及び交通・連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

(3) 生活必需品等の配布

調達した生活必需物資は、供給方針に基づき、避難者等へ配布を行う。

この際、地区の協力を得て行う。

5 個人からの義援物資の受入

小口・混載の義援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり負担となることから、個人からは原則として義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合は真に必要とするものに限定する。

6 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 対象者

本節第1項1に規定する者。

(2) 費用の限度額

給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内に、対象世帯に対する支給を完了する。

(4) 特別基準の協議(対内閣総理大臣)

ア 季別変更

イ 費用の限度額の変更

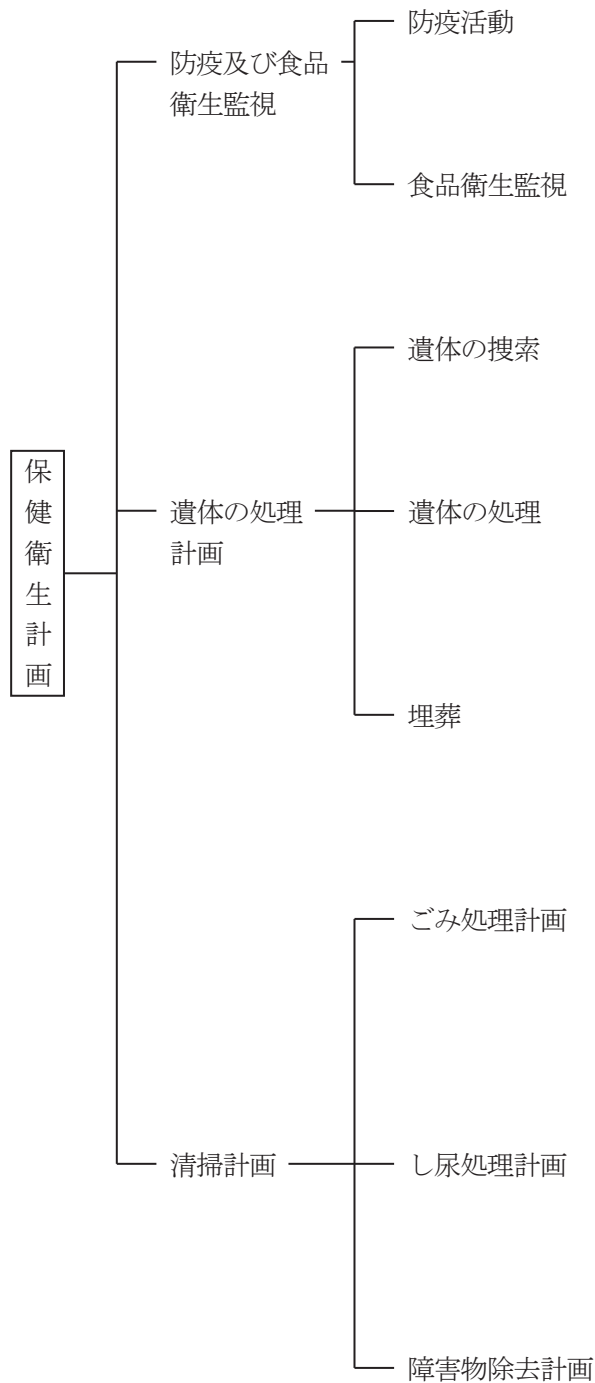
ウ 支給期間の延長

第9章 保健衛生計画

基本的な考え方

地震の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生さらには感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第1節 防疫及び食品衛生監視【環境対策部・健康福祉対策部】

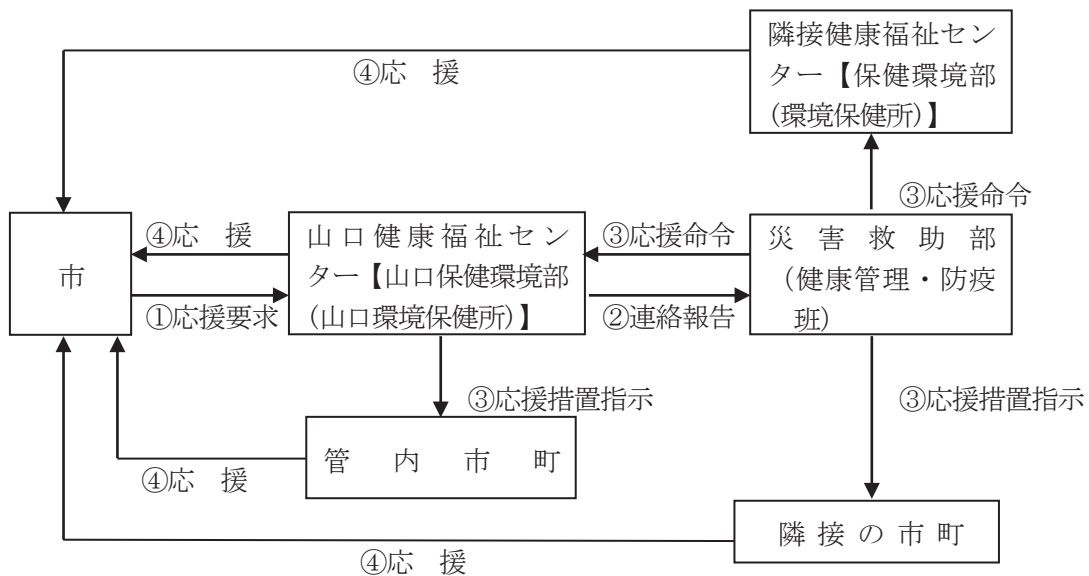
震災時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

震災時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであり、環境衛生班が山口市医師会等との連携協力により実施する。ただし、災害の状況により人員の不足が生じ、市のみによる対応が困難である場合は、市は県及び他の市町と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

<対策系統図>



1 防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じ防疫班及び検病調査班を編成する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。 【環境衛生班・健康増進班】

防疫班	衛生技術者1名 ・ 事務職員1名 ・ 作業員1名
検病調査班	保健師又は看護師2名

(2) 防疫活動の内容

市は、山口健康福祉センター所長（山口保健環境部長）の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行う。

(県の業務実施基準)

防疫班	<ul style="list-style-type: none">① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。③ 井戸の消毒を実施する。④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市に対して行う。⑦ 被災地域の清掃を実施する。⑧ 感染症発生予防の広報(ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。)
検病調査班	<ul style="list-style-type: none">① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。<ul style="list-style-type: none">・滞水地域・・・週1回以上・避難所等・・・状況に応じた適切な回数② 検病調査の実施等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。③ 一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。④ 健康診断を実施する。⑤ 就業制限を実施する。⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管する。

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫体制

資料編 [P 2 3 6]・・・防疫機械器具の保有状況

(2) 防疫・保健衛生用資機材(防疫薬剤を含む)の備蓄・調達

ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材(防疫薬剤を含む)の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

環境対策部環境衛生班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

3 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条及び第15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(1) 使用の薬剤及び使用方法 (参考)

種別	対 象		使用薬剤	調整方法	使用方法など
一般防疫	井戸水の消毒		次亜塩素酸 ナトリウム	残留塩素として1 ～2 ppmの濃度にな るよう調整 (10%製品の場合、 水1ℓにつき1 滴を加える。	水質検査で使用可能と なるまで使用しない。 やむを得ずしようする 場合は、煮沸してから 使用。薬剤をしようす る場合は、次亜塩素酸 ナトリウムを規定の量 加えて調整。
	浸水家屋、 便所等の 消毒 全浸水家屋	屋 内 (汚水が付着し た壁面や床、家財 道具)	逆性石けん (塩化ベン ザルコニ ウム又は塩化 ベンゼトニ ウム) ※	塩化ベンザルコ ニウム又は塩化ベン ゼトニウムとして 0.1%の濃度に希 釈。	水洗又は水拭き後、逆 性石けんを規定の濃 度に希釈し、噴霧器で濡 れる程度に散布 (又は 希釈液に浸した布で清 拭)
		屋 外 (し尿や下水が あふれた場所、動 物の死骸や腐敗 物が漂着した場 所、氾濫した汚水 が付着した壁面、 乾燥しにくい床 下)	クレゾール 石けん	クレゾール石けん 液として3%の濃 度に希釈 (クレ ゾール石けん液 30mlに水を加え1 ℓとする。)	家屋のまわりはじょう ろや噴霧器等で濡れる 程度に散布。壁面等は、 水洗で汚れを落として から散布 (又は希釈液 に浸した布で清拭)
	手指の消毒 (後片付け等で、汚染された箇所 や土に触れた手指)		逆性せっ けん (塩化ベン ザルコニ ウム又は塩化 ベンゼトニ ウム)	塩化ベンザルコ ニウム又は塩化ベン ゼトニウムとして 0.1%の濃度に希 釈。(10%製品の場合、 本剤10mlに水 を加え1ℓとす る。)	汚れを石けんで洗った 後、流水で石けんをよ く落とし (石けんが 残っていると殺菌力が 低下)、洗面器等に入れ た消毒液に手首まで浸 し、30秒以上もみ洗い、 その後乾いたタオル等 でよくふき取る。
ねずみ族 昆虫駆除	汚物の堆積した場所等		殺そ剤、殺虫 剤	各製品の定められ た用法による。	できるだけ汚物を除去 した後、必要により殺 そ剤、殺虫剤を散布。

※クレゾール石けんでも代用は可能だが、屋内で使用した場合の刺激臭や皮膚刺激等、問題が生じる可能性があるため、屋内では限定的な使用に限られる。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じ食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長（山口保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要とされる食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画【地域生活対策部、消防対策部】

大規模地震災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋火葬及び納骨が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道に許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、警察署等の協力も得ながら捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。

2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となる。

3 遺体の捜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費で直接捜索作業に使用したものに限り
- (2) 修繕費 捜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施する。

1 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。
- (2) 遺体の一時保存
遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋火葬及び納骨ができない場合において、遺体を特定の場所(寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設)に集めて、埋火葬及び納骨等の処置をするまで保存する。
- (3) 検案
ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

- (1) 実施機関
遺体の処理は、市が行う。
ア 遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)
救護班又は医師により行う。
イ 遺体の収容及び一時保存
被害現場付近の適当な場所(寺院・公共建物・公園等)に遺体収容所を開設し、収容する。
この場合、適当な既存建物がないときは、天幕、幕張り等の設備をする。
ウ 警察、海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。
エ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。遺体調書【様式3-4】
- (2) 遺体処理期間
災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長(特別基準)を協議する。
- (3) 遺体の処理に関する費用の範囲
救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。
ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
イ 遺体の一時保存のための費用
ウ 検案に要する費用
ア 通常の場合は、救護班により実施するため費用は支出しない。
イ 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。
- (4) 救助法適用地域以外の遺体の処理
救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取ができない場合に限り、次により取り扱う。
ア 遺体の身元が判明している場合
ア 県内の他の市町に漂着した場合
当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町に漂着した場合

票着地の市町において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱う。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋火葬及び納骨

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬及び納骨を実施する。

1 実施機関

遺体の埋火葬及び納骨は、市が行う。

2 埋火葬及び納骨の要件

(1) 埋火葬及び納骨の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者(災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡した者に限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、葬祭が終わっていない者も含まれる。)

イ 災害のため、次のような理由で埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき

(エ) 埋火葬及び納骨すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき。

(2) 埋火葬及び納骨の方法

埋火葬及び納骨は、市が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋火葬及び納骨に必要な物資の支給及び役務の提供をする。

原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、埋火葬台帳【様式3-5】「災害遺体埋火葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連携し調査に当たり、埋火葬する。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬及び納骨する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋火葬及び納骨の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋火葬及び納骨を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬、納骨(賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋火葬及び納骨の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連絡体制を確立しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口市広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋火葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬(火葬)に必要な対応を行なうほか、葬祭業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行なう。また関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する

<火葬場所>

名 称	所 在 地	電話番号
山 口 市 仁 保 斎 場	山口市仁保下郷10035-1	083-929-0990
山 口 市 徳 地 斎 場	山口市徳地野谷10032-5	0835-56-0690
山 口 市 嘉 川 斎 場	山口市嘉川5500	083-989-4969
山 口 市 阿 東 火 葬 場	山口市阿東地福下12112	083-952-0817

第3節 清掃計画【総務対策部、都市整備対策部、環境対策部】

地震災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。

このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項に関し定める。

第1項 ごみ処理計画

1 実施機関

被災地域の清掃は、市長が行う。【清掃班】

2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。

排出量については、概ね次の数量を目安に、市は、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

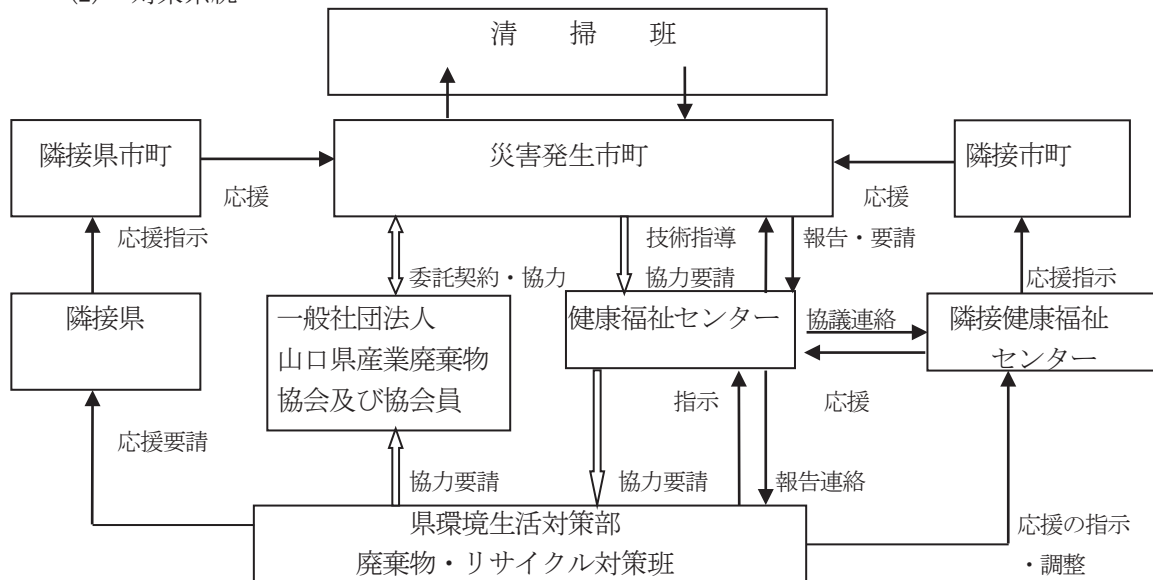
種別	推定排出量	
災害廃棄物	全壊	117トン/棟
	半壊	23トン/棟
火災焼失（全焼）	木造	78トン/棟
	非木造	98トン/棟

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

(2) 対策系統



⇨ 協定に基づく協力要請

4 ごみ処理対策

ごみの収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策（一次仮置場）

ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処理施設の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集積場とするなどの対策を講じる。

(2) 2次対策（二次仮置場）

ア 災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じ環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) 3次対策（二次仮置場）

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物(以下「がれき」という。)については、上記2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、清掃班は、地域ごとに仮置場候補地の把握に努め、所要の資料の整理をしておく。

(4) 清掃班の編成

ア 第1次対策に係る清掃班（1班）の編成基準

種 別	数 量	備 考	
運搬車（トラック）	1台	※ 一班で1日20戸を処理する。	
作 業 員	8～10人		
所 要 器 具	スコップ		作業員相応
	トビロ		
	手 ミ		

イ 第2次・第3次対策に必要な機材及び人員（1班編成）

区 分	数 量	備 考
大型ダンプ車	6	（1班の1日の作業量 192 トン） ※ 次の条件による作業の場合 ① 搬出場所が往復1時間の場所にある。 ② 積み込み作業に10分間を要する。 ③ 大型ダンプの積載量を4t（10tダンプ×40%）とする。 ④ 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作 業 員	3	

※ 機材には運転手及び操作員付である。

ウ 必要機材、人員

被災家屋数及び1棟当たりの廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱所で処分する。

イ 死亡獣畜取扱所において処分することが困難な場合は、知事(山口健康福祉センター【山口環境保健所】)の指示により処分する。

(6) 放射性物質の処理

震災時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱いをすることは極めて危険である。

このため、処理方法については、専門業者等の協力を求め処理する。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

地震によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における環境衛生の確保の観点から家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、市長が行う。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人1日平均排出量 = (仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) ×一人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[水洗化人口 - 避難者数 \times (水洗化人口 / 総人口)] \times 断水率 \times 1 / 2$
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口 - 避難者数 $\times (し尿収集人口 / 総人口)$
一人1日平均排出量	し尿収集量 / し尿収集人口

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素堀の可否等避難所の状況により、素堀式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(4) 市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人1日平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400L とする。
収集頻度	3日／回

注意事項

- ・ 立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没する。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておく。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

(1) 市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、震災時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。

(2) 対策系統

第1項3(2)対策系統参照

5 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの利用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車 (パキューカー1.8トン)	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	

(3) 大規模地震発生時には、市の処理機能は、マヒすることを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、震災の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障を来している者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施する。【道路河川建設班】

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求める。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準(期間延長)の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に緊急啓開路線については優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市 (道路河川管理班)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。

県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力する。
国土交通省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路(株)	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川、港湾、漁港関係障害物除去計画

機関名	対策
市 (都市整備対策部) (農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部・ 農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安部に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川・海域について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部	海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚物

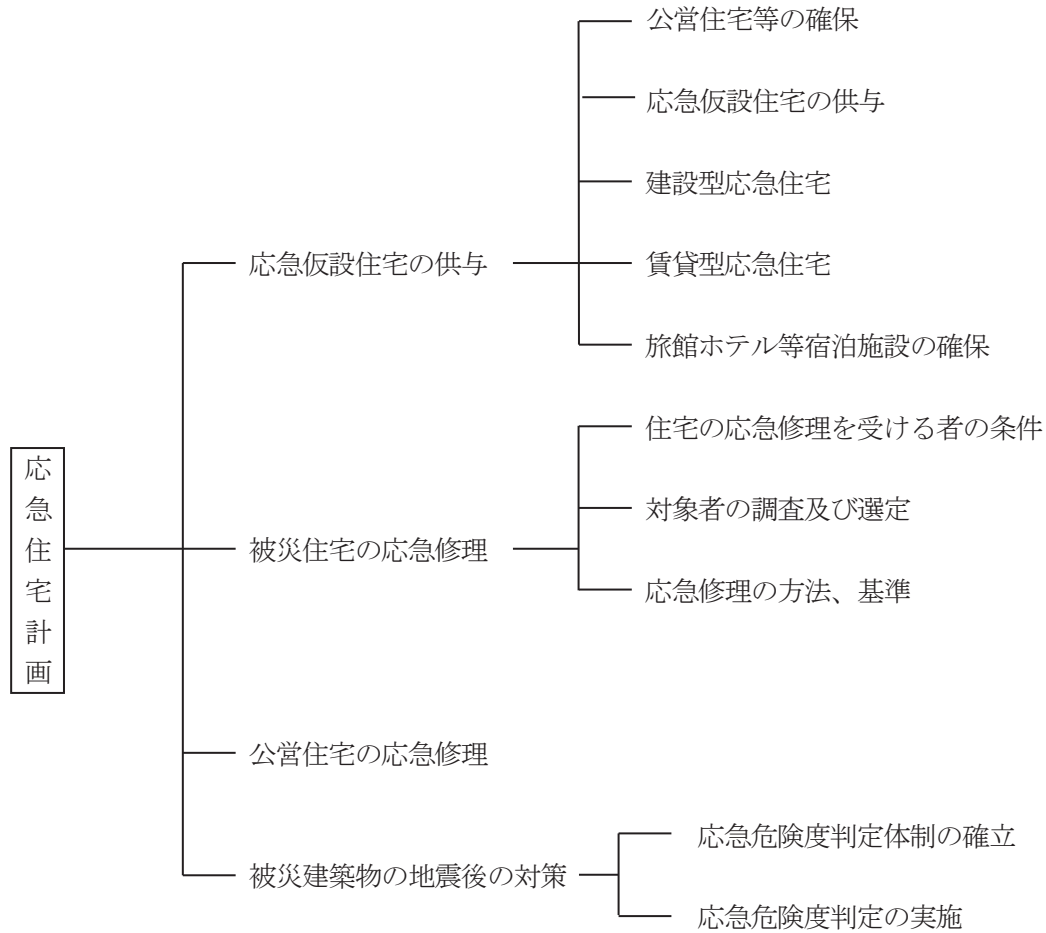
一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第10章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与【都市整備対策部、健康福祉対策部】

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するためのものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市長)は、救助法により応急仮設住宅を供与するものとする。

【県(厚政課・住宅課)・市(都市整備対策部・健康福祉対策部)】

第1項 公営住宅等の確保

1 公営住宅の確保

(1) 災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び山口市営住宅条例(以下「公営住宅法等」という。)を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中は家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として市が発行する罹災証明等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、県において隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、県において、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、知事または知事からの委任を受けた市長は、救助法の規定に基づき建設(以下「建設型応急住宅」という。)または民間賃貸住宅等を借上げ(以下「賃貸型応急住宅」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に收容する被災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊または流出した者で、現に居住する住家がない者等

- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。
- ア 生活保護法の被保護者ならびに要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者
 - ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
 - エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
 - オ 特定の資産がない小企業者
 - カ 上記に準ずる経済的弱者等
- (3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)
- 3 対象者及び入居予定者の選定
- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。
 - (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者世帯に配慮すること。
 - (3) 市長は、民生委員の意見を聞くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
 - (4) 入居者の決定は、市長が知事から委任を受けた場合を除き、知事が行う。
- 4 応急仮設住宅の管理等
- (1) 建設型応急住宅
 - ア 県(厚政課)からの委任を受け、市長が公営住宅に準じて維持管理する。
 - イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
 - (2) 賃貸型応急住宅
 - ア 県(厚政課)において、民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
 - イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
 - ウ 県(厚政課)は市に入居契約等転貸借に関する事務を委任する。

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施期間

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長が知事からの委任を受けて実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所)と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)

3 建設方法

- (1) 県において定め、県が建築業者に請負わせて建設する。
- (2) 市において建設することが適当と認められるときは、県は市に対し設計図書等を示すものとする。

- (3) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、県における両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (4) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 述べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯厚生人員等を考慮して増減することができる。

- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内または隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障がい者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないとき、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行うものとする。

第4項 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、県と各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保【交流創造部、商工振興対策部】

旅館ホテル等の宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されていることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障がい者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理【都市整備対策部】

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者
(対象者は、第1節第1項2に準ずる。)

第2項 対象者の調査及び選定

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行するり災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、県から市に選定事務が委任される。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 市長が、建設業者に請け負わせるか又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会と県との協定に基づき、県から提供された業者名簿についても活用できるものとする。【建築班】
- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社)日本鳶工業連合会及び(一社)災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 応急修理は、日常生活に欠かすことの出来ない部分(居室、炊事場、便所等)及び屋根の応急対応に限るものとする。
- (4) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から3ヵ月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6月以内)以内に完成させるものとする。
- (2) 期間内に完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

第3節 公営住宅の応急修理【都市整備対策部】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はない。

第4節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策【都市整備対策部】

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

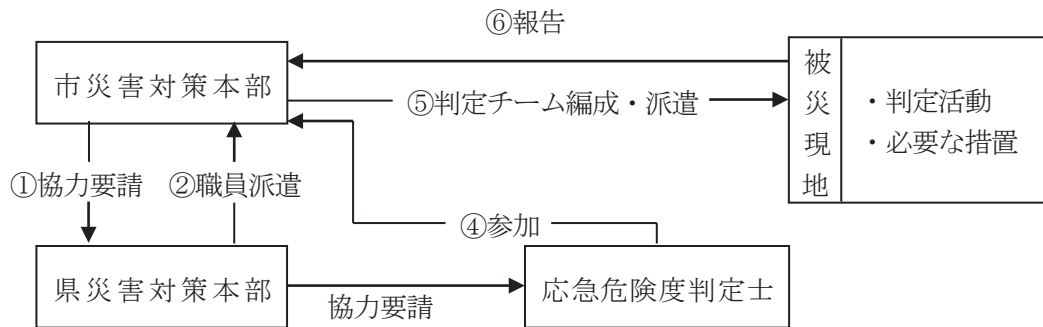
地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、市は、被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。

応急危険度判定：定められた調査票に従って建築物の被災状況を調査し、その結果を「危険：立入禁止(赤)」、「要注意：立入制限(黄)」、「調査済：被害小(緑)」の3段階に区分してそれぞれの色のステッカーを貼り、建築物の所有者や居住者の注意を喚起する。

第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。【開発指導班】
- 2 県は、山口市災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア(判定士)に参加協力を求める。

<被災建築物応急危険度判定活動体系図>



第3項 被災宅地危険度判定の実施

市は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士支援を要請する。

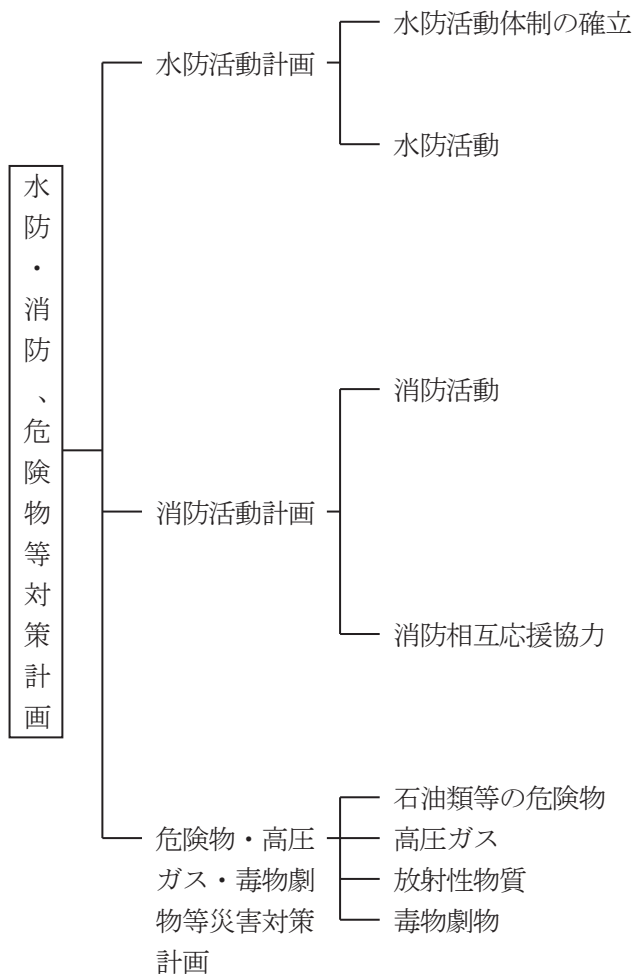
第 1 1 章 水防・消防、危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川、護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等にかかる応急対策活動について定める。



第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者(市長)及び県は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に止めるために必要な措置を講じることになる。

本節では、市地域防災計画の中から震災時において水防管理者(市長)及び県がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第1項 水防活動体制の確立【水防対策部・関係対策部】

1 水防活動体制

- (1) 地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、本編第3編第12章水防計画に定める体制に準じる体制により事態を処理する。
- (2) この場合、市に「災害対策本部」が設置されたときは、「災害対策本部水防対策部」として活動する。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、山口市水防計画(以下「市水防計画」という。)に準拠して必要な措置及び応急対策を講ずる。

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び市の措置

- ア 水防管理者(市長)は、地震(震度4以上)が発生した場合は、あらかじめ定めている市水防計画及び地域防災計画(本編)等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。
- イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置(避難指示等の発令、避難誘導等)及び応急水防対策を講ずる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動

地震(震度4以上)の発生又は津波警報が発表された場合は、直ちに、ダム、河川、海岸、ため池、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

(2) 水門、樋門、防潮扉等の操作

- ア 水門、樋門、防潮扉等の施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じ適正な開閉を行う。その場合、監視、開閉にあたる者が被災することのないよう安全確保に努めるものとする。
- イ 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。
- ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合
津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕あるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(3) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(4) 河川、ダム、海岸施設の応急措置

大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸、ダム等の損壊が広範囲にわたって生じるおそれがある。

この場合、被害の拡大、二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急措置が必要となる。

このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

(5) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、市地域防災計画(本編)に定めている。

第1項 消防活動

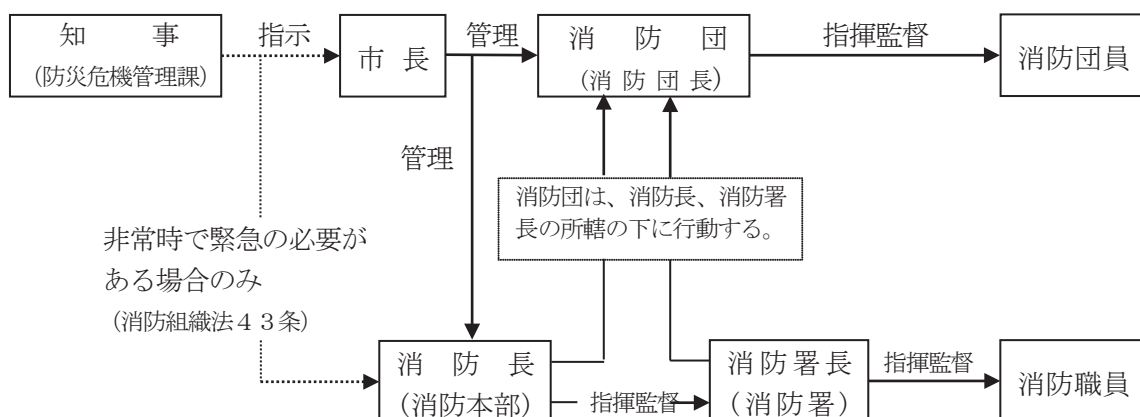
1 実施機関

(1) 消防の実施責任は市にある。

このため、市及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努める。

この場合において、消防団、地域住民及び自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておく。

(2) 市消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

(1) 計画の策定

消防活動について、市は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

(2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるよう努める。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また地域住民、事業所、他市町、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とする。

(3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

3 地震火災対策の方針

(1) 対策の方針

市及び消防機関は、同時多発火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施する。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。

(2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用等についての体制を確立し、活動する。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たる。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図っていく。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動については概ねこれによる。

- (1) 初期消火活動、消火活動及びその支援
- (2) 救助・救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

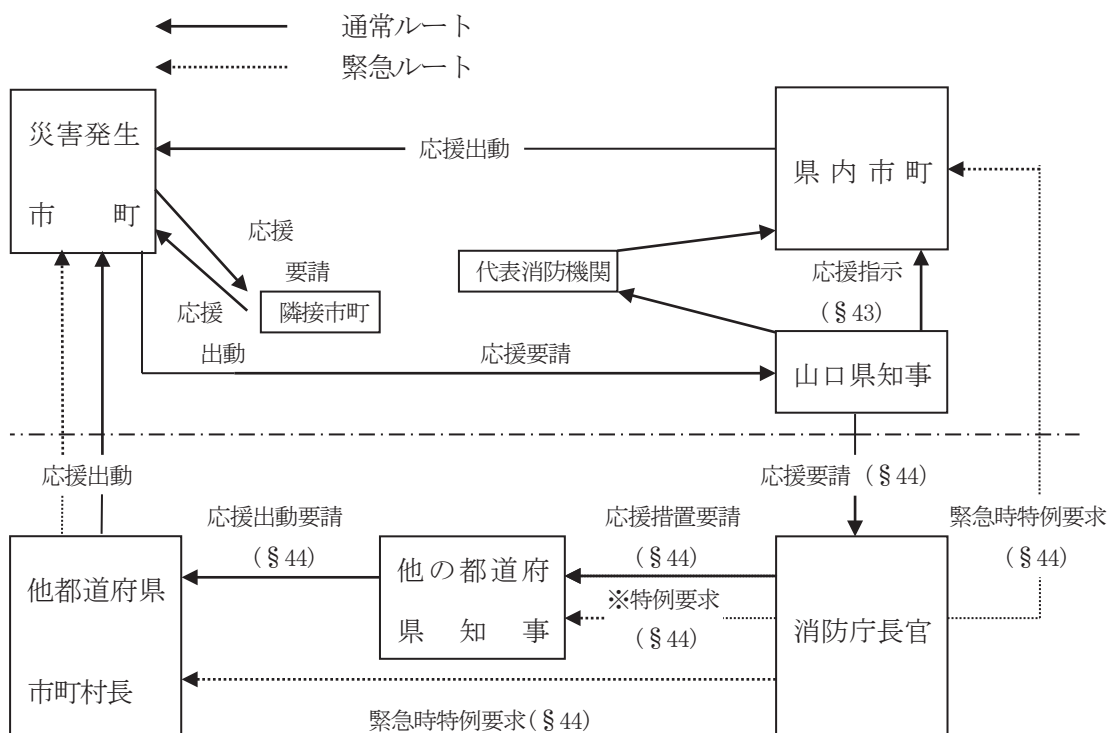
6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進めるとともに整備の促進に努める。

第2項 消防相互応援協力

地震による同時多発災害が発生し、現有消防力を集結しても消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、県内及び他府県の消防隊の応援を得て消防の任務を遂行する。

1 消防相互応援系統図(消防組織法)



※ 特例要求については、通信の途絶等により被災地の都道府県知事と連絡がとれないとき。

※ ー-ー線より上が県内広域消防応援に係る部分で、下は他都道府県からの広域消防応援に係る部分。

2 県内広域消防相互応援協定

県内各市町及び消防本部は、県内全域を対象として広域消防相互応援に関する協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。実際の受援に際しては、県内協定に基づくとともに、受援に係る詳細事項を同実施細目において定めている。

(1) 事前準備

協定市町等は、あらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要な事項を他の協定市町等に届け出ておく。

(2) 要請手続

ア 大規模地震が発生し、被災市町の消防力では対応できないと認められる場合は、発災地の市町等の長は、県内の市町等の長に対し応援の要請を行う。

イ 応援を求められた市町等の長は、特別な理由がない限り応援要請に応じる。

ウ 要請の方法

応援の要請は、次の事項を明確にして行い、県(防災危機管理課)に対して、要請したことを電話等で通報する。

(ア) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要請する理由

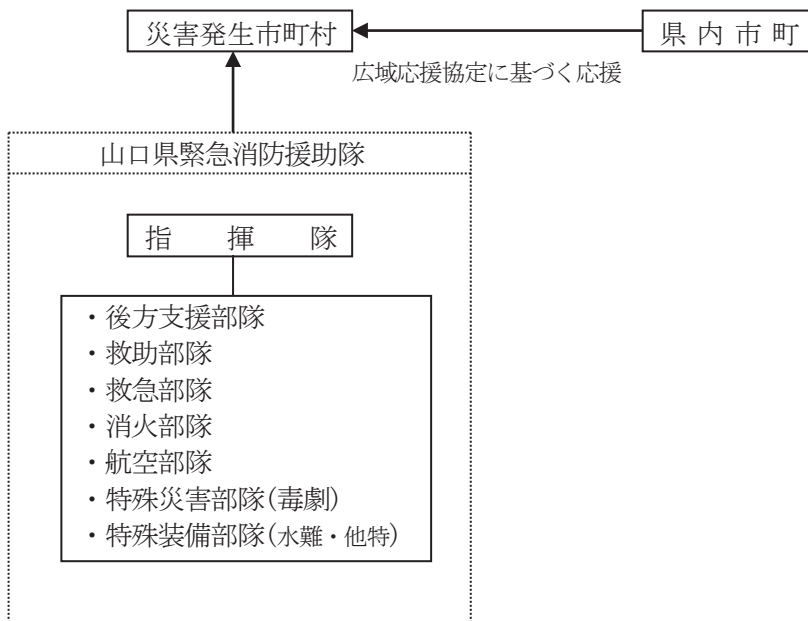
(イ) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量

- (ウ) 応援隊の活動内容
 - (エ) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
 - (オ) その他必要な事項
- (3) 応援隊の具体的活動等
 応援協定及び実施細目による。

3 緊急消防援助隊

大規模地震等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには、高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。



(1) 設置

緊急消防援助隊は、その設置に協力する市町村に設置する。

ア 登録部隊

720消防本部 6, 606隊 (令和4年4月1日現在)

(2) 任務

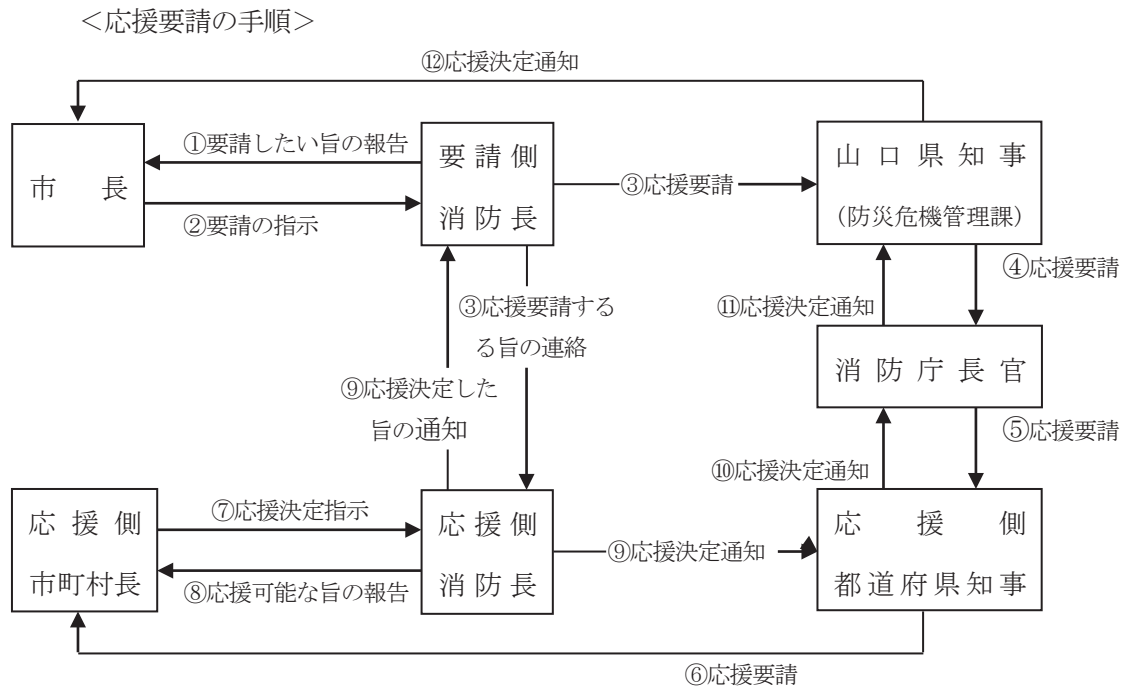
緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。))の属する都道府県内の消防力をもってしてもこれに対処できないものの発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とし、指揮支援部隊、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊から構成され、消防庁長官の求めによって出動し、被災地の市町村長の指揮の下に活動する。

(3) 部隊の編成、出動等

消防庁が定めた緊急消防援助隊要綱に基づき編成、出動がなされる。

4 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。



(2) 要請の方法

ア 発災地の消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、山口県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

イ 要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側消防本部への連絡事項
(ア) 要請先市町 (イ) 要請者、要請日時 (ウ) 災害の発生日時、場所、概要 (エ) 必要な応援の概要	(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 (ク) 気象の状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (サ) その他必要事項

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画【消防対策部・消防団・関係対策部】

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じる。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等

- (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。
- (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。
- (3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。

2 救急・防災活動(市消防機関)

地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。

3 広報・警戒区域・避難指示等(市・市消防機関)

- (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。
- (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

4 関係機関との連絡・調整等

- (1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。
- (2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。

第2項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等(以下「高圧ガス関係施設」という。)については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

1 救急・防災活動等

地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。

2 警戒区域・避難指示等

高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩等により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

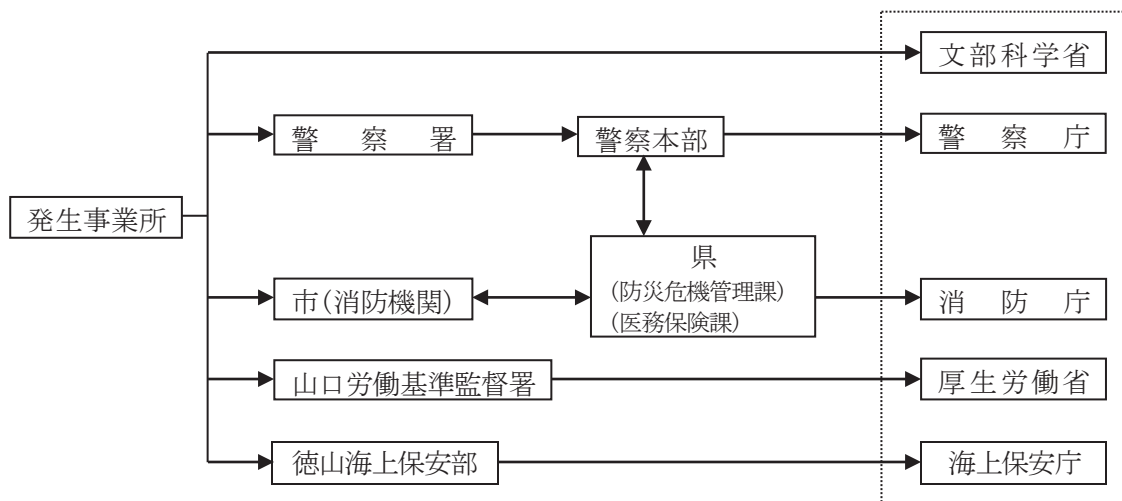
3 広報活動

周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。

第3項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

1 事故等発生時の伝達系統図



2 応急対策実施機関及び措置

- (1) 放射性物質使用者、取扱関係事業者等から事故等の発生のお知らせを受けた場合は、直ちに、県(防災危機管理課及び医務保険課)に通報する。
- (2) 放射線源の露出、拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。
- (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置を講じるよう指導する。
 - ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

第4項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

市及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

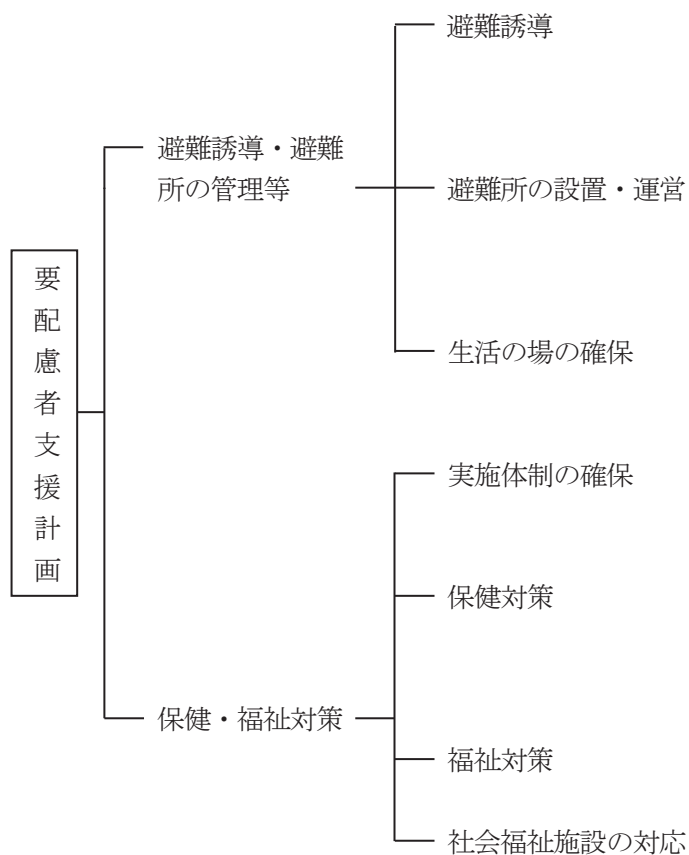
- 1 市長（消防機関）は、危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示、勧告を行う。

第12章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細やかな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。



第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市整備対策部】

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

【地域交流センター班・高齢福祉班・総合支所対策部】

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を発令する市長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も、同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行客を含む観光客等にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示等が出された場合、市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中に危険がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等との連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請があれば、広域的な福祉支援を実施するものとする。

1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行うことができるものとする。県は市からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行うものとする。

(3) 避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行うことができるものとする。県は市からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行うものとする。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者・妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障がい者等の避難生活の環境を少しでも良くするため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。【建築班】

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障がい者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市はその確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障がい者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策【健康福祉対策部・こども未来対策部】

震災時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障がい者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

第2項 保健対策【健康増進班】

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市及び県は、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障がい者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 市及び県の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 県精神保健福祉センター、山口健康福祉センター（山口環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障がい者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市及び県は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市及び県は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障がい者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、市社協が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市及び県は、介護の必要な高齢者、障がい者について、特別養護老人ホーム、障がい者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

市及び県は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障がい者、聴覚障がい者については、手話・点字通訳者、要約筆者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。また、生活福祉資金の災害援護資金、母子・父子寡婦福祉資金等の支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市、県等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市及び県は、ライフラインの復旧について優先的に対応が行われるよう事業者に要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等の緊急一時受入を行うものとする。
なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市・県に対し、支援を要請する。
市及び県は、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、市又は県の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

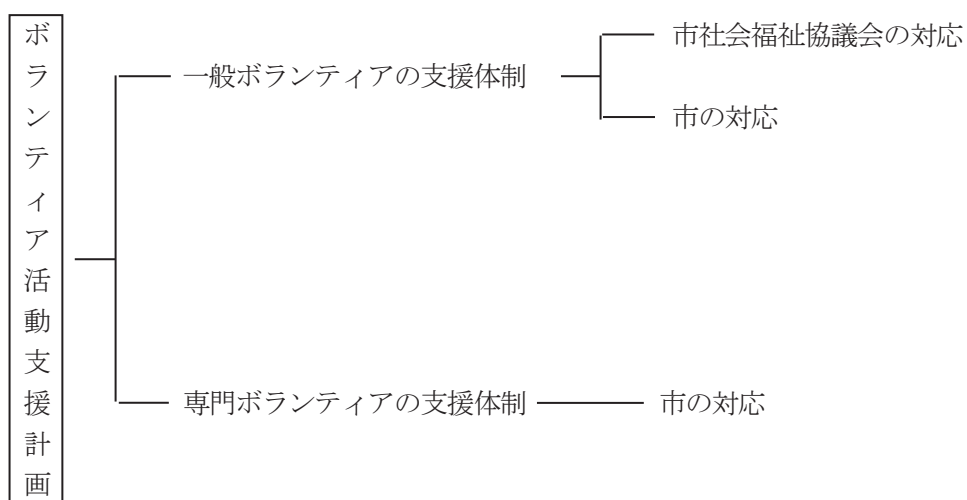
第13章 ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

地震等による大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア(個人・団体)の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。



第1節 一般ボランティアの支援体制

第1項 市災害ボランティアセンターの対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援のための体制を確立し、市災害対策本部、県との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 救援センターの設置

県ボランティアセンターに救援センターを設置し、市災害ボランティアセンターが救援活動に専念できるよう、県・市災害対策本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの登録・参加要請
- (2) ボランティアのコーディネート、市災害ボランティアセンターへの派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

2 市災害ボランティアセンターの設置及び解散

市社会福祉協議会は市と協議をし、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティアの受入れを行う。その後、災害状況により市災害ボランティアセンターを解散する。

3 市災害ボランティアセンターの活動内容

- (1) ボランティアセンター運営スタッフの確保
- (2) ボランティア活動保険の加入状況の把握
- (3) 行政情報の提供(避難予定場所情報、物資情報、交通情報)
- (4) ボランティア活動に伴う材料費等の負担についての協議
- (5) 被災者ニーズの把握
- (6) ボランティアの募集及び受付
- (7) ボランティア名簿の作成
- (8) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (9) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等
- (10) 民間ボランティアセンター及び県の受入窓口との連絡調整

4 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、市災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの登録・派遣及びコーディネート
- (2) ボランティアセンター運営スタッフの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

第2項 市の対応

市災害対策本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、市災害ボランティアセンターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。【地域生活対策部・健康福祉対策部】

1 市の対応

- (1) 県、市社会福祉協議会、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
協働推進班及び地域福祉班は、ボランティア需要を把握し、取りまとめのうえ市災害ボランティアセンターに対し情報提供を行い、ボランティアの派遣の有無について確認する。
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他市災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 活動内容

- (1) 行政情報の提供(避難予定場所情報、物資情報、交通情報)
- (2) ボランティア活動に伴う材料費等の負担についての協議
- (3) 市災害ボランティアセンターとの連携
- (4) 民間ボランティアセンター及び県の受入窓口との連絡調整

第3項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県・市災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連携体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎりの配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 市の対応

1 専門ボランティアの受入窓口

- (1) 市において担当窓口が定められている活動項目(事前登録活動等)
担当窓口(部・班)が受け付け、活動を依頼する。
- (2) 市において担当窓口が定められていない活動項目
協働推進班で受け付け、関係部・班に振り分けるか協働推進班が直接活動を依頼する。

2 県へのボランティアの派遣要請

専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部に専門ボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

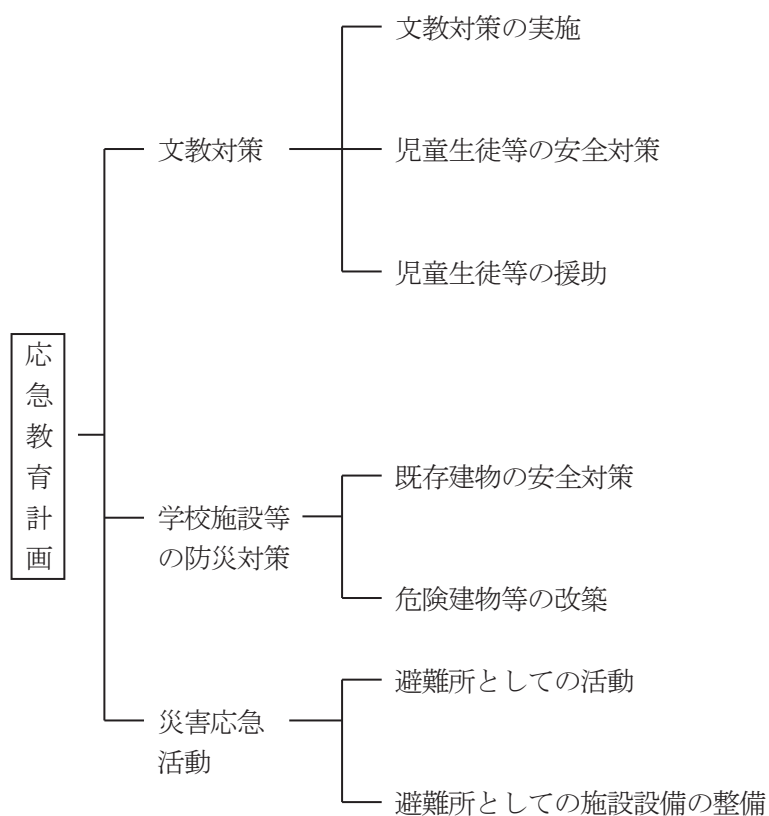
第14章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小・中学校(以下「学校等」という。)は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。



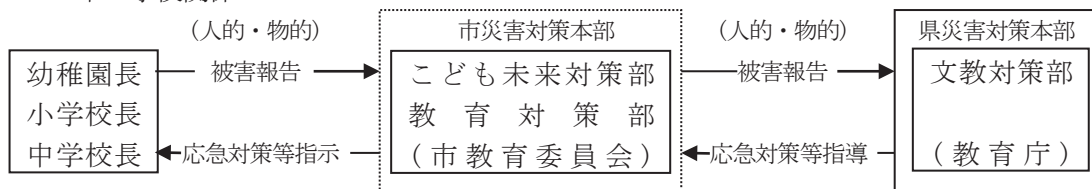
第1節 文教対策【こども未来対策部・教育対策部】

震災時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

市立学校関係



2 被害報告の内容

(1)被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・災害速報 ・学校等の人的被害に関する報告 ・学校等の物的被害に関する報告(施設、教科書等) ・学校給食関係被災状況調査報告
(2)報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」による。
(3)学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」による。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言をしてきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

取組の主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校等における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導、助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長又は園長(以下「校長等」という。)に、学校等の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定を指示するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。市教育委員会は、上記について校長等に指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設に係る市との連絡体制
- (ク) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する地震防災訓練等へ参加し、又は自ら防災訓練を実施する。

学校等における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練(県によるもの)
- (イ) 地域防災訓練(市、防災関係機関等によるもの)
- (ウ) 学校等で行う訓練（年1回以上の実施）

ウ 学校等施設設備及び通学路の安全点検

校長等は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校等の施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておく。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ、防火扉
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・昇降口等・職員室等	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室・給食調理場	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガストープ	教室・職員室・事務室 用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食 器 類	調理室・給食調理場	転倒、落下、破損の有無
油 類	調理室・給食調理場・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無

工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚室	落下、転倒の有無
コンピューター	コンピューター室	落下、転倒の有無

エ 気象情報の収集

学校は、市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時までに決定し、連絡することとする。

なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。

(2) 災害時の対応

ア 市教育委員会は、所管する学校等において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校等施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校長等】

ア 校長等は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物(電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等)については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・ 飲料水(井戸等利用の場合)汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・ 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・ 被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

災害速報を次の様式により把握の都度報告する。【様式1-13 被害状況報告】

ウ 校長等は、状況に応じ市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長等は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。

エ 校長等は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)のイに記述する「学校等施設の被害に応じた施設確保の基準」により行う。

オ 校長等は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長等は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

【市教育委員会】

- ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、市教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。
- イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開に必要な施設の確保について市教育委員会での対応が困難な場合は、必要に応じて県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：県義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。
- ウ 市教育委員会は、地域交流センター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）についてあらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

- ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校等を指導助言及び支援する。
 - (ア) 学習場所の確保等
 - (イ) 教員の確保(臨時的任用、近隣学校からの応援)
 - (ウ) 教科書等の供給
- イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図る。
- ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒等についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができる。
- エ 市教育委員会は、被災地の児童生徒等の転入学の弾力的な運用を県及び他の市町教育委員会に依頼する。

【校長等】

- ア 校長等は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。
- イ 校長等は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難しているものについては、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
- ウ 校長等は、避難場所として学校等施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。
- エ 校長等は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。
- オ 校長等は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

(4) 被災後の教育施設等の確保

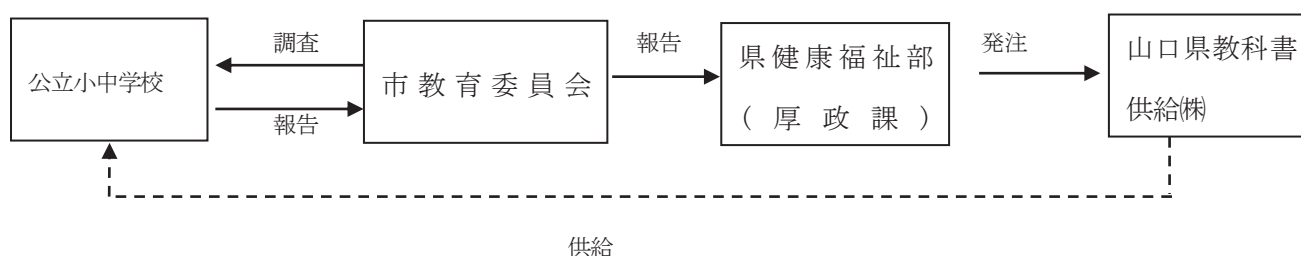
ア 学校等施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録(写真等) (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校等施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
--------------	--

イ 学校等施設の被害に応じた施設確保の基準	<p>(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。</p> <p>(イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。</p> <p>(ウ) 校舎の大部分が使用できない場合 地域交流センター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。</p> <p>(エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄の学校、被災を免れた地域交流センター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。</p>
-----------------------	---

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

<教科書の供給幹線系統図>



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し学習遅延防止も目的に以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、市教育委員会及び校長等の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を支給する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運道具、雨傘、カバン、雨靴等

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヵ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県教育委員会の指導及び援助を受け、次の措置を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力を要請する。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校又は共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校又は共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校又は共同調理場の設置者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校又は共同調理場の設置者は、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校又は共同調理場の設置者は、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

県教育委員会及び市教育委員会は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校又は共同調理場の設置者は、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校又は共同調理場もしくは市で対応できない場合は、県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：県学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的に対策を速やかに検討し、対応を決定する。

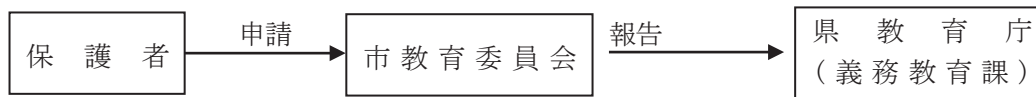
イ 市教育委員会は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

大規模災害に起因して経済的に就学困難な状況になり、本市就学援助制度の認定基準を満たす家庭の児童、生徒については、以下のような措置が講じられる。

ア 援助を希望される家庭から申請



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費

(イ) 補助率

県2/3、市1/3

(被災児童生徒等就学支援事業補助金交付要綱による)

ウ 交付手続き

市からの交付申請

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、市教育委員会は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校等施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

1 市立学校等

市教育委員会は、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物について、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等に努める。

2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第2項 危険建物等の改築

市教育委員会は、老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施する。

第3節 災害応急活動

学校等は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、震災等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校等が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時における役割及びこれに必要な対応について定める。

学校等が避難場所となる場合、避難所の運営は市災害対策本部が行う。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長等を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

第2項 避難所としての施設設備の整備

市地域防災計画において避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校等が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、市災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

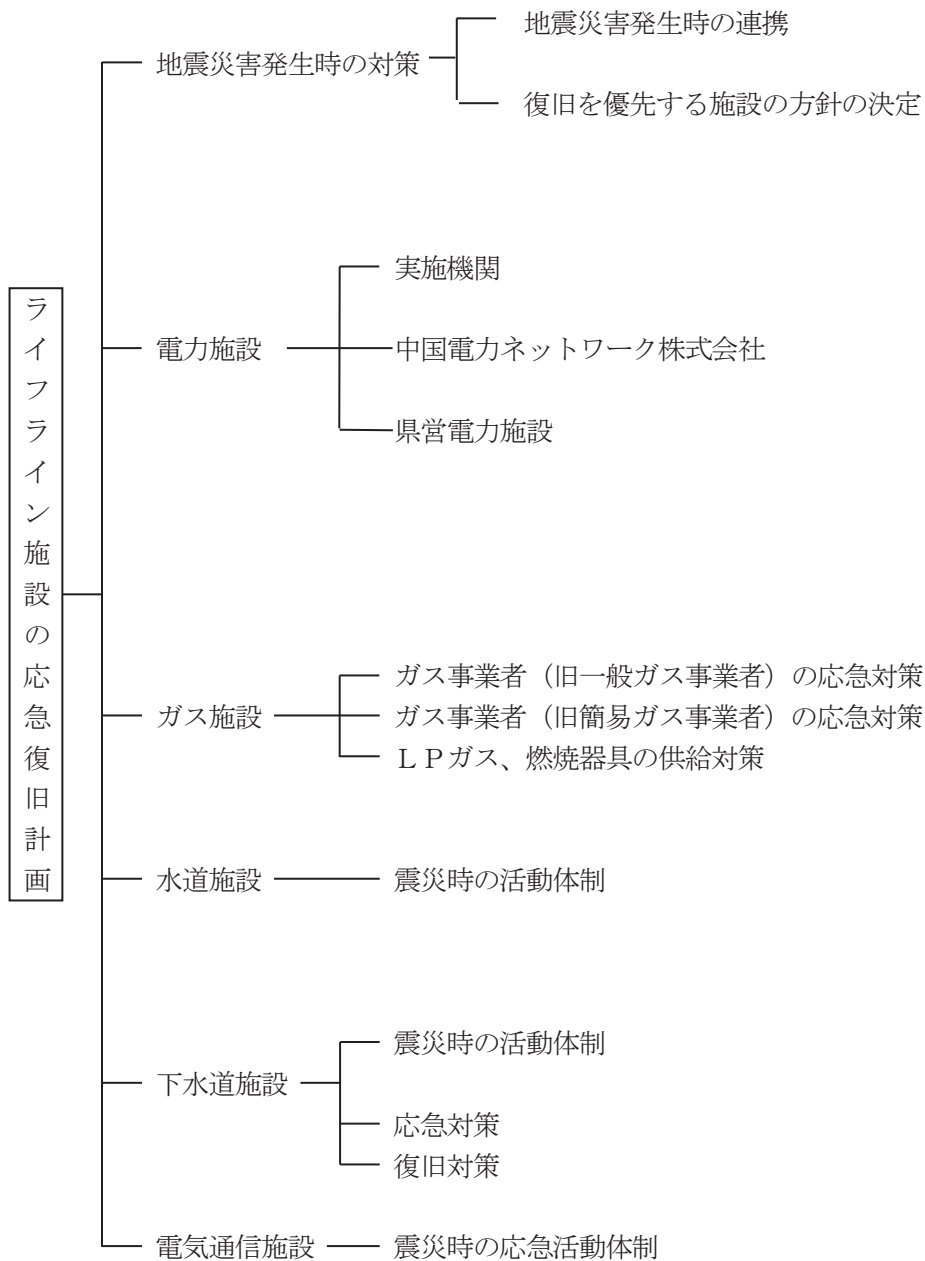
第15章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも市民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市や県は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。



第1節 地震災害発生時の対策

第1項 地震災害発生時の連携

地震災害発生時における、電力、通信、ガス機関と市災害対策本部(本部事務局)は、次のように連携をとる。

- 1 本部事務局は、電力、通信、ガス機関に対し、必要に応じて市災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。この際、連絡員は各社災害対策本部(設置しない場合は営業所)との通信手段を確保できる携帯電話等を携帯するよう要請を行う。
- 2 関係各機関は、連絡員の派遣ができない場合は、相互において確実に連絡ができる連絡手段若しくは電話回線を確保し、定期的な情報交換に努める。
- 3 本部事務局は、関係各機関との被害情報の共有化を図るため、電力、通信、ガス機関において把握した各被害状況の速やかな伝達を要請する。
- 4 応急復旧工事や代替施設による供給等(衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システム、高圧発電気車、LPガス、燃焼器具等)の措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図る。

第2項 復旧を優先する施設の方針の決定

電力、通信、ガスの復旧に当たっては、災害対策事業を進める上での重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては市災害対策本部と電力、通信、ガス機関との協議によって決定するが、一般的には次の施設からの優先復旧について配慮する必要がある。

- 1 市災害対策本部(市庁舎)、消防署
- 2 山口警察署、山口南警察署
- 3 市内医療機関
- 4 市内避難場所
- 5 その他公共機関

第2節 電力施設

災害等により電気施設に被害があった場合、中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)は二次災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための応急復旧に努める。

第1項 実施機関

- 1 中国電力ネットワーク(株)
- 2 県(企業局)

第2項 中国電力ネットワーク(株)

災害時における、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う電気施設の防護及び電力供給の確保に関する対策は、災対法第39条の規定に基づき、中国電力ネットワーク(株)が作成する防災業務計画により実施する。

〈防災体制の発令・解除の考え方〉

区分	発令の考え方	解除の考え方
警戒体制 (災害対策準備本部)	・ 山口県内のネットワークセンター担当区域に一定の被害が予想される場合 ・ 山口県内のネットワークセンター担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	・ 応急対応をする必要がなくなり、かつ山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生するおそれなくなった場合
非常体制 (災害対策本部)	・ 山口県内のネットワークセンター担当区域で大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	・ 山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生するおそれなくなり、かつ大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特別非常体制 (特別災害対策本部)	・ 山口県内のネットワークセンター担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合	・ 山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに甚大な被害が発生するおそれなくなり、かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

〈防災体制の自動発令〉

- (1) 山口県内のネットワークセンター担当区域において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、防災体制の発令・解除の定めにかかわらず、特別非常体制を自動発令する。
- (2) 自動発令は山口ネットワークセンター所長が発令したものとみなす。
- (3) 自動発令した特別非常体制の伝達および解除については、防災体制の発令・解除に定めるところによる。

【市本部との連絡体制】

山口市防災危機管理課に提出している「大規模停電時の連絡先」に記載のとおり

第3節 ガス施設

地震等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社

2 災害時の活動体制

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

実施機関名	活動体制
山口合同ガス株式会社	本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。

3 応急対策

地震により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施するものとする。

(1) 震災時における初動措置	ア 県、市防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 イ 供給設備等の点検
-----------------	---

	<p>ウ 工場、整圧器における送出入量の調整又は停止</p> <p>エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置</p> <p>オ その他状況に応じた措置</p>
(2) 応急措置	<p>ア 本社・各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置に当たる。</p> <p>イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。</p> <p>ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーより供給する。</p> <p>エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超える恐れがある場合は、当該地域の供給を停止する。</p> <p>オ ガス貯蔵施設が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡を取るとともに、必要に応じて避難誘導を行う。</p>
(3) 復旧対策	<p>ガス設備の被災にかかる保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。</p> <p>ア ガス設備の復旧活動</p> <p>ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。</p> <p>(ア) 工場における復旧作業</p> <p>(イ) 整圧器における復旧作業</p> <p>(ウ) 高圧・中圧導管の復旧作業</p> <p>(エ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業</p> <p>イ 供給再開時における事故発生防止措置</p> <p>ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。</p> <p>(ア) 工場</p> <p>ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。</p> <p>(イ) 供給設備</p> <p>二次災害を防止するための点検措置を実施する。</p> <p>(ウ) 需要家設備</p> <p>各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認した後使用を再開する。</p>
(4) 供給を停止した場合の需要家への周知措置	<p>ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。</p> <p>(ア) ガスの供給を停止したこと。(停止地区をわかりやすく)</p> <p>(イ) ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。</p> <p>(ウ) ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。</p> <p>イ 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。</p> <p>ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。</p>
(5) 資機材の調達・応援体制	<p>ア 資機材の調達</p> <p>復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。</p>

	(ア) 取引先、メーカー等からの調達 (イ) 各事業所間の流用 (ウ) 他ガス事業者からの融通 イ 応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、地震発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。
--	---

4 中国四国産業保安監督部

ガス事業者に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

5 ガス事業者は、「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及び供給の再開に努める。
- (2) （一社）日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

2 中国四国産業保安監督部

ガス事業者に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な地震災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できるため、市は（一社）山口県LPガス協会と災害時における物資の供給に関する協定を締結している。

1 調達・供給確保

- (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災害対策本部(防災危機管理課)にあつせんを要請する。
- (2) 県災害対策本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（一社）山口県LPガス協会に要請する。
- (3) （一社）山口県LPガス協会は県災害対策本部の要請に基づき、供給可能な事業者を県災害対策本部に連絡する。
- (4) 県災害対策本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡し場所について、市と調整のうえ、決定する。
- (5) 市は、連絡を受けたときは、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達する。
また、引渡しに当たっては県災害対策本部又は市は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第4節 水道施設【上下水道対策部】

地震により水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため市(上下水道対策部)は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動に関し必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

第1項 震災時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 震災時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておく。

イ 上下水道対策部の職員が不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接・近接の市町、県災害対策本部(生活衛生班)に応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急措置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられるため、隣接・近接市町又は県災害対策本部(生活衛生班)に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接・近接の市町に対して応援を要請してもなお対応できないと判断される場合は、県災害対策本部(生活衛生班)に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 地震による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災害対策本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定しておく。

2 応急対策

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておく。</p>
(2) 施設の点検	<p>地震発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧の状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水、配水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持するための重要な施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川、鉄道等の横断箇所</p>

(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じ取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水、配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、直ちに、道路管理者及び警察に通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないよう努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>
----------	---

3 復旧対策

市水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水、導水施設の復旧活動	取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において、円滑かつ迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施する。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、給水所の運用状況等を考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位 (ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 (イ) 第二次指定路線 重要配水幹線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p> <p>エ 給水装置の復旧活動 (ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (イ) 需要家の給水措置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。</p>
(4) 広報活動	<p>ア 震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、水道事業の果たす役割が大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等に関し適時的確な広報を実施する。</p> <p>イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。</p> <p>ウ 責任者を定める等活動体制を確立し、万全を期する。</p>

第5節 下水道施設【上下水道対策部】

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、地震災害等により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、上下水道管理者は、震災時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し対応する。

第1項 震災時の活動体制

市の非常配備体制に基づき職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

(1) 震災時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようしておく。

(2) 上下水道対策部の職員が不足する場合の要員の確保は、庁内他対策部、隣接・近接の市町、県災害対策本部に対し応援を求めるなどして行う。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議しておき、必要に応じ要請する。

(2) 大規模地震等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接・近接市町又は県災対本部(都市施設対策班)に応援あつせんの要請を行い、必要な業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

(1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、伝達することが必要であるため、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。

(2) 市災害対策本部、外部機関等との連絡調整が円滑に行われるよう必要な要員を確保する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して、支援が必要な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行うものとする。

また、災害により下水道施設が被災したときは、その状況を県に報告するものとする。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材(発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等)について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

(1) 処理場、ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じ応急措置を実施する。

(3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じ現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。この場合、衛生関係部局と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場、ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については、比較的浅い位置に埋設されており、地震の場合は影響を受けやすく、経年劣化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第6節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウェイトを占めている。震災時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、地震等災害時において、通信の途絶を防止するため、西日本電信電話株式会社が行う各種通信施設の確保、復旧等に関し必要な事項を定める。

第1項 震災時の応急活動体制

地震等による災害が発生した場合には、西日本電信電話(株)山口支店（以下「山口支店」という。以下この項において同じ。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

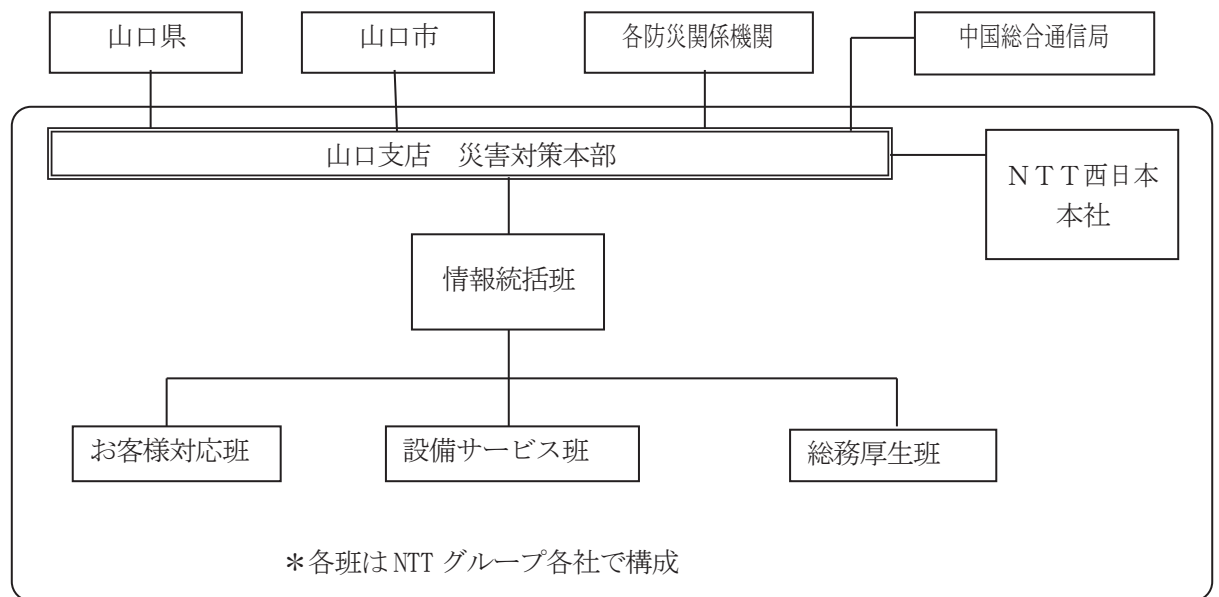
(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害情報、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

地震等による災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策本部は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本本社に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災害対策本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は設備部災害対策室）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・気象警報発表中における一般電話のり障状況

(エ) 伝達様式 省略

エ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

(イ) 報告様式 省略

(ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがおぼなくなるまで行うものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図による。

オ 災害対策本部設置報告

災害対策本部を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正、副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

カ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬形収容装置類

災害により、西日本電信電話株の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ 無線装置

通信途絶の恐れがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付

(ア) 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号115番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。

(イ) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等による疎通確保

エ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ア 応急復旧工事
 - イ 現状復旧工事
 - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等
地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第2項 震災時の応急活動体制

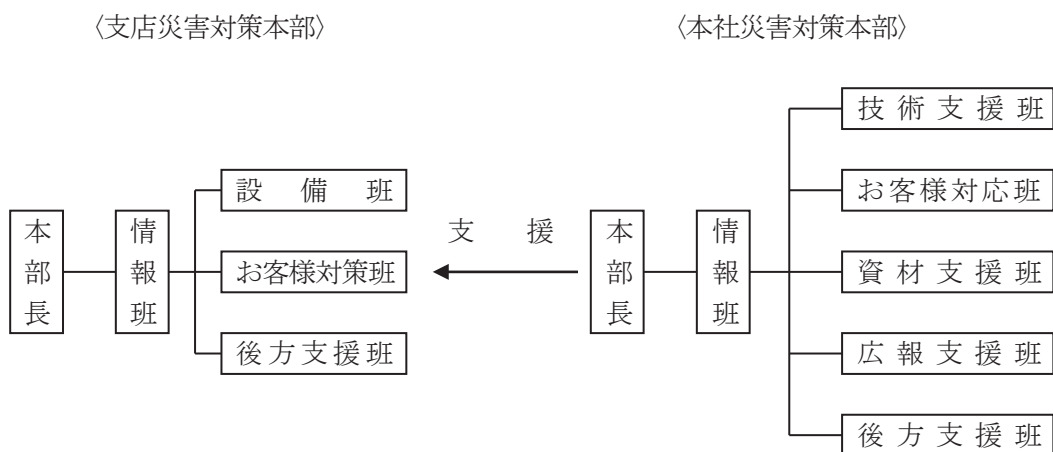
災害発生に際し、(株)エヌ・ティ・ティドコモは、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 応急対策

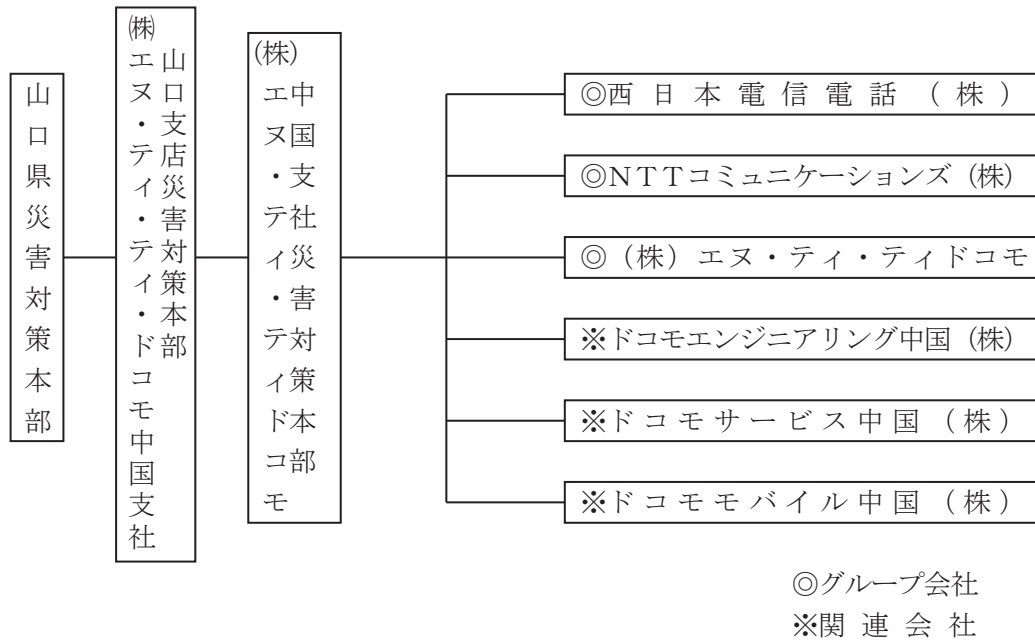
(1) 防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めるときは本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

ア 災害対策本部組織



イ 情報連絡体制



(2) 移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するため、以下の措置を行う。なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。

順位	復旧サービス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

(3) 公衆通信の応急対策

災害救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等へ、携帯電話の貸出を考慮する。

(4) 可搬型無線基地局装置（P-BTS）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。

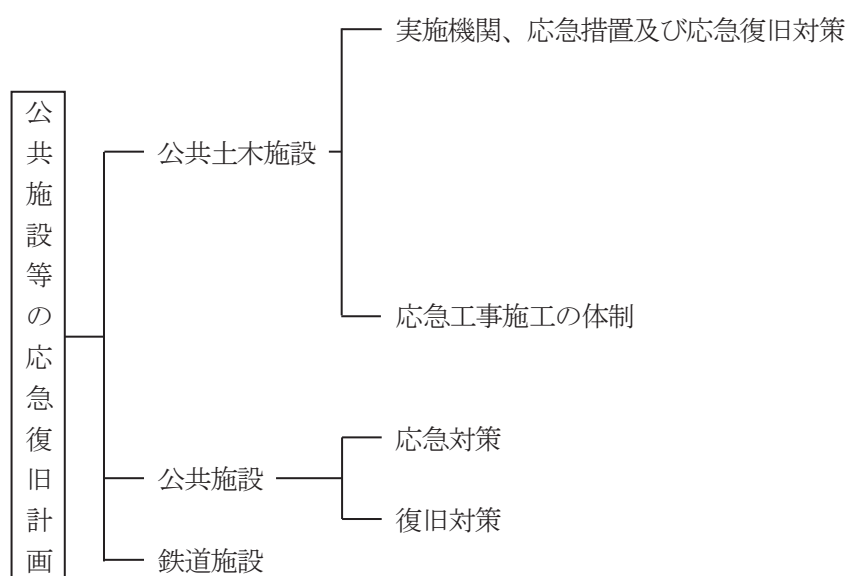
第16章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活にまで大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民の日常生活に大きく関わっており、これらの施設が地震等により被害を受けたときは、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第1節 公共土木施設【都市整備対策部・農林水産対策部】

地震等による災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路、橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被災状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応急措置
都市整備対策部	<p>ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。</p> <p>イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。</p>

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応急復旧対策
都市整備対策部	<p>ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所(陥没、隆起、決壊等)の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。</p> <p>エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。 緊急時でそのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後速やかに関係者に連絡する。</p>

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

地震、津波等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応急復旧対策
都市整備対策部 農林水産対策部 上下水道対策部	<p>(1) 水防活動と平行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして、内水による浸水被害の拡大を防止する。</p> <p>(4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>

3 港湾、漁港施設

港湾、漁港施設は道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、県（土木建築部、農林水産部）、徳山海上保安部、漁業協同組合と連携のうえ、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置及び応急復旧対策

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
農林水産対策部	<p>ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関(海上保安部・船舶輸送関係業者等)に連絡するとともに、県(港湾課)に報告する。</p> <p>イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港施設については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾、漁港施設に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により、航路、泊地が埋そくし、使用不能となったときは、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対しては、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>
海上保安部	<p>地震発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施</p> <p>イ 被災区域内の交通整理</p> <p>ウ 航路障害物の除去</p> <p>エ その他の防災上の措置</p> <p>(ア) 気象情報の収集伝達</p> <p>(イ) 船舶在泊状況の把握</p> <p>(ウ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導</p> <p>(エ) 危険物荷役の中止勧告</p> <p>(オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦</p> <p>(カ) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止</p> <p>(キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限</p> <p>(ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導</p> <p>(ケ) 海上における流出油等の防除</p> <p>(コ) 船舶火災、海上火災の消火活動</p>

4 海岸保全施設

海岸施設が地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るために必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応急復旧対策
農林水産対策部	<p>(1) 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は次のとおりとする。</p> <p>ア 堤防</p> <p>イ 護岸、胸壁、水門、排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害が生じるおそれのあるもの。</p>

5 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名	応急復旧対策
都市整備対策部 農林水産対策部	<p>地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については、斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 砂防施設</p> <p>ア えん提、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの</p> <p>イ 溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの</p> <p>(2) 地すべり防止施設</p> <p>施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 溪流保全工に係る応急工事</p> <p>ア 溪流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。</p> <p>イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。</p> <p>(5) 砂防えん提に係る応急工事</p> <p>砂防えん提が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の応急工事を施工する。</p>

6 治山、林道施設

治山、林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害による被害を受けやすい。地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応急復旧対策
農林水産対策部	(1) 治山施設 えん提、谷止、床固、防潮提、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。
	(2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況の場合に実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物(生鮮食料の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第2項 応急工事施工の体制

1 要員、資材の確保

市は、地震災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

(1) 技術者の現況把握及び動員

市は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じる。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

市は、災害緊急協力業者登録制度などにより、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じる。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

市は、応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じる。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起さないうようにしておく。

2 応援要請

地震災害等、大規模災害が発生した場合において、市単独では対応できない場合は、県に要員及び資機材の応援を要請するものとする。

第2節 公共施設

市が所管する学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難場所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、震災時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、震災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の地震防災各施設管理者は、震災時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 地震情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

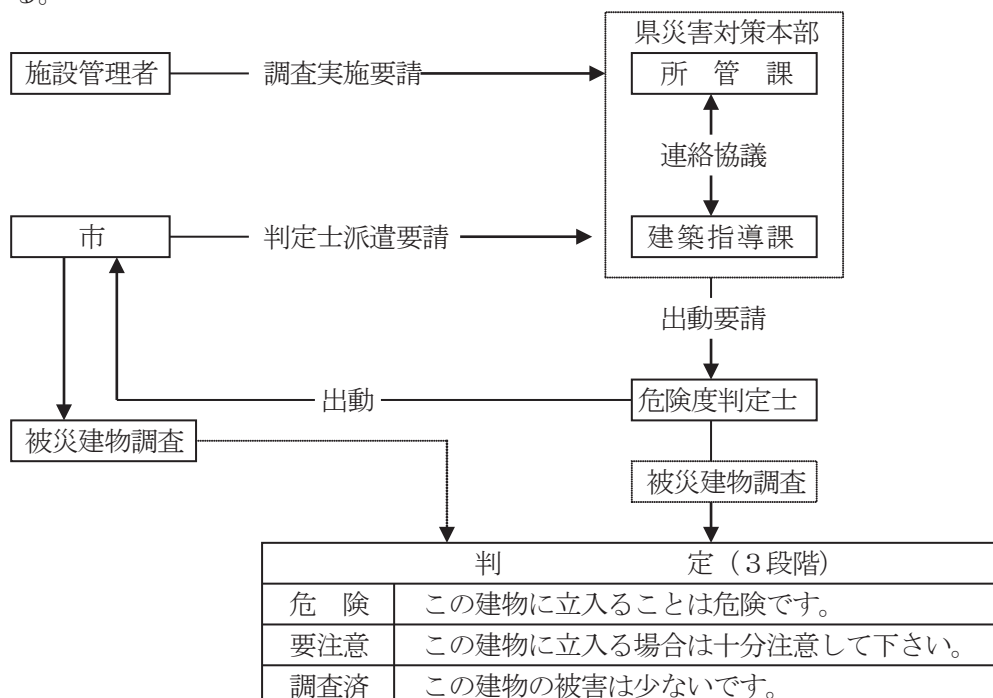
ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について市に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

(5) 二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



第2項 復旧対策

各施設管理者は、市と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、地震等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接関わるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

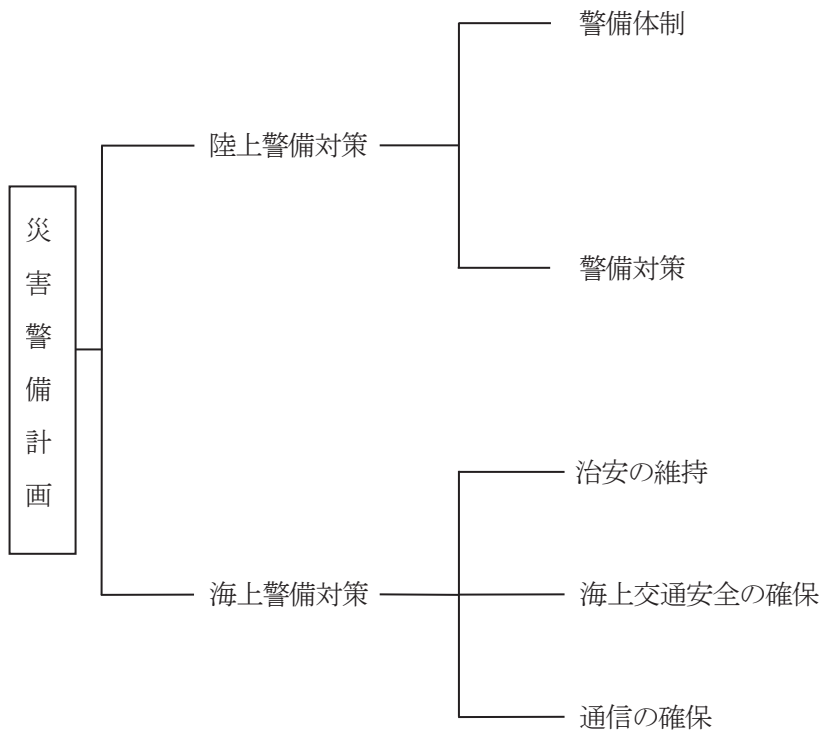
【非常時の連絡先】

西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部	運転事故又は災害対策本部	TEL : 082-264-6311
山陽新幹線統括本部	運転事故又は災害対策本部	TEL : 06-6101-6101

第17章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため山口警察署、山口南警察署及び徳山海上保安部は、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる



第1節 陸上警備対策【山口・山口南警察署】

第1項 警備体制（災害警備実施計画）

1 職員の招集・参集

職員は、県内に地震及び津波による災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第一次体制

ア 県内において、震度4及び震度5弱の地震が発生したとき

イ 津波警報が発表されたとき

(2) 第二次体制

ア 県内において震度5強の地震が発生したとき

イ 津波警報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき

(3) 第三次体制

ア 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき

イ 津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し又は発生が予想される場合は、山口警察署及び山口南警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

地震又は津波による大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 救出救助活動

山口警察署長及び山口南警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(2) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障がい者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

地震により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

第2節 海上警備対策【徳山海上保安部】

第1項 治安の維持

海上保安部・署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 海上交通安全の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等、規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

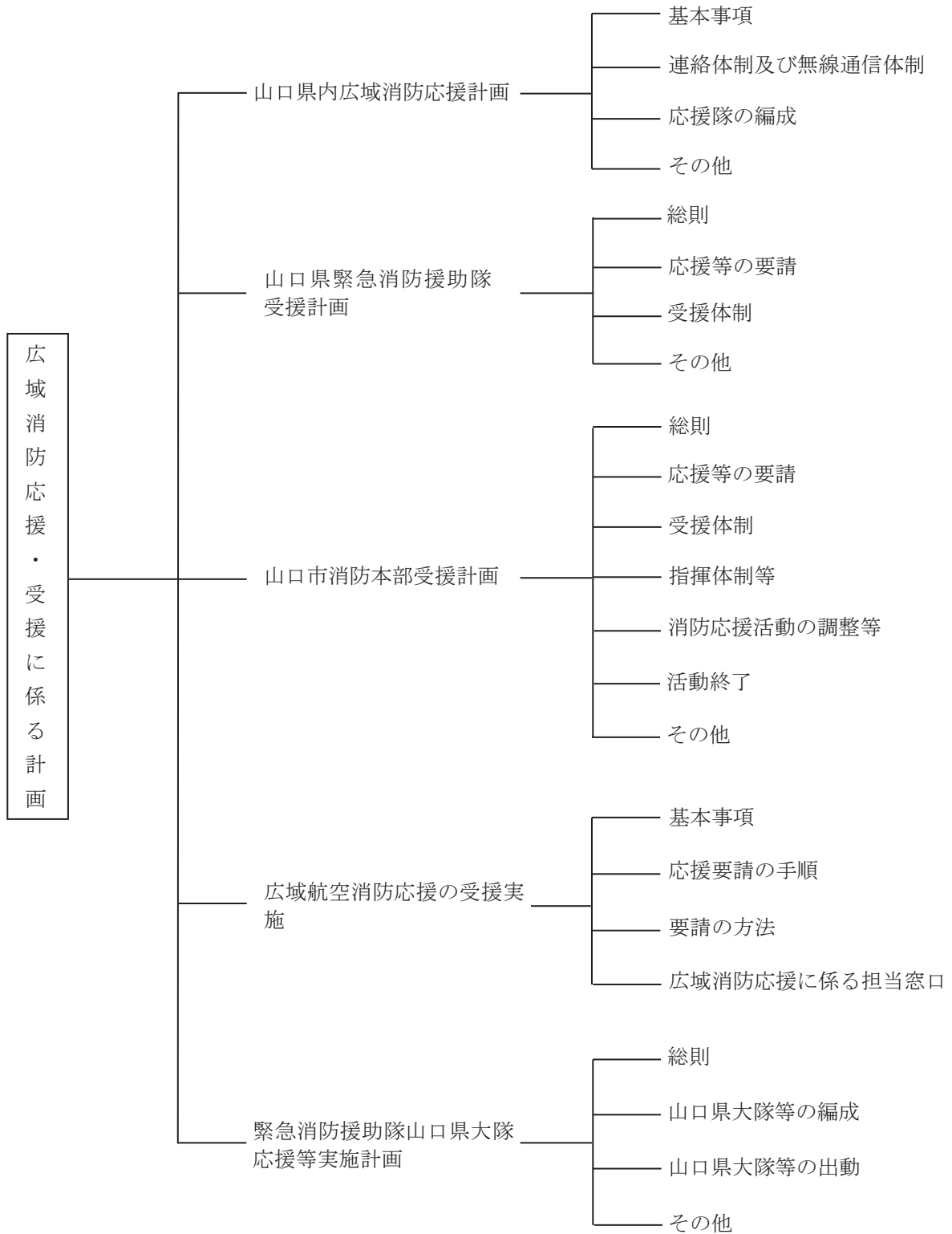
第3項 通信の確保

海上保安部・署は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備および通信要員の配置を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第18章 広域消防応援・受援に係る計画

水火災、地震及びその他災害の発生に際し、市の所有する消防力だけでは対応できない場合に、県及び県内市町並びに各消防一部事務組合、さらには他の都道府県が、相互の消防力を活用して、災害の被害を軽減し、拡大防止を図るための、消防応援及び受援等について定める。



第1節 山口県内広域消防応援計画

本編第3編第23章第1節参照

第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

本編第3編第23章第2節参照

第3節 山口市消防本部受援計画

本編第3編第23章第3節参照

第4節 広域航空消防応援の受援実施

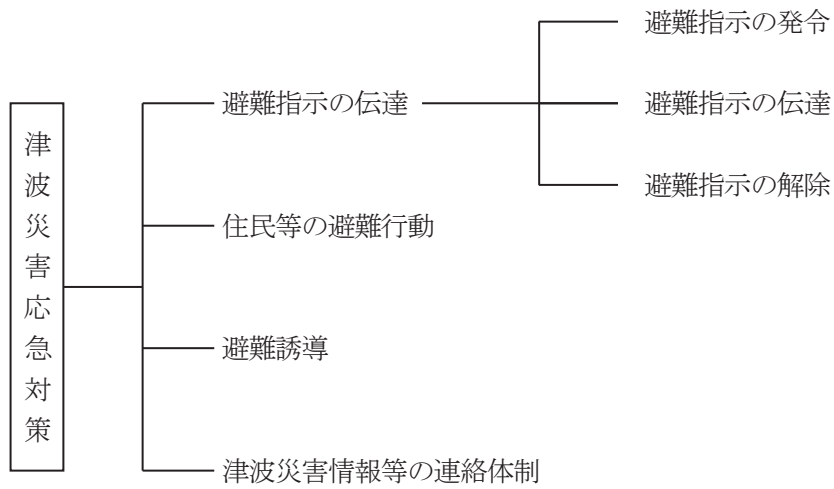
本編第3編第23章第4節参照

第5節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

本編第3編第23章第5節参照

第19章 津波災害応急対策計画

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第1節 避難指示の伝達

第1項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、市は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示を行う。

- 1 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示を発令する必要がある。
- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第2項 避難指示の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示を発令した市は、速やかに、その内容を防災無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

- 1 住民に対する内容
 - (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
 - (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
 - (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
 - (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
 - (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。
- 2 船舶に対する内容
 - (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
 - (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
 - (3) 揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。
 - (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
 - (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等解除までは沿岸部に近づかない。

- (6) 津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された勧告等のおり安全対策を実施する。

※ 時間的余裕のある場合にのみ行う。

第3節 避難誘導

- 1 市は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市職員、自主防災組織等については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

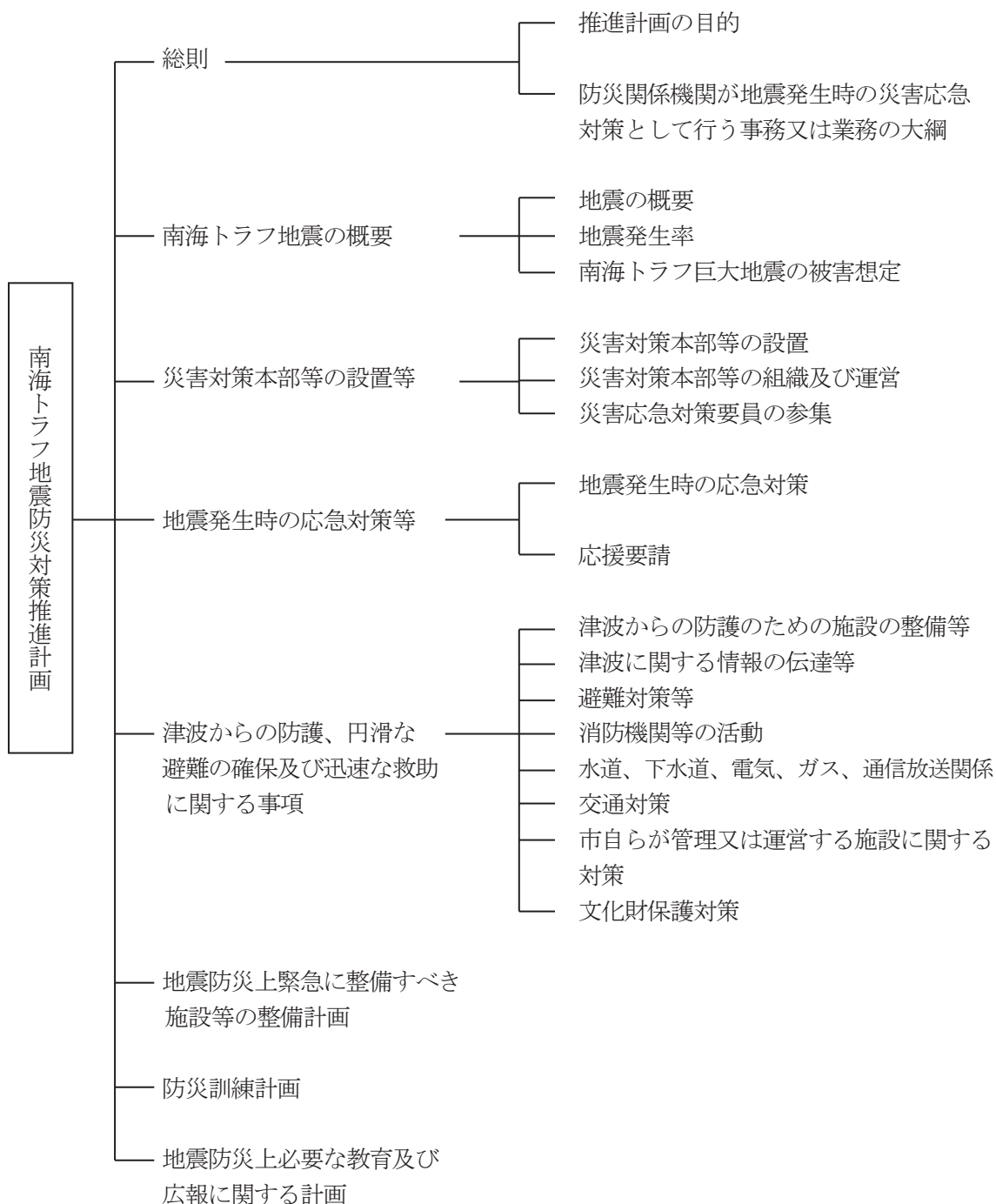
第4節 津波災害情報等の連絡体制

- 1 県及び市、防災関係機関等は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 市は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。



第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域

平成26年3月28日に、県内では下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。（1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在））

※推進地域の指定基準

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については、山口市地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。）第1編第3章第2節に定めるとおりである。

第2節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて

広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

被害は、死者が最大で23人と想定され、このうち23人（100%）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で641棟と想定され、このうち津波によるものが318棟と最も多く、次に多いのが323棟の液状化によるものである。

また避難者は9,059人（1日後）、経済被害額は46,241百万円と想定される。

1 震度分布

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本市は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。本市では震度5強の揺れが想定されている。

最大震度	山口市の震度別面積率					
	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下
5強	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	46.8%	50.5%

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

2 津波の高さ

本市では3.2mの最高津波水位が想定されている。

3 津波が到達するまでの時間

最高津波水位が本市沿岸に最も早く到達する時間は308分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは59分となっている。

4 人的被害（被害が最大となるもの） (単位：人)

区分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	備考
死者数	0	23	0	0	0	23	冬深夜
負傷者数	4	3	0	0	0	7	冬深夜

※早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

5 建物被害（被害が最大となるもの） (単位：棟)

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	0	318	323	0	0	641	
半壊棟数	28	1,469	68	0	-	1,565	

6 ライフライン施設被害

区分			直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
上水道	断水人口	%	2,871人	1.5	2,871人	1.5	197人	0.1	0人	-
下水道	支障人口	%	394人	0.3	394人	0.3	394人	0.3	0人	-
電力	停電軒数	%	464軒	0.4	242軒	0.2	0軒	-	0軒	-
固定電話	不通回数	%	330回線	0.5	227回線	0.3	227回線	0.3	0回線	-
ガス	供給停止戸数	%	0戸	-	0戸	-	0戸	-	0戸	-

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 交通施設被害

道路被害箇所	64箇所
--------	------

8 生活支障等

区分		1日後	1週間後	1ヶ月後
避難者	避難所避難	6,022人	693人	261人
	避難所外避難	3,037人	211人	609人
	合計	9,059人	904人	869人

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

9 経済被害（直接被害）

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

建物倒壊等による直接被害	社会基盤への直接被害	合計
41,476百万円	4,765百万円	46,241百万円

※建物倒壊等による直接被害とは、住宅、家財、建物、機械・装置、在庫、建物倒壊等の除去・処理費など。社会基盤への直接被害とは、ライフライン（電力・通信・ガス・上下水道施設）、交通施設（道路、鉄道、港湾）など。

10 防災・減災対策による被害軽減効果

今後の防災対策を推進することによる、人的被害の減災効果の試算結果は次のとおりとなる。

(1) 津波からの早期避難による死者数の軽減

早期避難率を100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると、津波で亡くなる人がいなくなる。【100%減】

(2) 建築の耐震化促進による死者数の軽減（建物倒壊）

耐震化率を100%まで向上させると建物の倒壊により亡くなる人がいなくなる。【100%減】

※山口市は建物倒壊による死亡者の被害想定なし

第3節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

【震災対策編第3編第1章第1節】に定めるところにより行うものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

【震災対策編第3編第1章第1節】に定めるところにより行うものとする。

第3項 災害応急対策要員の参集

【震災対策編第3編第1章第1節】に定めるところにより行うものとする。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達における役割は、震災対策編第3編第2章第1節に定めるとおりとする。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、(情報の種類に応じて)被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、震災対策編第3編第2章第2節に定めるところにより行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

市は、地震による二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

4 救助・救急・消火・医療活動

震災対策編第2編第10章及び第11章、第3編第3章及び第11章に定めるところにより行うものとする。

5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

6 輸送活動

震災対策編第2編第13章及び、第3編第7章に定めるところにより行うものとする。

7 保健衛生・防疫活動

震災対策編第3編第9章に定めるところにより行うものとする。

第2項 応援要請

- 1 市は必要に応じて、事前に締結している相互応援協定及び震災対策編第3編第5章第1節に従い人員派遣や物資等の提供の要請を行う。
- 2 市は自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は速やかに災害対策本部会議に諮り、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、震災対策編第3編第5章第2節第1項に定めるとおりである。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
- (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4節第1項の1のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3項 避難対策等

- 1 市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。
- 2 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。
- 3 市は、必要に応じて想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行うものとする。
- 4 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 5 市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

第4項 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策

- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。
- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、震災対策編第3編第15章第4節に定める措置を講じる。

2 下水道

【震災対策編 第3編 第15章 第5節】に定める措置を講じる。

3 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う措置
震災対策編第3編第15章第2節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置
震災対策編第3編第15章第3節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 通信

- (1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置
震災対策編第3編第15章第6節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- (2) 市が行う支援の措置
震災対策編第3編第2章第3節に定める措置を講じる。

6 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置
震災対策編第3編第2章第5節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- (2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置
震災対策編第3編第2章第5節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。

3 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

第7項 市自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設（図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討するものとする。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校にあつては、

(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部および現地対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 3 工事中の建築等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、市は以下のような対策を推進する。

- 1 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リストを整備する。
- 2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。
- 3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。
- 4 防災設備の点検・整備を行う。所有者に対しては点検や整備を支援する。
- 5 消防、市町、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。
- 6 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 7 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、震災対策編第3編第2章第1～5節を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は震災対策編第3編第2章第1～5節を準用する。

- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については震災対策編第3編第2章第5節を準用する。

- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、震災対策編第3編第2章第2節に定めるとおりとする。

- 4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。
- (2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、震災対策編第3編第15章第4節に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 電気

ア 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う措置

必要な電力を供給する体制を確保するものとし、震災対策編第3編第15章第2節に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、震災対策編第3編第15章第3節に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、震災対策編第3編第15章第6節に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

震災対策編第3編第2章第4節に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置震災対策編第3編第2章第4節に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 金融

指定公共機関日本銀行下関支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

10 交通

(1) 道路

ア 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

1 1 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法
- (オ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は震災対策編第3編第2章第1～5節を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法についてはその体制及び周知方法については震災対策編第3編第2章第5節を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

震災対策編第2編第5章第1～4節に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

2 避難場所の整備

震災対策編第2編第4章第1～9節、第17章第3節に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

震災対策編第2編第4章第1～9節、第17章第3節に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設

震災対策編第2編第17章第3節に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

- 5 消防用施設の整備等
消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。
- 6 通信施設の整備
県、市町、その他防災関係機関は第4節第2項に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 3 市は、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、出前講座などの機会を活用し、住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
 - (6) 正確な情報入手の方法
 - (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (8) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - (10) 避難生活に関する知識
 - (11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - (12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - (13) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等
震災対策編第4編第1章第1節を準用する
- 3 児童、生徒等に対する教育
震災対策編第2編第1章第1～3節に定めるところによるものとする。
 - 4 防災上重要な施設管理者に対する教育
震災対策編第2編第1章第1～3節に定めるところによるものとする。
 - 5 自動車運転者に対する教育
震災対策編第2編第1章第1～3節に定めるところによるものとする。
 - 6 相談窓口の設置
県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 4 編

災害復旧・復興計画

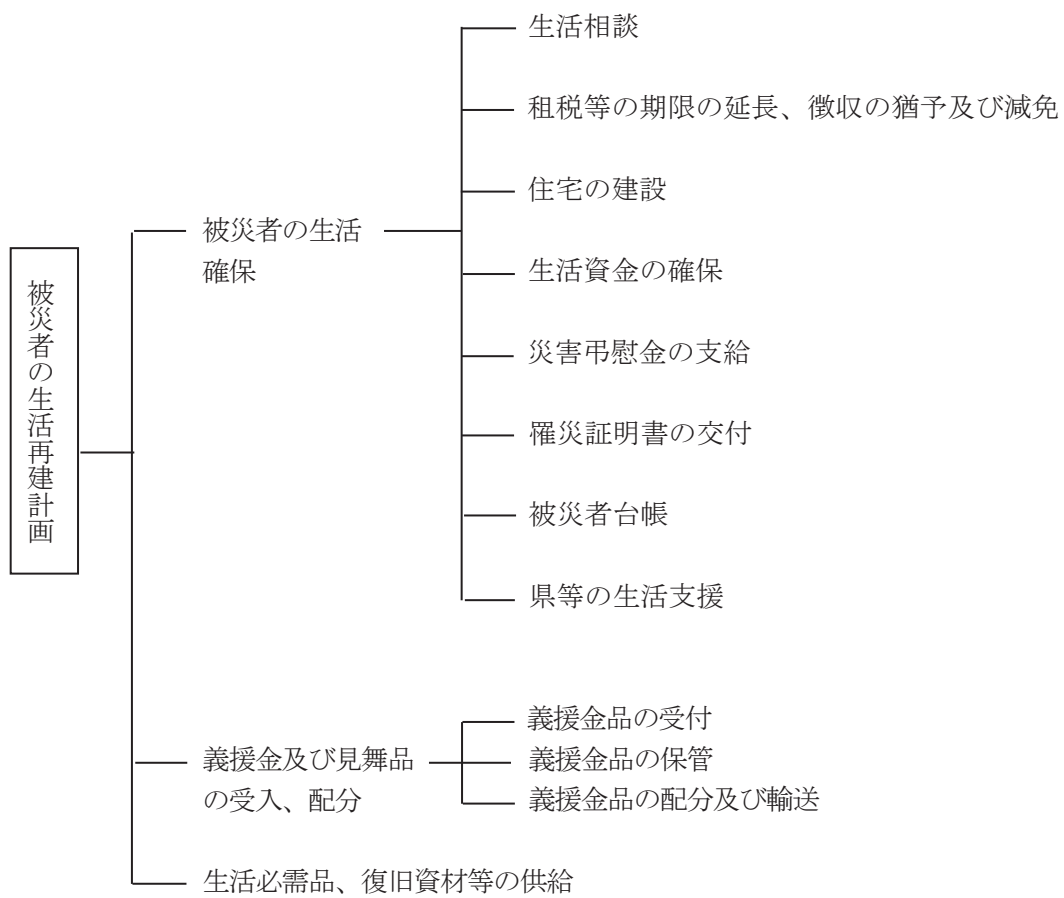
第4編 災害復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方

大規模地震が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災者の生活確保

地震等の災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう市は被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税等の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援助資金の貸付等について必要な措置を講じる。

第1項 生活相談

1 被災者相談所の設置

災害発生後から被災者、一般市民、マスコミ、県等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市は、次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
総合政策対策部	1 市は、被災者のための相談所を庁舎、各総合支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じる。 3 県、関係防災機関と関係を密にし、相談内容の対応への充実に努める。

2 相談体制の充実強化

相談内容に的確に対応するためには、県及び国の担当部局と連携し、職員及び専門家の派遣を要請する。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者、外国人に対する通訳ボランティア等にも参加してもらうなど、相談体制の充実強化を図る。

(1) 考慮すべき相談内容

- ア がれき処理、被災住宅の修理及び応急仮設住宅のあっせんに関する相談
- イ 安否確認、行方不明者の捜索等に関する相談
- ウ り災証明書の発行及び災害弔慰金、災害融資に関する相談
- エ 避難生活、教育、福祉等の生活相談
- オ 各ライフラインの復旧見通し及び応急修理に関する相談
- カ 各種法律及び保険相談
- キ 建物応急危険度判定の手続き
- ク メンタルケア等健康管理及び医療相談
- ケ 生業資金のあっせん、融資及び税金に関する相談

(2) 事後処理対応の迅速化

相談可能な事項を迅速に処理するのみならず、解決困難なものについても、その内容を関係機関に連絡する等速やかな対応を講じる。

第2項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

1 各機関租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実 施 機 関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税 務 署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税 務 課) (市 町 課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市町においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。

市	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法及び山口市税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
---	--

※ 地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

2 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納付義務者に対して国民健康保険法及び山口市国民健康保険条例等に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

3 介護保険料の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納付義務者に対し介護保険法、山口市介護保険条例及び同施行規則、山口市介護保険料減免要綱に基づき、介護保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応し、適時、適切な措置を講じる。

第3項 住宅の建設

地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

震災対策編 第3編 第10章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

3 既設公営住宅等の修理

市は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

また、これらの災害関連貸付けの対象外の被災者に対しても、個人住宅資金(一般住宅)について、特例として融資条件の優遇措置が行われる。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市は、被災地のり災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき債務を保障するよう努める。

イ 災害予防関連融資

①地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に

基ついて、地すべり等による被害に遭うおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

②宅地防災工事融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項及び第2項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障がい者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は身体障がい者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第4項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者(個人)が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市は、これらの資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行う。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷又は住居・家財等に被害をうけた低所得者世帯等に対して貸付けられるものとして、災害援護資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、教育支援資金、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金がある。

(2) 申込先

市社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金が

ある。

イ 申込先

(ア) 市福祉事務所

(イ) 山口健康福祉センター

※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦(配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等)に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤務している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内

(2) 償還期間 10年以内

(3) 利率 年1.58% (保証料別途)

(4) 申込先 中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 市(条例) (3) 経費負担 国 2/3 県 1/3 (4) 対象となる災害 県内において救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3ヵ月以内 (2) 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) (3) 償還期間 10年(うち据置期間3年) (特例: 据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (5) 貸付利率 年3%以内で条例で定める額

<p>ただし、住居が滅失した場合は1, 270万円に緩和</p>		<p>(3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内</p> <p>(4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 350万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350万円以内</p>	<p>(6) 保証人 各市町の条例による</p>
----------------------------------	--	--	-------------------------------

第5項 災害弔慰金等の支給

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障がい見舞金を支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	<p>1 市の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合</p> <p>2 県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合</p> <p>3 県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体市(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/4 県 1/4 市 1/4</p>	<p>死亡者の配偶者</p> <p>〃 子</p> <p>〃 父母</p> <p>〃 孫</p> <p>〃 祖父母</p> <p>〃 死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)</p>	<p>1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内</p> <p>2 それ以外の場合 250万円以内</p>	<p>1 支給の制限</p> <p>(1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(市長の判断による)</p> <p>(2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合</p> <p>ア 警察表彰規則</p> <p>イ 消防表彰規定</p> <p>ウ 賞じゅつ金に関する訓令</p> <p>(3) その他市長が支給を不相当と認める場合</p> <p>2 支給の方法等 市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p>
災害障がい見舞金	<p>4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合</p>		<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障がいを有する場合支給する</p> <p>ア 両眼が失明したものの</p> <p>イ 咀嚼及び言語の機能を廃したものの</p> <p>ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</p> <p>エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</p> <p>オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>カ 両上肢の用を全廃したものの</p> <p>キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>ク 両下肢の用を全廃したものの</p> <p>ケ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</p>	<p>1 障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内</p> <p>2 それ以外の場合 125万円以内</p>	

第6項 罹災証明書の交付

被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

ここで、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第7項 被災者台帳

1 作成

市は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

市は、次の場合にあつては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は申請者に提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第8項 県等の生活支援措置

1 職業あっせん、雇用保険の給付対策等

地震等の災害により、失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県(商工労働対策部)は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

(1) 職業あっせん計画

ア 県(労働政策課)は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図る。また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図る。

イ 地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、必要な措置を講じ、離職者の早期再就職を図る。

(2) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給する。

(3) 被災事業主に関する措置

ア 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じる。

イ 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

2 被災者等に対する援護措置

県内において発生した災害に係る被災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金	額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死亡	死亡者1人につき	100,000円
重傷	重傷者1人につき	50,000円

3 被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

(1) 被災者生活再建支援法の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法(以下「法」という。以下この章において同じ。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

イ 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

(ア) 法の対象となる自然災害

a 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町の区域に係る自然災害

b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害。

c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

d aまたはbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害。

e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害。

f a 若しくはbの市町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5人未満の市町にあっては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。

(2) 被災者生活再建支援制度

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

(ア) 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の(1)イ(i) a～fの自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(イ) 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の3つの支援金の合計となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (ア(ア)①に該当)	解体 (ア(ア)②に該当)	長期避難 (ア(ア)③に該当)	大規模半壊 (ア(ア)④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

* 「中規模半壊世帯」は支給なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

* 「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額

* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。（「中規模半壊世帯」は1/2の額）

(3) 支援金の支給申請等

① 申請期間

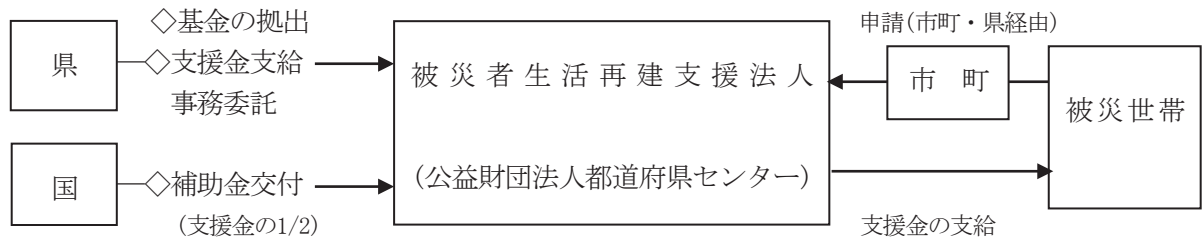
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

② 申請時の添付書類

- (ア) 基礎支援金：り災証明書、住民票等
- (イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

③ 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



④ その他

平成19年12月14日から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律が施行されたが、改正法の公布日（平成19年11月16日）より前に生じた災害（平成17年台風第14号）については、なお旧法令が適用される。

(4) 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県1/2、市町1/2）。

4 物価安定対策

地震災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 県、市及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向を調査する。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

5 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

郵便事業株式会社・郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

6 放送受信料の免除

日本放送協会は、災害救助法による救助が行われた区域内で半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料の免除。

7 電話料金等の減免

西日本電信電話株式会社は、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞品の受入・配分【健康福祉対策部・協力対策部】

地震災害等の大規模な災害が発生した場合、県内はもとより全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日赤山口県支部がとる対応について、必要な事項を定める。

第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。
なお、小口、混載の義援物資は、内容物の確認、仕分け作業が必要となることから、個人からは原則として義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合は真に必要とするものに限定する。
有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付に係る各機関の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	措 置 内 容
市	<p>(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。【様式：義援金受付簿5-2】</p> <p>(2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。【様式：義援金品受領書5-1】</p> <p>(3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。</p> <p>(4) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。</p>
県	<p>(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は、受付窓口を県庁内に開設する。</p> <p>(2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。</p> <p>(3) 県が直接受領した義援金品について、原則として寄託者に受領書を発行しない。</p> <p>(4) 義援品の受入については、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。</p> <p>なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。</p> <p>また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。</p>
日赤山口県支部	<p>県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び市町において受け付ける。</p> <p>ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p>

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機 関 名	措 置 内 容
市	<p>1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。</p> <p>2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受け入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。</p> <p>ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。</p>
県	<p>1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市町に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、預金保管する。</p> <p>2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。</p> <p>ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。</p>
日赤山口県支部	<p>義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。</p>

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機 関 名	措 置 内 容
市	<p>市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。</p> <p>1 義援金</p> <p>(1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。</p> <p>(2) り災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、この発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。</p> <p>2 義援品</p> <p>(1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。</p> <p>(2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。</p>
県	<p>1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。</p> <p>2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。</p>
日赤山口県支部	<p>1 日赤山口県支部に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。</p> <p>ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。</p> <p>2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。</p>

第3節 生活必需品、復旧資材等の供給【総務対策部・地域生活対策部】

市は、県が実施する被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保等について、情報提供等に協力する。

1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

2 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

3 関係機関等への協力要請

生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。

(1) 情報提供

(2) 調査

(3) 集中出荷

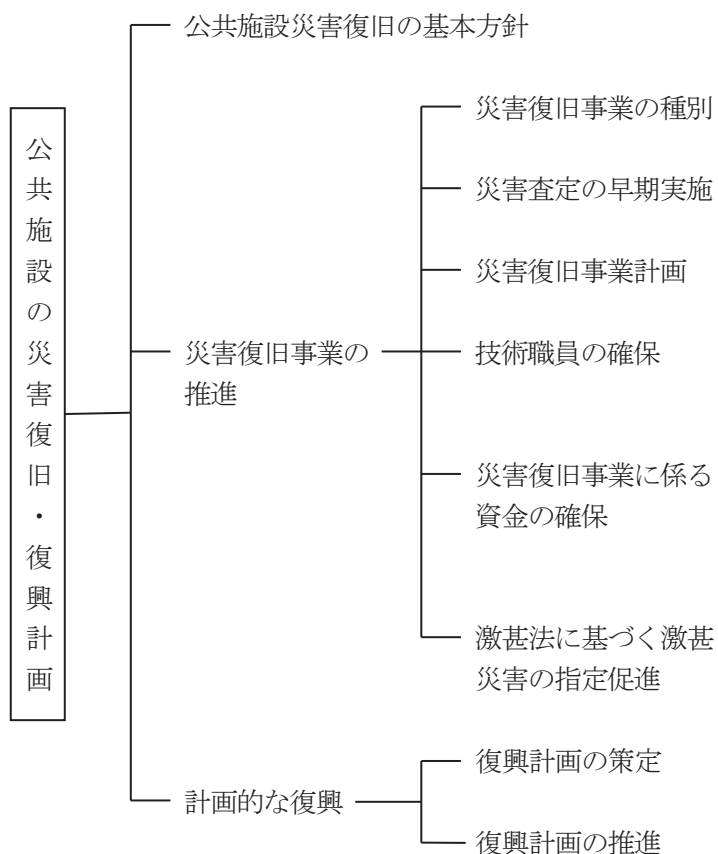
(4) その他の協力

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、地震等の災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するよう努める。

第2節 災害復旧事業の推進

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業
 - (3) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (7) 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業
 - (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業
 - (10) 下水道公共土木施設災害復旧事業
 - (11) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市は、災害発生後できる限り速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努める。

なお、査定に当たっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊急事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図る。

市において技術職員の不足が生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処する。この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 下水道法
- (20) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債

- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(天災融資法が発動された場合に適用)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により、地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は、県と連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

- 1 計画策定組織の整備
学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。
- 2 計画策定の目標
再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 復興計画の策定
 - (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
 - (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
 - (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
 - (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。
- 4 住民への情報提供
復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努める。

第2項 復興計画の推進

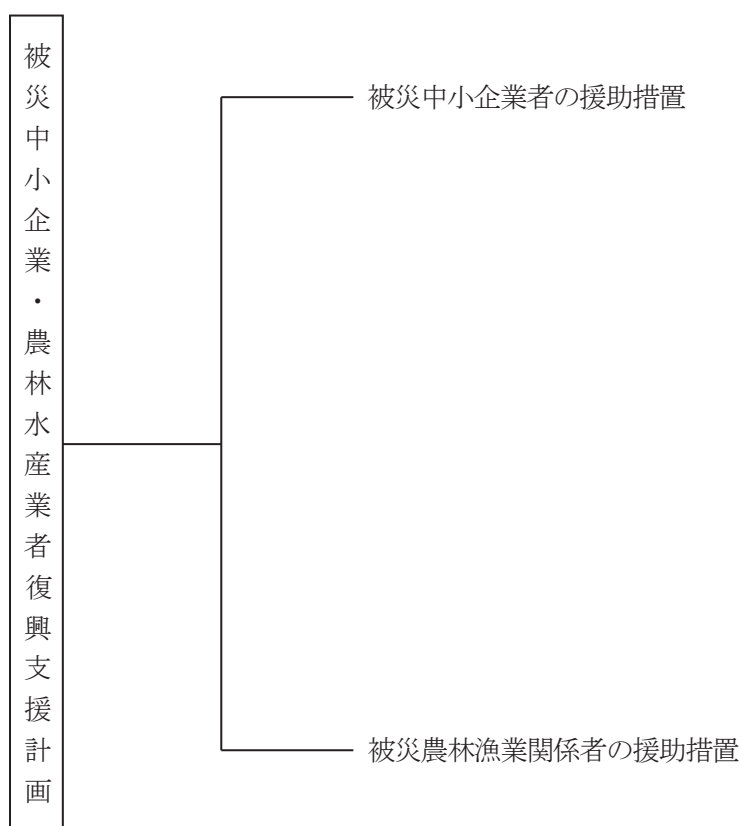
事業の実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模地震等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図るうえで重要なものとなることから、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災中小企業者の援助措置

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。

このため、県（経営金融課）は、被災した中小企業の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、必要な措置を講じる。

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保障増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について、速やかに把握する。
- 8 市町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

地震災害等により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

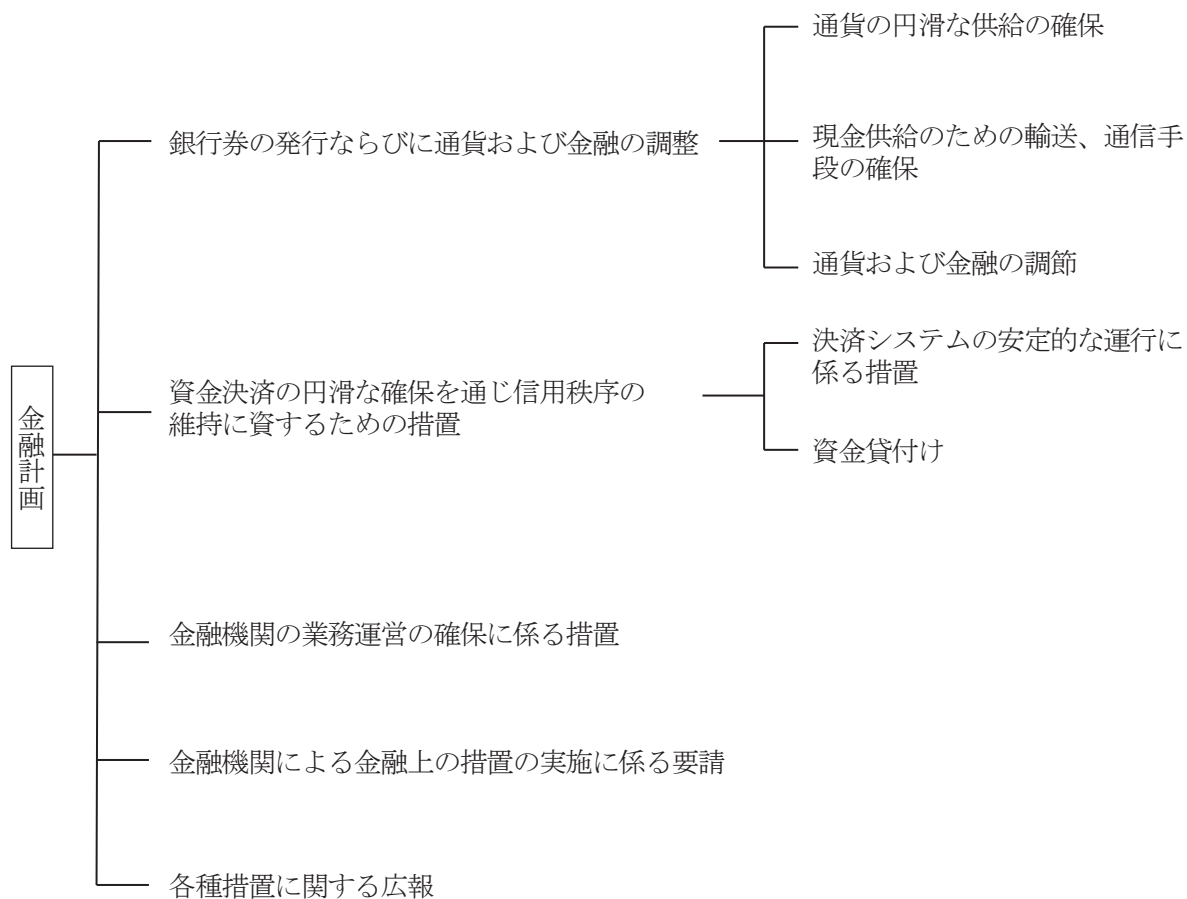
- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あつせん。
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。
- 3 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあつせん並びに既存貸付金の償還期限の延長措置等。
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第4章 金融計画

基本的な考え方

大規模地震等の災害発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。



第1節 通貨の供給の確保

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨および金融の調節

必要に応じ適切な通貨および金融の調整を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに金融機関に対し、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関等に対し要請したときは、関係行政機関と協議の上、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。